

令和3年3月8日開会

令和3年3月22日閉会

令和3年第2回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和3年第2回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 3月8日(月)から3月22日(月)までの15日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	3月8日	月	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告、施政方針 6 常任委員及び議会運営委員等の選任 7 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 8 議案の上程、説明(補正予算、条例等、一般会計[当初])
第2日	3月9日	火	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の上程、説明(特別会計[当初]、その他)
第3日	3月10日	水	午前9時	休 会(本会議) 議会全員協議会 午前9時～
第4日	3月11日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案質疑、委員会付託
第5日	3月12日	金	午前9時	休 会(本会議) 現地視察 総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
第6日	3月13日	土		休 会
第7日	3月14日	日		休 会
第8日	3月15日	月	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	3月16日	火	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	3月17日	水	午前9時	休 会(本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～
第11日	3月18日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第12日	3月19日	金		休 会
第13日	3月20日	土		休 会
第14日	3月21日	日		休 会

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第15日	3月22日	月	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和3年第2回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	3月 8日 (月)	1
◎第 2 日	3月 9日 (火)	21
◎第 4 日	3月11日 (木)	27
◎第11日	3月18日 (木)	87
◎第15日	3月22日 (月)	131

令和3年第2回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和3年3月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年3月8日 午前9時00分開会 午後3時30分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 神崎 良一 5番 山本 稔 6番 居樹 豊
7番 万代 哲央 8番 西中 純一 9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享 11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
健康福祉課長 松田 明久 介護保険課長 則枝 日出樹
産業振興課長 河野 憲一 都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 久永 敏博 総務事業部長 今田 好泰
教育次長 万代 明 社会教育課長 菅崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	会議録署名議員の指名について	9番 安東哲矢 10番 当瀬万享
日程第2	会期の決定について	15日間
日程第3	諸般の報告	町長
日程第4	選任第1号 常任委員会委員の定数及び委員の選任について	選任
日程第5	選任第2号 特別委員会委員の選任について	選任
日程第6	選任第3号 議会運営委員会委員の選任について	選任
日程第7	選任第4号 議会広報編集委員会委員の選任について	選任
日程第8	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について	適任
	諮問第2号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第9	議案第2号 第2次和気町総合計画基本構想の策定について	説明
日程第10	議案第3号 新町建設計画の変更について	説明
日程第11	議案第4号 令和2年度和気町一般会計補正予算（第8号）について	説明
	議案第5号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	説明
	議案第6号 令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第7号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第8号 令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第9号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第10号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）について	説明
	議案第11号 令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第12号 令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第13号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	説明
日程第12	議案第14号 和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第15号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第16号 和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定について	説明
	議案第17号 和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第18号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第19号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第20号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第21号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第22号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明
	議案第23号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明
日程第13	議案第24号 令和3年度和気町一般会計予算について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回和気町議会定例会を開会します。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は御出席を控えていただくようお願いいたします。

また、飛沫防止用のアクリル板を演台に設置いたしております。登壇されて発言される場合は、マスクを外して発言をしていただき、発言が終わりましたらマスクの着用をお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 安東哲矢君及び10番 当瀬万享君を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る3月1日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、去る3月1日午前11時から本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、総務部長、財政課長出席の下、協議した結果を御報告いたします。

まず、会期ですが、本日3月8日から3月22日までの15日間といたしました。

日程につきましては、第1日目、本日ですが、会期の決定、諸般の報告、委員会委員の選任、補正予算、条例、一般会計の当初予算の上程、説明を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。一般質問の受付は本日12時までといたします。

第2日目は、特別会計の当初予算の上程、説明を行います。

第3日目は、午前9時から議会全員協議会を開催いたしまして、第2次総合計画、バス運行等について行いたいと思います。

第4日目は、全議案の質疑と委員会付託を行います。

第5日目、午前9時から各常任委員会において現地視察を予定しております。

第6日目、第7日目は、休会といたします。

第8日目は、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目は、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。

第11日目は、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会、議会広報編集委員会を開催いたします。

第12日目は、一般質問の予備日となっております。

第13日目、第14日目は、休会でございます。

第15日目、各委員長から審査結果の報告、討論、採決を行います。

なお、今期定例会も新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開催いたします。議員におかれましては、登庁前の検温、手指消毒、マスクの着用など、感染防止に御協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で簡単ですが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、本年第1回臨時会以降、特にございません。

次に、町長から諸般の報告と併せて、令和3年度町政執行に当たり施政方針演説がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） ここで、議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回和気町議会定例会の開会に際し、議会に提案をいたしております令和3年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たりまして、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位、並びに町民各位の御理解を賜りたいと存じます。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によりまして、国内外が未曾有の混乱と戦後最悪の経済危機に直面をいたしました。未知なる脅威の中、リスクと向き合い、命を守る最前線で力を尽くされている医療従事者や福祉現場の方々の崇高な行動と御家族の皆様への支えに対し、深く敬意を表するとともに、心からの感謝を申し上げます。新型コロナウイルスの急激な感染拡大という予期しない事態に遭遇し、その対策に一刻の猶予も許されない中、全速力で特別定額給付金の給付を進め、町民や事業者に対する支援として、商品券事業や水道料金の免除、町独自の事業持続化給付金、就学支援金の給付事業を実施いたしました。

今年1月に閣議決定された令和3年度の政府経済見通しにおいて、令和3年度の経済財政運営の基本的態度に基づく総合経済対策の円滑かつ確実な実施等によりまして、令和3年度の実質GDP成長率は4.0%程度、名目GDP成長率は4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれるとされておるところでございます。しかしながら、昨年1年間のGDPの伸び率は、前の年と比べましてマイナス4.8%と、リーマン・ショック以来、11年ぶりのマイナス成長となったことが内閣府により発表され、新型コロナウイルスによる日本経済の打撃の大きさが示されました。また、2月2日の東京商工リサーチの発表によると、新型コロナ関連の経営破綻が全国で累計1,000件に達したと報道がなされたほか、有効求人倍率の下落と低迷、完全失業率の悪化など、決して緊張を緩めることはできない状況が続いております。こういった中、和気町の財政状況について申し上げます。

令和2年度の決算見込みについてでございますが、新型コロナ感染症の影響により、住民生活、経済活動に制

限を受ける中で、各種事業の中止、規模縮小を余儀なくされる一方、感染予防対策や経済対策について、積極的な取組を図ってまいりました。今回提案の一般会計補正予算後において、なお財政調整基金からの繰入予定額が1億円と、依然厳しい財政状況ではあるものの、今後、各種交付金等の確定、歳出不用額等により、最終的には均衡ある収支結果となるものと考えているところでございます。いまだ先行きが不透明な状況であり、新型コロナに起因する収入減少や歳出増大も見込まれることから、さらなる行財政改革に取り組むとともに、新たな一般財源を確保するための努力も不可欠であり、財政基盤の強化に向け、引き続き全庁挙げて取り組んでまいります。私はこのような状況を真摯に受け止めて、事務事業の効率的な執行とめり張りのある行財政運営を行い、町民のニーズに応えとともに、将来のまちづくりに責任を持って最後まで町政のかじ取りを行う決意であります。

それでは、次に町政運営の基本方針について述べさせていただきます。

今日の地方自治体を取り巻く状況は、地方分権が進む一方、急速な人口減少と少子・超高齢社会の到来という歴史的な転換期に直面いたしております。本町においても、合併から15年が経過いたしまして、環境が大きく変化いたしております。頻発する大規模自然災害や新型コロナウイルスの世界的な流行など、社会不安が増幅する中、安全・安心を基調としつつ、人口減少や少子高齢化を乗り越え、住み心地のよいあまねく人と地域が輝くまちを全力でつくり上げていくため、第2次和気町総合計画をまとめたところであります。

このような社会情勢の下、本町における明るい兆しとしては、ここ数年、子育て世代を中心とした移住者による人口増が続き、社会増減ではプラスになるなど、移住・定住施策が功を奏している面も見られます。町としては、こうした一筋の光を糧といたしまして、若年層の定住をさらに促し、人口構成のバランスの取れた活気にあふれた持続可能なまちづくりの機を逸することなく推進していく所存でございます。

一方、第1次和気町総合振興計画策定時の予想よりも人口減少が早まってきているとともに、結婚や出産を機に若い人々が他の都市に転出する傾向が見られ、未来を担う若年世代の減少傾向が今後さらに進むことも懸念されるところであります。平成27年度に策定いたしました第1期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、施策の重要な目標である定住人口の増大という面で一定の成果が得られたところでございます。さらに、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立するために、まちの受皿としての機能強化や子育て世代を呼び込むための安定した雇用の創出という面で強力な施策の展開が必要となります。国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨を踏まえつつ、社会情勢の変化やこれまでの施策の実施、効果等を把握し、見直しを図りながら、総合戦略を第2次和気町総合計画前期基本計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、本町の最重要課題である人口減少の克服と地方創生を政策的に推し進めることによりまして、総合計画を一層充実強化して取り組んでまいります。

国の総合戦略については、社会の変化に対応し、地域におけるSociety 5.0の推進、SDGsの実現などの持続可能なまちづくりといった新しい時代の流れに沿った施策が既になされております。本町においても、未来技術の活用策については、国の地方創生の流れに沿う形で、中山間地域の課題解決にドローン活用技術を積極的に取り入れ、主に物流に関する実証実験をこれまで行ってまいりました。今後は、物流、防災、インフラ点検、農業などの分野において、社会実装に向けた動きをさらに加速させていきたいと考えておるところでございます。

また、SDGsに掲げるゴールに関しましては、本町が第2次総合計画において目指す理想の未来と合致するものでありまして、地球市民としての役割を果たすため、総合計画の基本計画の各分野施策とSDGsの17の目標との関連性を示した各施策を推進することにより、SDGsの目標達成につなげていくものいたします。

先般、国においては、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、中・長期的な成長力強化の取組を推進していくことができるように、総額106兆6,0

00億円の令和3年度一般会計予算が編成されたところであります。和気町の令和3年度の予算編成では、健全で持続可能な財政運営を基本といたしまして、町民福祉の一層の向上、活力あるまちづくりに資する重点施策に取り組まなければならないと考えておりまして、特に第2次和気町総合計画に掲げる人口減少対策の各種事業、安全・安心のまちづくり、防災・減災事業に注力しながら取り組むことといたしております。

次に、令和3年度の主要事業の概要については、第2次和気町総合計画の基本構想に掲げている7つの基本目標に沿って述べさせていただきます。

まず、安全・安心で安らぎを実感できる町についてであります。町民の安全を守り、安心して暮らしていける環境づくりは、行政として行うべき最大の使命であると考えております。災害や感染症などの様々なリスクに対応するために、危機管理体制のさらなる充実強化が重要となっております。新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症に対応していくため、引き続き感染症予防対策の普及啓発に取り組むとともに、緊急時に備えた資材の備蓄、県や医療機関との連携強化、感染症に対する体制強化に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、住民が安心して接種を受けることができますように、身近なかかりつけ医など、医療機関での個別接種を基本といたしまして、体制構築を進めます。ワクチン接種を円滑に進めるため、3月10日からコールセンターを開設するとともに、庁内に職員25名から成る対策チームを設置いたしております。接種を想定したリハーサルを行うなど、医療機関への支援ができるよう、万全の体制で臨みます。

防災対策につきましては、指定避難所へWi-Fiを整備し、正確で迅速な情報環境を整備するなど、引き続き指定避難所の設備充実を図るとともに、わがまちハザードマップや要援護者の避難行動計画の作成について、町内全域で整備できるよう、引き続き提案させていただきます。令和2年度から行っております地域防災計画の見直しにつきましては、本町の重点項目を盛り込むとともに、実情に即したものに再編いたしております。また、通学路を中心に防犯灯、防犯カメラの設置を推進し、子供の安全を守ってまいります。さらに、近年深刻な問題となっております特殊詐欺による被害防止を目的に、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、防犯機能付電話器購入費助成について推進してまいります。

次に、新年度において、2か所のしゅんせつ残土等処分場の予算計上をいたしております。西日本豪雨を契機に河川整備の重要性が高まっており、中でも町内の河川には土砂が堆積している箇所が複数あり、国や県がしゅんせつ工事を進めているところですが、東備管内に処分する場所がなく、苦慮しているのが現状であります。候補地の一つは、日笠上地内の県道笹目作東線沿いの谷で、面積3.8ヘクタール、受入れ土量20万立米を予定いたしております。新年度には、測量設計と用地買収を計画、計上いたしております。今後、地元関係者と用地について交渉を進めてまいります。工事については、調整池等の工作物を、建設後、伐採、受入れ開始となります。積み上げるごとに排水工等の工事を施工してまいります。受入土については、国、町のしゅんせつ土等を計画しております。他の工事で土が必要となった場合には、ストックヤードとしての機能も併せ持ちます。もう一つは、働地内と和意谷池の町境の谷で、面積0.6ヘクタール、受入土量3万2,000立米を予定いたしております。新年度には、用地買収を計画、計上いたしております。この処分場は、用地を和気町が確保いたしまして、工事及び設計及び運用につきましては岡山県が進めるもので、金剛川のしゅんせつ残土を主に、東備管内の県工事残土を受け入れるもので、築堤等工事で土が必要となった場合には、ストックヤードとして運用していく予定であり、現在、地元区等と調整を図っているところであります。

また、地球温暖化による気候変動の影響により、台風や豪雨などの異常気象が原因で大規模な災害が増加いたしております。温暖化の原因となっております温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減は喫緊の課題と考えております。このことから、国内外におきましても脱炭素への動きが加速いたしており、社会情勢等も踏まえ、本町としても2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。このため、令和3

年度においては、地球温暖化対策実行計画の改定を実施いたしまして、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指すことを明記するとともに、計画の見直しを行いまして、目標達成に向け取り組んでまいります。なお、5市8町で構成いたしております岡山連携中枢都市圏協議会を2月の中旬に開催いたしまして5市8町において宣言をいたしました。

また、令和3年度から2か年にわたり、家庭の省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出を抑制するため、エコキュートなど、家庭への省エネルギー設備の導入について支援する家庭の省エネ対策加速化事業を実施いたします。地域に配慮した環境にやさしいまちをつくるため、持続可能な循環型社会の実現に向けて、本町ではこれまでにごみの減量化やリサイクルの推進、資源ごみの分別収集を拡充するなどの取組を進めてまいりましたが、ごみの排出量は下げ止まり傾向にあります。今後も、町民、事業者、行政の3者がそれぞれ責務を認識し、役割を果たしながら協働して、ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し利用される循環型社会の形成を推進していかなければなりません。特に生ごみ・剪定枝堆肥化事業についてであります。月平均、約55トン进行处理いたしております。燃えるごみのさらなる減量化につなげるよう、事業推進を図るとともに、安定的、継続的に事業を実施できるよう、コスト低減を図ってまいります。

また次に、変化の時代を生き抜く力を育み、ともに学び続けるまちについてでございますが、まず次代を担う子供たちの豊かな心や主体的に学ぶ意欲を伸ばし、未来社会をたくましく、しなやかに生きる力を育むため、個別最適化された学び、創造性を育む学びが展開できますように、質の高い教育環境整備を進めます。具体的には、6名のALTを活用した、園、小、中を通じた英語教育、海外との遠隔交流を引き続き実施してまいります。また、GIGAスクール構想の実現に向けて整備された1人1台のタブレット端末や高速ネットワーク環境を効果的に活用いたしまして、学力向上の取組や多様な子供たちへの対応がなされるよう、支援員をはじめとする体制整備や研修による教職員の指導力向上に努めます。さらに、全ての子供たちが安心・安全に過ごせるための長寿命化対策、教職員の働き方改革を一層促進するための人材の配置や、ICTを活用した業務の効率化を推進してまいります。

次に、社会教育分野について、老朽化した日笠地区公民館の改築についてであります。令和2年度から、日笠地区公民館及び消防機庫を複合施設とした再整備に取り組んでおります。効果的で質の高いサービス提供の実現に向けた地域拠点施設の整備に向けまして、今年度末までには旧公民館の解体を終え、令和3年度には建築工事を予定いたしております。

次に、誰もがいつでも人とつながり、生涯学習やスポーツ、また芸術・文化活動を楽しむことを目指し、さらには合併15周年を迎えることも一つの契機として、多くの町民に御参集いただくべく、クラシックコンサートやNHKラジオ体操などの開催を企画いたしております。また、和気閑谷高校が地域の拠点校として持続発展できるよう、魅力化事業に取り組むとともに、和気閑谷高校と連携しながら、地域で英語を学ぶことのできるまちとして、公営塾やオンライン英会話塾などの事業にも引き続き取り組み、教育のまち和気として、移住促進の一助にもなるように努めてまいります。

次に、誰もが健康ではつらつと暮らせる町についてでございますが、町民の健康増進、子育て支援、高齢者等への支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

まず、健康増進においては、全ての町民の健康保持・増進を全力でサポートするために、健康教育の充実とがん検診をはじめ各種健診事業の拡充に取り組むことといたしております。令和3年度からは、新たに歯科健診事業を実施することといたしております。

子育て支援においては、地域の中で安心して子供を産み、健やかに育てることができるように、子供と子育て家庭への切れ目のない支援に取り組み、令和3年度から開設する和気子育て支援センター及び子どもひろばを中心として、育児に関する相談支援体制の充実と子育て親子の交流促進に取り組んでまいります。

第8期和気町介護保険事業計画がスタートする令和3年度も、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康にいきいき暮らすことができるまちを目指してまいります。その取組の中核を担う地域包括支援センターを中心に、介護や支援の必要な高齢者を把握いたしまして、健康づくりや介護予防、自立支援、認知症予防や成年後見制度の利用促進など、様々な利用を包括的に実施してまいります。

次に、認め合い、支え合い、笑顔あふれる共生のまちについてでございますが、21世紀は人権の世紀と言われる、国際的に人権尊重に向けての取組が進んでおります。また、近年では、互いの人権や尊厳を大切にしつつ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現も重要となってきております。和気町においては、以前より人権のまち和気を目指して取組を進めているところでございますが、引き続き人権啓発推進委員会とも協力をしながら、組織的、継続的に人権研修や人権啓発を推進してまいります。

また、家族形態やライフスタイルの多様化など、人々の意識や社会の在り方が変化する中、持続可能な地域として発展していくために、働きたいという人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが重要と考えまして、和気町男女共同参画基本計画に基づいて、啓発や研修を推進してまいります。

次に、美しい自然と調和した快適で豊かなまちについてでございますが、若い子育て世代及び移住者の定住化対策として、宮田住宅解体跡地に分譲宅地の整備を進めております。計画場所は、交通のアクセスがよい地域で、公共・文教施設や商業施設などにも近く、立地条件のよい土地であります。令和3年度に造成工事を完成させ、完成後は若い子育て世代の定住化が期待されるところであります。併せて、朝日住宅におきましても、分譲宅地を計画いたしまして、令和3年度の入居者の住み替え、平屋住宅5棟の解体工事を進めてまいります。

次に、国、県道を中心とした幹線道の機能強化を重点課題といたしまして、南北の国道374号線と東西の主要地方道岡山赤穂線、さらに美作岡山道路の整備促進を、引き続き進めてまいります。

岡山県の事業についてでございますが、藤野地内の県道岡山赤穂線改良工事について、全体計画延長1.1キロで平成21年度から実施いたしまして、令和2年12月には、車道に関しては新しい田ヶ原橋バイパス本線の供用開始がなされました。現在は引き続き歩道部の工事が行われておりまして、令和2年度内には歩道も完成する予定でございます。令和3年度は、田ヶ原橋の旧橋の撤去が予定されております。

次に、国道374号線の衣笠交差点からビレッジハウス、旧雇用促進住宅付近までの歩道整備につきましては、全体計画延長390メートルであります。引き続き、用地買収、物件補償の地元交渉を行う予定であります。町としても早期完成できるよう岡山県に協力するとともに、予算の確保に向けて強く要望してまいります。

次に、県道佐伯長船線、父井原地内の歩道橋整備につきましては、令和2年度、歩道橋上部工、左岸取付擁壁工事が完成いたしまして、令和3年度事業として、取り付け部の舗装と山側ののり面工事を施工する予定であります。

次に、本町の岩戸から赤磐市稲蒔地内にかけた吉井川佐伯工区の改修事業であります。全体計画延長10.8キロメートルで、平成21年度から実施されております。令和2年度は、王子川の吉井川との合流点部の用地測量と、佐伯大橋の下流左岸側の延長約580メートルの築堤、舗装工を実施いたしました。令和3年度は、小原地区の樋管と取付道路部の詳細設計並びに王子川の用地買収の後、護岸工事が予定されております。

次に、初瀬川関連につきましては、平成30年7月豪雨で被災いたしました備前柵原自転車道線の橋梁復旧工事が令和3年3月には完成する予定でございます。

次に、平成30年7月豪雨で堤防から越流したことが原因で町営住宅塩田団地に大きな被害をもたらしました大前川については、総延長58メートルの河川改修工事が今年3月には完成する予定でございます。

次に、田土地内の西の谷川通常砂防事業及び佐伯地内、堅町地区の急傾斜倒壊対策事業については、令和2年

度に、東側斜面の擁壁工、のり面工事を行っております。令和3年度は、残る東側のり面の防護柵の工事と南側斜面の工事が実施される予定であります。

次に、広域営農団地農道整備事業、備前東部2期地区につきましては、引き続き一部工事を実施いたしまして、岸野、寺谷地区では、測量及び設計業務が予定されております。

次に、国の事業についてであります。田原上地内、大樋の吉井川最上流右岸の延長400メートルの暫定堤防については、パラペット工法によるかさ上げ工事が平成30年度に延長170メートル、令和元年度で230メートルが完成し、残る大樋のゲート部分について、令和2年11月から工事着手し、令和3年5月末の完成を予定いたしております。

次に、吉井川かわまちづくりについてでございますが、吉井川右岸側の河川公園付近から上流部において、令和2年11月から低水護岸と堤防上の町道から河川公園への坂路を整備いたしております。令和3年度は、河川管理用通路と高水敷が整備され、完成後は町民のスポーツや健康づくり、憩いの場として利用が期待されているところでございます。

次に、吉井川の樹木伐採、しゅんせつ工事についてであります。令和2年度は、国管理区間の原区で1か所、県管理区間の塩田区1か所、苫木区3か所、矢田区2か所で施工されました。令和3年度以降も予定されております。また、金剛川につきましても、国管理区間の泉、田ヶ原区各1か所、曾根区1か所で施工し、県管理区間の和意谷川との合流点付近から日笠川合流点までのしゅんせつを県に強く要望いたしております。令和2年度には、日笠川の合流点から約340メートルの樹木伐採、しゅんせつ事業が行われました。こちらも県に対し、町民の安全・安心を確保するため、引き続き強く要望してまいります。

次に、交通弱者の移手段の確保についてであります。町営バスわけまる号について、評価と検証を行いました。地域の皆様からの御意見、御要望を反映し、路線やダイヤの見直しを行います。

水道施設、下水道施設の多くは整備から30年以上経過をし、施設老朽化が進みまして、各種施設の更新には多額の費用を要するために、和気町水道ビジョン、和気町水道経営戦略、和気町下水道経営戦略、和気町下水道ストックマネジメント計画等の計画に基づいた経営が求められております。今後は策定した計画に基づき、施設の更新、長寿命化及び統廃合等により事業基盤の強化に取り組んでまいります。また、人口減少等により料金・使用料が減少する見込みであるため、受益者負担適正化の観点から適正な水準を検討し、事業運営に必要な収入の確保に努め、未来技術を活用した事業実施と企業債の適正管理を含めた長期的な視点に立ち、健全な財政基盤を目指しながら、コスト削減を図ってまいります。

次に、交流が生まれ、活力に満ちたまちについてであります。農林業や商工業、サービス業などの様々な産業の均衡ある発展が必要であり、町内産業が保有する技術を継承しながら、新商品の開発やサービスの創造に取り組むことができる環境の整備を図り、関係団体と連携いたしまして、事業者の経営基盤強化を図るとともに、起業創業の支援や企業誘致等にも取り組み、若い世代が希望を抱ける就労環境の整備や魅力を感じることで産業界の展開を支援してまいります。

農業振興については、持続可能な農業の実現に向け、高付加価値作物の導入支援を行ってまいりまして、岡山県下における一大産地となりました夏秋ナス、ネギなどは、地域特産品としてさらなる産地拡大を図ってまいります。そのほかにも、地域農業の担い手への農地集積、新たな技術を活用したスマート農業による農作業の軽労化など、効率的な農業経営の実現等に係る取組を推進してまいります。また、室原のすもも園につきましても、町の特産品として今後も栽培を継続して行うため、園内を4区画に区切り、4か年計画で樹木の更新と作業効率向上を目指した改良に取り組み、1区画目の植栽が3月中旬に完了予定でございます。引き続き改良に取り組んでまいります。

林業振興については、災害に強い森林づくりのために、環境保全型林業を推進いたします。関係団体との連携

により山林の計画的伐採など、豊かな森林づくりを推進いたします。

有害鳥獣対策につきましては、新規狩猟免許取得者の確保に努めるとともに、新年度においても、猟友会の協力を得まして、個体の駆除、防護柵設置等の防除事業などを推進し、本町の農地、農作物の被害軽減に努めてまいります。

観光振興については、地域資源の魅力を最大限に引き出し、個々の観光資源を連携させることで新たな魅力創出に努めてまいります。特に、感染症を避ける、新たなニーズからアウトドアに係る観光資源が注目を集めております。また、近年、SNSの普及によりまして、個人が特別な体験を発信するニーズも高まっております。体験型プログラムの開発などを推進し、町内外をはじめ国内外からも交流人口の増加を図り、にぎわいと活力に満ちたまちづくりに取り組んでまいります。

また、和気鶴飼谷温泉につきましては、コロナ禍で非常に厳しい状況であります。町民の皆様をはじめ御利用いただく皆様に安全に安心して御利用いただくために、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いたし、引き続き、地域交流の場として愛される施設であるために、丁寧、清潔、おいしいをモットーに励んでまいります。温泉の自動改札をはじめ駐車場スペースでの日曜日など、人が集い、憩う健康づくりの里、そしてまちの観光資源と有機的に結びつけ、地域を挙げたおもてなしの推進と地域情報の発信、PRの向上に取り組み、これまで以上に多くの方々に御利用いただけるよう、集客に努めてまいります。

矢田地内に整備を進めております矢田工業団地が完成を迎えることから、岡山県とも連携して積極的な誘致活動を展開し、優良企業の誘致に取り組んでまいります。

次に、人口減少社会に対応した効率的で持続可能な行財政運営についてであります。ふるさと納税の取組については、地域経済の活性化や本町のPRを目的に、平成27年度から取り組んでおります。昨年度の納税件数は5,990件、金額にして1億2,352万円、そして今年度は、昨年4月から本年2月まで、納税件数は6,160件、金額にして1億1,697万円の御寄附をいただいているところでございます。令和3年度も返礼品の充実に努め、引き続き取り組んでまいります。

人口構成バランスの改善に向けた移住・定住の促進につきましては、これまでも積極的に取り組み、一定以上の成果を上げておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークの普及が進み、これまでに以上に地方への移住の流れが加速すると見込まれることから、都市部への移住キャラバンによるPRや空き家の片づけに対する補助金事業の創設、コロナ禍に対応した相談支援体制の充実強化など、若者世代の移住・定住により、一層積極的に取り組んでいきたいと考えております。

少子高齢化の急速な進行により、本格的な人口減少社会の到来や新型コロナウイルス感染症の蔓延などにより、経済の縮小と税収等の減少が見込まれる中であっても、町民のニーズを的確に捉え、まちの特性を生かしながら、複雑多様化する諸課題の解決を自らの判断と責任において取り組んでいく必要があります。そのためには健全な財政状況であることが大前提となります。限られた財源の中で、効果的で効率的な行政運営を意識いたしまして、常に点検をしていくことで、町民ニーズに対応できる健全な財政運営に取り組めます。

以上、令和3年度の財政運営について、私の考えを述べさせていただきました。私たちのまちは、幸いにも山紫水明の豊かな自然と、先人たちが育み大切に守ってきた文化や伝統、多彩な人材や資源を有しております。これからの和気町が輝かしい未来へと発展するように、この地域の貴重な資源を最大限活用させていただきながら、全国に誇れる、「人と地域が輝く晴れの国の和気あいあいのまち」の実現を目指し邁進してまいりますので、議会議員皆様をはじめ関係諸団体、さらには町民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和3年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（山本泰正君）　ここで暫時休憩といたします。

午前9時42分　休憩

午前9時43分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、選任第1号常任委員会委員の定数及び委員の選任についてを行います。
常任委員会委員の定数を委員会条例第3条の規定に基づいてお諮りいたします。

総務文教常任委員会を6人、厚生産業常任委員会を6人の委員をもって構成したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会が6人、厚生産業常任委員会が6人の委員で構成することと決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会の委員は委員会条例第9条第4項の規定によって、私が指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

各常任委員会の委員を事務局長に朗読させます。

事務局長 田村君。

○事務局長（田村正晃君） 朗読した。

○議長（山本泰正君） ただいま事務局長が朗読したとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって各常任委員会委員は、朗読のとおり選任することに決定いたしました。

ここで休憩をいたしますので、直ちに委員会を開催され、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、10時まで暫時休憩といたします。

午前 9時46分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

互選結果の報告をいたします。

総務文教常任委員会の委員長に居樹 豊君、副委員長に山本 稔君、厚生産業常任委員会の委員長に西中純一君、副委員長に神崎良一君が就任されました。今後の委員会運営をよろしく願いいたします。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、選任第2号特別委員会委員の選任についてを行います。

委員会条例第7条第2項の規定に基づいてお諮りいたします。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員会及び防災都市公園整備事業特別委員会委員に議員全員を選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって和気鶴飼谷温泉事業特別委員会及び防災都市公園整備事業特別委員会委員に議員全員を選任することに決定しました。

ここで休憩をいたしますので、直ちに委員会を開催され、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。
暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

互選結果の報告をいたします。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長に神崎良一君、副委員長に尾崎智美君、防災都市公園整備事業特別委員会の委員長に山本 稔君、副委員長に居樹 豊君がそれぞれ就任されました。今後の委員会運営をよろしくお願ひいたします。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、選任第3号議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第9条第4項の規定によって、当瀬万享君、安東哲矢君、西中純一君、万代哲央君、居樹 豊君、山本 稔君の6名を指名したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで休憩をいたしますので、直ちに委員会を開催され、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

互選結果の報告をいたします。

委員長に山本 稔君、副委員長に西中純一君が就任されました。今後の委員会運営をよろしくお願ひいたします。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、選任第4号議会広報編集委員会委員の選任についてを議題といたします。

それでは、和気町議会広報編集委員会に関する規程によって、選出された委員の報告を行います。

西中純一君、居樹 豊君、山本 稔君、神崎良一君、太田啓補君、尾崎智美君の6名が選出されました。

ここで休憩をいたしますので、直ちに委員会を開催され、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

互選結果の報告をいたします。

委員長に西中純一君、副委員長に神崎良一君が就任されました。今後の議会広報の編集及び運営をよろしくお願ひいたします。

ここで10時30分まで休憩といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、諮問第1号及び諮問第2号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日提案をいたしております諮問第1号及び諮問第2号について、説明並びに朗読を行います。

初めに諮問第1号の人権擁護委員の推薦についてでございますが、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員、杉本晴彦氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

〔議案朗読〕

なお、参考資料といたしまして、杉本晴彦氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員、日笠民子氏の後任に徳永博文氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

〔議案朗読〕

参考資料といたしまして、徳永博文氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、御審議、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） これから諮問第1号及び諮問第2号の2件の質疑を行います。

まず、諮問第1号についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に諮問第2号の質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、諮問第1号及び諮問第2号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号及び諮問第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。

諮問第1号は、討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから諮問第1号人権擁護委員の推薦について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって諮問第1号は、適任と答申することに決定いたしました。

お諮りします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定いたしました。

（日程第9）

○議長（山本泰正君） 日程第9、議案第2号第2次和気町総合計画基本構想の策定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第2号について提案理由を説明いたします。

議案第2号の第2次和気町総合計画基本構想の策定についてでございますが、第1次和気町総合振興計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、令和3年度から令和12年度までの今後10年間のまちづくりの指針として、第2次和気町総合計画基本構想を策定することについて、和気町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第2号の細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第2号説明した。

（日程第10）

○議長（山本泰正君） 日程第10、議案第3号新町建設計画の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第3号について提案理由を説明いたします。

議案第3号の新町建設計画の変更についてであります。東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合併特例債の発行期限が5年間延長されたことから、合併特例債の発行を令和7年度まで可能とするため、新町建設計画を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第3号の細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第3号説明した。

（日程第11）

○議長（山本泰正君） 日程第11、議案第4号から議案第13号までの10件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第4号から議案第13号までの10議案について提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第4号の令和2年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、この補正は既定の予算から1億8,366万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を99億1,618万8,000円とするものでございます。主な内容は、歳入では各種事業費の確定、見込みによる国県支出金、地方債等の財源補正、財政調整基金繰入金の減額等、歳出では各種事業費の確定、見込みによる減額、新型コロナウイルス感染症対策事業等に係る経費の追加等を行うものであります。

次に、議案第5号の令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、この補正は既定の予算に5,510万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を18億6,341万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では保険給付費、県交付金の追加、歳出では一般被保険者療養給付費の追加を行うものであります。

次に、議案第6号の令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は日笠診療所勘定では既定の予算総額に変更はございませんで、歳入は感染症緊急包括支援事業交付金の追加、他会計繰入金の減額、歳出では財源更正を行うものです。また、塩田診療所勘定では既定の予算から27万2,000円を減額し、予算の総額を275万6,000円とするもので、主な内容は、歳入では感染症緊急包括支援事業交付金の追加、他会計繰入金の減額、歳出では予備費の減額を行うものであります。

次に、議案第7号の令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算から446万2,000円を減額し、予算の総額を2億5,197万5,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では広域連合に対する納付金の減額等を行うものであります。

次に、議案第8号の令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、保険事業勘定では、既定の予算から5,032万8,000円を減額いたしまして、予算総額を18億6,663万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では被保険者保険料、国・県支出金、支払基金交付金の減額等、歳出では施設サービス給付費等の減額、給付費準備基金への積立金の追加を行うものであります。サービス事業所勘定では、既定の予算に29万1,000円を追加し、予算の総額を1,249万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金の追加、歳出では電算事務委託料の追加を行うものであります。

次に、議案第9号の令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は既定の予算から2,449万6,000円を減額し、予算の総額を9億3,049万2,000円とするもので、主な内容は、歳入では国庫補助金、町債の減額等、歳出では公営企業法適用支援業務委託料の減額等を行うものであります。

次に、議案第10号の令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、この補正は既定の予算から1,297万1,000円を減額し、予算総額を3億3,569万5,000円とするもので、主な内容は、歳入では宿泊料等の事業収入の減額、歳出では事業費の人件費、需用費等の減額を行うものであります。

次に、議案第11号の令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は工業団地造成事業勘定で、既定の予算から1億2,097万2,000円を減額し、予算総額を5億4,860万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では県補助金、町債等の減額、歳出では造成工事

費、補償金等の減額を行うものであります。また、宅地用地造成事業勘定では、既定の予算から170万円を減額し、予算の総額を6,780万円とするもので、主な内容は、歳入では一般会計繰入金等の減額、歳出では補償金等の減額を行うものであります。

次に、議案第12号の令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、この補正は収益的収入では一般会計補助金107万3,000円を追加し、収益的支出は140万1,000円の減額で、施設修繕費等の追加、消費税等の減額を行うものであります。また、資本的収入では1,058万8,000円の減額は企業債の減額等、資本的支出の353万2,000円の減額は布設工事費の減額を行うものであります。

次に、議案第13号の令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、この補正は収益的収入では一般会計補助金等127万円を追加、収益的支出39万8,000円の減額で、施設修繕費等の追加、消費税等の減額を行うものであります。また、資本的収入の1,473万3,000円の減額は、工事負担金の減額等、資本的支出の1,452万9,000円の減額は、施設工事費の減額等を行うものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたささせていただきますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第4号から議案第13号までの10件、順次細部説明を求めます。

財務課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第4号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで11時40分まで暫時休憩といたします。

午前11時31分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第5号・議案第6号・議案第7号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第8号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第9号説明した。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 議案第10号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第11号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第12号・議案第13号説明した。

（日程第12）

○議長（山本泰正君） 日程第12、議案第14号から議案第23号までの10件を一括議題とし、提出者の説

明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第14号から議案第23号までの10議案について提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第14号の和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、町営バス北山方田土線について、利用者の要望により運行路線を見直すため、条例を一部改正するものであります。

次に、議案第15号の和気町立体育館条例の一部を改正する条例についてでございますが、和気町体育館メインアリーナ空調設備の整備に伴いまして、その使用料を定めるため、和気町立体育館条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号の和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、乳幼児時期における子供の安全で自由な遊び場と子育て世代の交流の場を提供することにより、子供の健全な育成と安心して子育てができる環境の充実に資するため、条例を制定するものです。

次に、議案第17号の和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてでございますが、和気町和気子育て支援センターの新設に伴う名称及び位置の変更を行うものであります。

次に、議案第18号の和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号の和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期和気町介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の規定を改正するとともに保険料の減額の特例適用期間を延長するほか、所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第20号の和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、関係基準省令の改正を踏まえ、感染症または災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、指定居宅介護支援事業所における管理者に係る特例期間を延長するほか、所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第21号の和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、関係基準省令の改正を踏まえ、感染症または災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、指定居宅介護支援事業所における管理者に係る特例期間を延長するほか、所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第22号の和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、関係基準省令の改正を踏まえ、感染症または災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務づけるほか、所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

次に、議案第23号の和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、関係基準省令の改正を踏まえ、感染症または災害の発生時における安定的かつ継続的なサービスの提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を講ずることを義務づけるほか、所要の改正を行うため、関係条例の整備を行うものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部・課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第14号から議案第23号までの10件、順次細部説明を求めます。

危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 議案第14号説明した。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 議案第15号説明した。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 議案第16号・議案第17号説明した。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第18号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第19号・議案第20号・議案第21号・議案第22号・議案第23号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで14時10分まで暫時休憩といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第13）

○議長（山本泰正君） 日程第13、議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第24号について提案理由を説明させていただきます。

議案第24号の令和3年度和気町一般会計予算についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が町税をはじめとする財政にどの程度の影響を及ぼすかについて、予測が大変難しい状況ではありますが、令和3年度予算においても健全で持続可能な財政運営を基本として、総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえ、人口減少対策や地域活性化への取組を継続しながら、行政の喫緊の課題である防災・減災について、積極的な取組を行うことといたしました。

一般会計の予算規模は79億円で、対前年度2.9%、2億2,000万円の増額となっております。歳入の主なものでは、町税が前年度当初比2.4%減の14億6,566万円、普通交付税においては2.5%増の33億円を計上いたしております。国庫支出金、県支出金では、民生費の国県負担金や農林水産業費県補助金などで8億6,691万5,000円を見込んでおります。繰入金は、収支不足によりやむを得ず財政調整基金から1億8,000万円を取り崩すことといたしております。町債では、交付税の振替である臨時財政対策債、辺地対策事業債などの伸びが大きく、前年度当初費29%増の8億3,490万円といたしております。

次に、歳出では、主な事業としまして、佐伯庁舎耐震補強等事業3,860万円、家庭の省エネ対策加速化事業360万円、妊婦及び成人歯科健診事業97万5,000円、藤公園の藤棚改良事業、令和3年度分として5,500万円、しゅんせつ残土等処分場整備事業6,211万円等の新規事業に併せ、人口減少対策等の地方創生推進、日笠地区公民館の改修等についても継続事業として計上いたしております。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、財政課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第24号の細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第24号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、午後3時15分まで暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開し、細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第24号説明した。

○議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦勞さまでした。

午後3時30分 散会

令和3年第2回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和3年3月9日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年3月9日 午前9時00分開議 午前11時31分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 神崎 良一 5番 山本 稔 6番 居樹 豊
7番 万代 哲央 8番 西中 純一 9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享 11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
財政課長 永宗 宣之 まち経営課長 寺尾 純一
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
介護保険課長 則枝 日出樹 産業振興課長 河野 憲一
都市建設課長 西本 幸司 上下水道課長 久永 敏博
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 25 号 令和 3 年度和気町国民健康保険特別会計予算について	説明
	議案第 26 号 令和 3 年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	説明
	議案第 27 号 令和 3 年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	説明
	議案第 28 号 令和 3 年度和気町介護保険特別会計予算について	説明
	議案第 29 号 令和 3 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	説明
	議案第 30 号 令和 3 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	説明
	議案第 31 号 令和 3 年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	説明
	議案第 32 号 令和 3 年度和気町駐車場事業特別会計予算について	説明
	議案第 33 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	説明
	議案第 34 号 令和 3 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	説明
	議案第 35 号 令和 3 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	説明
	議案第 36 号 令和 3 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	説明
	議案第 37 号 令和 3 年度和気町地域開発事業特別会計予算について	説明
	議案第 38 号 令和 3 年度和気町上水道事業会計予算について	説明
議案第 39 号 令和 3 年度和気町簡易水道事業会計予算について	説明	
日程第 2	議案第 40 号 和気町道路線の認定について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

ここで、3月8日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、3月8日月曜日、本会議終了後、本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部より町長、副町長、総務部長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

一般質問の通告者が7名ということになりましたので、第11日目、18日に7名行い、翌日の19日は休会とすることにいたしました。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦勞さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第25号から議案第39号までの15件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) それでは、議案第25号から議案第39号までの15議案、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第25号の令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算の総額を18億5,400万円と定め、対前年比1.3%、2,400万円の増額といたしております。歳入では、保険税1億9,915万7,000円、県交付金14億2,843万5,000円等を見込み、歳出では、保険給付費14億1,538万円、国民健康保険事業費納付金3億5,902万8,000円等を計上いたしております。

次に、議案第26号の令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてでございますが、日笠診療所勘定では、予算の総額を2,430万円と定め、対前年比0.8%、20万円の増額といたしております。歳入では、診療収入1,156万4,000円、一般会計等繰入金1,141万5,000円等を見込み、歳出では、医師派遣負担金809万4,000円、医薬材料費600万円等を計上いたしております。塩田診療所勘定では、予算の総額を240万円と定め、対前年比14.3%、30万円の増額といたしております。歳入では、診療収入110万7,000円、一般会計繰入金50万円等を見込み、歳出では、医師派遣負担金87万7,000円、医薬費41万4,000円等を計上いたしております。

次に、議案第27号の令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算の総額を2億6,580万円と定め、対前年比4.2%、1,060万円の増額といたしております。歳入では、保険料1億8,752万1,000円、一般会計繰入金7,093万4,000円等を見込み、歳出では、広域連合納

付金2億5,419万9,000円等を計上いたしております。

次に、議案第28号の令和3年度和気町介護保険特別会計予算についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額を18億3,050万円と定め、対前年比0.4%、750万円の減額といたしております。歳入では、介護保険料3億6,448万3,000円、国・県支出金及び支払基金交付金で11億6,658万7,000円、一般会計繰入金2億9,940万円等を見込み、歳出では、総務費として5,453万6,000円、保険給付費16億7,550万3,000円、地域支援事業費8,142万4,000円等を計上いたしております。介護サービス事業勘定では、予算の総額を1,400万円と定め、対前年比14.8%、180万円の増額といたしております。歳入では、介護予防サービス計画費収入563万6,000円、一般会計繰入金836万3,000円等を見込み、歳出では、介護予防支援事業で人件費等1,394万6,000円等を計上いたしております。

次に、議案第29号の令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を460万円と定め、対前年比2.2%、10万円の増額といたしております。歳入では、使用料43万3,000円、一般会計繰入金390万円等を見込み、歳出では、管理費273万円、公債費178万6,000円等を計上いたしております。

次に、議案第30号の令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を130万円と定め、対前年比8.3%、10万円の増額といたしております。歳入では、県補助金23万7,000円、貸付金元利収入41万4,000円等を見込み、歳出では、貸付金収納事務費31万7,000円等を計上いたしております。

次に、議案第31号の令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を7,560万円とし、対前年比0.7%、50万円の減額となっております。歳入では、使用料1,011万3,000円、一般会計繰入金5,500万円、町債920万円等を見込み、歳出では、処理場・管渠維持管理費2,061万9,000円、公債費5,140万6,000円等を計上いたしております。

次に、議案第32号の令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を1,180万円と定め、対前年比35.2%、640万円の減額といたしております。歳入では、使用料632万4,000円等を見込み、歳出では、施設管理費528万9,000円等を計上いたしております。

次に、議案第33号の令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を9億1,080万円と定め、対前年比1.6%、1,400万円の増額といたしております。歳入では、使用料2億357万8,000円、一般会計繰入金4億5,100万円、町債2億2,090万円等を見込み、歳出では、施設管理費1億3,915万2,000万円、事業費1億6,915万円、公債費5億6,240万2,000円等を計上いたしております。

次に、議案第34号の令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を2億9,460万円と定め、対前年比6.1%、1,920万円の減額といたしております。歳入では、使用料5,690万9,000円、一般会計繰入金1億7,600万円、町債6,020万円等を見込み、歳出では、施設管理費4,658万9,000円、公債費2億3,139万9,000円等を計上いたしております。

次に、議案第35号の令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額を3億5,310万円と定め、対前年比13.1%、5,320万円の減額といたしております。歳入では、宿泊料等の使用料2億6,130万円、売店売上等諸収入4,038万8,000円等を見込み、歳出では、管理運営費3億4,985万3,000円等を計上いたしております。

次に、議案第36号の令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてでございますが、予算の

総額を2億4,300万円と定め、対前年比0.7%、160万円の減額といたしております。歳入では、繰越金2億3,625万5,000円等を見込み、歳出では、調査費等管理事業費475万5,000円、公債費963万6,000円等を計上いたしております。

次に、議案第37号の令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、工業団地造成事業勘定では、予算の総額を4,320万円と定め、対前年比93.5%、6億2,630万円の減額といたしております。歳入では、県補助金4,295万4,000円等を見込み、歳出では公債費2,268万6,000円等を計上いたしております。宅地用地造成事業勘定では、予算の総額を5,250万円と定め、対前年比24.5%、1,700万円の減額としております。歳入では、分譲宅地売払収入1,500万円、一般会計繰入金180万円、町債3,570万円を見込み、歳出では、朝日団地の測量設計・解体工事費3,152万円等を計上いたしております。

次に、議案第38号の令和3年度和気町上水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数2,239戸、年間総給水量63万8,992立方メートルで算定し、収益的収入予定額は9,595万8,000円、収益的支出予定額は7,111万6,000円といたしております。また、資本的支出予算では、建設改良費、企業債償還金で9,512万1,000円を計上いたしております。これらの財源として、企業債、工事負担金を充当し、不足分の488万3,000円については過年度留保資金で補填をいたします。

次に、議案第39号の令和3年度和気町簡易水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数3,832戸、年間給水量91万7,751立方メートルで算定し、収益的収入予定額は1億6,023万5,000円、収益的支出予定額は1億7,134万円といたしております。また、資本的支出予算では、建設改良費、企業債償還金で1億209万円を計上しており、これらの財源として、企業債、工事負担金等を充当し、不足分の2,164万4,000円については過年度留保資金で補填いたしております。

以上、御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第25号から議案第39号までの15件、順次細部説明を求めます。

民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第25号・議案第26号・議案第27号説明した。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第28号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第29号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで、午前10時20分まで暫時休憩といたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第30号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第31号説明した。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第32号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

- 上下水道課長（久永敏博君） 議案第33号・議案第34号説明した。
- 議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。
- 産業振興課長（河野憲一君） 議案第35号説明した。
- 議長（山本泰正君） 生活環境課長 岡本君。
- 生活環境課長（岡本康彦君） 議案第36号説明した。
- 議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。
- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第37号説明した。
- 議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。
- 上下水道課長（久永敏博君） 議案第38号・議案第39号説明した。

（日程第2）

- 議長（山本泰正君） 日程第2、議案第40号和気町道路線の認定についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

- 町長（草加信義君） 議案第40号について提案理由の説明をいたします。

議案第40号の和気町道路線の認定についてでございますが、道路法の規定により、和気町道路線として変更路線の認定をいたしたく、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（山本泰正君） 次に、議案第40号の細部説明を求めます。

都市建設課長 西本君。

- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第40号説明した。

- 議長（山本泰正君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から全員協議会を開催いたしますので、出席方よろしくお願いいいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午前11時31分 散会

令和3年第2回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招集日時 令和3年3月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年3月11日 午前9時00分開議 午後4時15分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 神崎 良一 5番 山本 稔 6番 居樹 豊
7番 万代 哲央 8番 西中 純一 9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享 11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
遅参 10番 当瀬 万享
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草 加 信 義 副 町 長 稲 山 茂
教 育 長 徳 永 昭 伸 総 務 部 長 立 石 浩 一
危機管理室長 新 田 憲 一 財 政 課 長 永 宗 宣 之
まち経営課長 寺 尾 純 一 税 務 課 長 山 崎 信 行
民生福祉部長 岡 本 芳 克 生活環境課長 岡 本 康 彦
健康福祉課長 松 田 明 久 介護保険課長 則 枝 日 出 樹
産業振興課長 河 野 憲 一 都市建設課長 西 本 幸 司
上下水道課長 久 永 敏 博 総務事業部長 今 田 好 泰
会計管理者 鈴 木 健 治 教 育 次 長 万 代 明
学校教育課長 國 定 智 子 社会教育課長 菅 崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 村 正 晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 2 号 第 2 次和気町総合計画基本構想の策定について	委員会付託
日程第 2	議案第 3 号 新町建設計画の変更について	委員会付託
日程第 3	議案第 4 号 令和 2 年度和気町一般会計補正予算（第 8 号）について	委員会付託
日程第 4	議案第 5 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 6 号 令和 2 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 7 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 8 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 9 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 10 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 11 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 12 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について	委員会付託
	議案第 13 号 令和 2 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	日程第 5	議案第 14 号 和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 15 号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について		委員会付託
議案第 16 号 和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定について		委員会付託
議案第 17 号 和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について		委員会付託
議案第 18 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		委員会付託
議案第 19 号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について		委員会付託
議案第 20 号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について		委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第21号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第22号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第23号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第6	議案第24号 令和3年度和気町一般会計予算について	委員会付託
日程第7	議案第25号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算について	委員会付託
	議案第26号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	委員会付託
	議案第27号 令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	委員会付託
	議案第28号 令和3年度和気町介護保険特別会計予算について	委員会付託
	議案第29号 令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第30号 令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第31号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第32号 令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第33号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第34号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第35号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第36号 令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第37号 令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算について	委員会付託
	議案第38号 令和3年度和気町上水道事業会計予算について	委員会付託
議案第39号 令和3年度和気町簡易水道事業会計予算について	委員会付託	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 8	議案第 40 号 和気町道路線の認定について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

- 議長(山本泰正君) 皆さん、御苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員数は、10名です。遅参申出1名です。
したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、会議録署名議員に1番 尾崎智美君を追加指名いたします。

(議事日程の報告)

- 議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

- 議長(山本泰正君) 日程第1、議案第2号第2次和気町総合計画基本構想の策定についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

- 議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第2号の質疑を終わります。
お諮りします。
議案第2号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。
したがって議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第2)

- 議長(山本泰正君) 日程第2、議案第3号新町建設計画の変更についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

- 議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第3号の質疑を終わります。
お諮りします。
議案第3号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。
したがって議案第3号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第3)

- 議長(山本泰正君) 日程第3、議案第4号令和2年度和気町一般会計補正予算(第8号)についての質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

8番 西中君。

- 8番(西中純一君) 3問か4問させていただきます。

まず、34ページに、これは私は初めて聞く言葉で、減収補填債というのが歳入の町債のところ、272万9,000円。これは、何か国の配慮で、減収というのは収入が減ることじゃないかなと思うんですけど、そういう減収したことによって起債が認められるというふうな制度なんですか。それを1つ教えてください。

それから、38ページ、地方創生臨時交付金事業費、持続化給付金単独分で2,550万円。これは、法人で30万円、それから個人で20万円、そういうコロナ禍による経済的に経営が大変になっているところが多いということでできている町独自の給付制度だと思うんですけど、12月の議会で決まったんですが、これは国の制度に認められた場合、それが条件となつてたしか出てると思ったんですけど、入金が遅い、1月の末でも入っていないことを一、二件聞いています。申請件数は法人が116社、個人が182名と報告されてたんですけど、入金状況はどういう状況になっているのか、教えてもらえればと思います。

それからもう一つ、教育関係で53ページ、オンライン英会話委託料です。いわゆるパソコンの画面で英会話ができる、それによってサエスタとか中央公民館でやってるんだと思うんですけど、これが83万6,000円余っているんですよね。今の生徒の状況がどういう状況なのか。これはもしかして途中で中止したのか、その辺の状況を教えていただければと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

まず、34ページでございます町債の減収補填債でございます。こちらは、地方公共団体の収入減少を補うものと、まさしく名前のおりでございます。今年度和気町におきましては地方揮発油譲与税、地方消費税並びにたばこ税等が見込みよりも大幅に減収となる見込みであるということで、その減収を補うために国のほうで措置をされるものでございます。この借入れにつきましても、後年度においては交付税で措置をされるといった性質のものでございます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

持続化給付金のことにつきまして御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

議員がおっしゃってございましたように、事業概要につきましては、国の持続化給付金もしくはセーフティーネットの融資を受けられた事業所の方に法人の場合は30万円、個人の場合は20万円を給付するというところでやっておりました。12月の議会で2,000万円を追加させていただきました。合計5,000万円のところから、国のほうが、1月中旬を期限にやっておりましたが、1か月延長になりまして、和気町のほうでは1月中旬を受けて、まだ国からの通知がないまま1月末を迎えてもいけないということで、2月末を期限にしておりました。2月末の期限を変えずに国に申請された申請書をもって受付という形にしております。ただ、お金は振り込まずに、申請された申請書をもって一旦受付をさせていただいて、給付の通知が来ましたら対応するというところで、期限自体は2月26日で締切りをさせていただいております。なお、そういう対応は、ございませんでした。

あとは、給付の状況なんですけど、非常に備前焼等の事業所さんも多く申請をいただいております。合計で7,550万円という形になります。今回の2,550万円は不足分です。それを随時交付していくようになりますが、取りあえず5,000万円の内輪で今1月29日現在で法人が107件、個人が157件というところにつきまして、予算のあるところで交付をさせていただいておりますので、残りを補正で認めていただき、対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

西中議員の質問に対してお答えいたします。

53ページのオンライン英会話委託料の減でございますが、これは中央公民館でやっております、コロナの関係で休館がございましたその分の減額と、あと予定では90人と見積もっておったんですけど、今回やや減り

ましたのでその分を見越しての減額となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体分かりましたけど、持続化給付金については、じゃあ今後入金するという事なんですか。2月中旬に締め切った分を今入金しているという、その辺がちょっとよく分からなかったんですが、なるべく早く入金をしてあげないと、事業をやっている人にとっては本当に死活問題というふうな方もおられるんで、ぜひその辺もう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

今5,000万円の予算を持っておりますので、それに対応するべく早急にそこは入金させていただいておりますが、申請が出てきてこちらで受付をしてということで、議員がおっしゃいますように、早急に対応してあげないと、製造業、飲食業、宿泊業等、町内では大変打撃を受けているということも商工会のほうからも聞いておりますので、早急に対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（8番 西中純一君「よろしく願いいたします。分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それじゃあ、補正関係で2点、40ページ、町社会福祉協議会補助金ですけども、290万円。これは私の推測ですけども、デイサービス関係かなというように思います。これは当初のほうにも入っていますので、少し詳細に説明していただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

40ページの町社会福祉協議会補助金の290万円の増額でございますが、こちらは、議員がおっしゃられるとおり、町のデイサービスセンターの運営費の増額でございます。今年度、新型コロナが非常に流行した関係で利用者が減っており、運営が厳しくなったということで、その分の増額補正ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この件については分かりましたけども、社協が運営しているデイサービス、これは当初でも計上していますから、その辺の状況、先行きといいますか、これはコロナだけの問題じゃなしに、デイサービスの運営を町としてはどうするかということも含めて、概略で、細かいことはよろしい、将来的に社協がやってるデイサービスは民間にもありますので、そういうマイナスの状況ですから、今の段階でこんなことがあるという分があれば、考え方だけでもよろしいです。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

デイサービスセンターでございますが、町や町社会福祉協議会ではなかなか一般の人に営業というか、広く宣伝ができていない状況で、利用者も年々減っている状況でございます。今後、もっと社会福祉協議会ともタイアップして、町民の必要な方に利用していただけるようにもっと広く広報して、少しでも利用者の方が増えるように努力していきたいというように考えております。

（6番 居樹 豊君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 55ページ、款11の公債費の長期債元金償還金1,188万円。御説明だと、開始の時期を誤ったと聞いたんですが、そのことで間違いないかということと、どの分の公債費の開始時期を間違ったのかということと、その原因、今後の対策、以上をお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 財政課長 永宗君。

○財政課長(永宗宣之君) 失礼いたします。

55ページ、公債費の元金補正の理由でございます。

当初予算におきまして、積算誤りがあったために、今回1,188万円の補正をお願いしたものでございます。この対象となりました案件は、佐伯地域に整備いたしました排水車2台の事業に係る借入金の元金返済に係るものでございます。こちらのほうが借入れ据置期間1年の後に元金償還が始まるということでございましたが、当初予算を編成する際にこの物件について元金償還が開始になるということの把握誤りをしたということでございます。以後、こういったようなことのないように十分注意してまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 据置期間が1年あると勘違いしただけの話ですか。だから、据置期間がなかったという、そういうことで理解してよろしいんでしょうか。

○議長(山本泰正君) 財政課長 永宗君。

○財政課長(永宗宣之君) 据置期間が1年ということは担当も把握はしておったんですが、繰越明許で事業実施をさせていただいた関係で一般のほかの起債とは違う時期に借入れをしたことによりまして、本年、令和3年3月に元金償還が開始になるという認識がなかったということでございます。この物件については、令和3年9月から元金が始まるものというふうに思い込みをしておったということでございます。

○議長(山本泰正君) 4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 理解はできました。ただ、こういう間違いであれば、補正ということで非常にまた予算関係も狂ってくると思いますので、そのあたりは。

それと、絶対値の数字を入れると。要するに、借入れしてから1年だとかということとはなかなか理解が難しいので、もう本当にそのときに複数名でもって返済の日を何月何日が返済だというようなことできちっと管理をしていただけたらと思います。答弁等は要りませんので、お願いします。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) それでは、何点が質問させていただきたいと思います。

まず、22ページのとこなんですが、繰越明許の関係です。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、これが先般の臨時会の中で専決で承認されて、一応人件費のみ26万3,000円ほどですか、これが使われて、残りが繰り越されているということだろうというふうに思います。それはそれでいいんですけども、昨年12月8日に閣議決定をされました総合経済対策において、第3次の補正、いわゆる新型コロナの臨時給付金がされたというふうに思っているんですが、これが1兆5,000億円ほどです。その地方創生臨時交付金なんですけれども、先般の永宗課長の説明で、和気町にも1億6,000万円ほど言われたんですかね、入ってくるんですが、これは国のほうは2月10日までに一応どういうふうにお金を使うのか、どういう事業をするのかというのを報告しなさいというふうになってたんじゃないかなというふうに思ってます。永宗課長の説明では、今後順次、来年度、4月以降補正でそのお金を事業ごとに分けるというふうに説明があったんですが、大体のところは決まっているというふうに思うんですけど、主要なところだけでも差し支えなければ教えていただければというふうに思います。それが1点です。

それから、27ページ、歳入の中の分担金なんですけど、これは歳出とも絡むんですけども、歳出で言うと36ページ、49ページと2つに分かれると思うんですが、吉田区のコミュニティハウスと機庫の関係で分担金が減額をされるということなんですけど、結構800万円とかという額になってて大きいなというふうに思っているんですけど、吉田区のコミュニティハウスも機庫も完成をしているので、そのために支出をされますよね、お金を支出して、区の花分担金が入ってくるというのが普通じゃないかなというふうに、思うんですが、ここは何で減額をされているのかというのかというのを教えてください。

それから、36ページになります。

36ページの総務費、一般管理費で、これの19区分、負担金・補助及び交付金です。これ防災士の関係なんですけど、当初は61万円ほどあったと思います。計算すると2万6,000円ほど使っているということで、何人の方が防災士を受験したのかと、分かれば町内に防災士の方がどのくらい今現在おられるのかというのを教えてください。

それから、52ページの教育費、社会教育総務費の中で、これも負担金・補助及び交付金のところなんですけど、下宿生受入補助金24万円の減額ということで、計算すると大体2名の方に補助金を使って1名の方が減額になっているのかなと思うんですが、そこを教えてください。

それから、最後です。

これは直接関係ないんですが、補正には、1つ注意をされたほうがいいと思って指摘をさせていただきます。

給与費明細書の一般職の総括のところ、補正前の共済費の金額が違っているんじゃないかなというふうに思います。これ確認をしてください。そういう誤りが結構多いなというふうに思っています、これは恐らく2億2,969万1,000円が正しいのではないかなと。私が見間違っていたら申し訳ない、すみませんということになりますけども、そこをまた確認をして教えてください。

○議長（山本泰正君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 新型コロナの臨時交付金についてのお尋ねが1番目であったかと思えます。

国のほうの3次補正によりまして、地方へ配分する臨時交付金の限度額が示されました。議員がおっしゃられたように、今回の3次の配分で、和気町には1億6,000万円余りが限度額として示されております。このうち、細部説明のところでも申し上げましたが、今回の3次補正も含めてですが、これまでに予算計上をして執行してきた各事業への財源として、そのうち6,000万円程度を充てさせていただくと。残り1億円については、国のほうで来年度に繰越手続を取っていただいておりますので、和気町といたしましては令和3年度の事業として1億円分の事業を考えていくこととなります。このことにつきましては、先月にそういったような数字が示されたということで、繰越しをする1億円の内容についてはまだ内部でも協議や手続ができていない状況でございますので、どういった事業を考えているということはまだ御説明できる段階にはないと。詳細がまた決まりましたら逐次御報告もさせていただけたらというふうに思っておりますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

27ページのコミュニティハウスの負担金についてですが、歳出のほうで36ページに減額補正をしておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、36ページの一番下から3行目、委託料でございます。これ50万6,000円減額補正しておりますが、これは予算額242万9,000円に対しまして、確定数値が192万2,000円、その差額を減額しております。

それから、吉田区のコミュニティハウスの建設工事、その下、予算額3,285万2,000円だったんです

が、確定したのが2,517万4,000円ということで、その差額を減額しております。このコミュニティハウスの助成事業ですが、設計費それから工事費から町の負担というのは上限1,000万円というふうな決まりがございます、その残りの部分を、今回言うと吉田区に負担していただきます。先ほど言いました工事費、それから設計費の合計から1,000万円引いた分、1,709万7,125円になるんですが、その分を今回負担していただくということで差額を今回補正させていただきました。

それから、防災士ですが、当初10人見込んでおりましたが、今年度受講された方が3人ですので、その分減額をさせていただいております。

それから、町全体の防災士の数ですが、現在町の補助金を使って受講されて資格を持っていらっしゃる方は29人いらっしゃいます。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

52ページの下宿生受入補助金でございますが、当初8人を見込んでいたんですが、実際は2人ということで、その分の減額になっております。1人当たり月2万円で、今回そのようになりましたので減額となりました。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

太田議員の給与費明細の御質問でございますが、57ページ、補正前の共済費の金額が違うのではないかと御質問でございます。大変申し訳ございません。この数字につきましては、前々回の数字がこちらへ計上されております。正しくは2億2,969万1,000円となっておりますので、こちらの給与費明細、差し替えたものをまたお配りさせていただきたいと思っております。今後、十分確認を行ってまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 最初の質問は、ほんなら一応1億円分は繰越明許をお願いして、国のほうでそういう形になって、来年度で事業計画を上げるということで、分かりました。

吉田区のコミュニティハウスの件も、思ったより安くできたなということで、それは安くてもいいものができたらよかったなというふうに思います。

あと、特別ありませんけれども、じゃあ資料については差し替えをまたよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、これから特別会計補正予算9件の質疑を行います。

最初に、議案第5号から議案第9号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第5号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第6号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第7号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第8号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第9号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第5号から議案第9号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第5号から議案第9号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号から議案第9号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第10号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 113ページ、事業収入の中で1,167万円減ですね。それから、諸収入でも130万1,000円減と。合わせて、1,297万1,000円減ということです。この予算を見てると、何か謎解きのような補正予算のように思うんですけど。ほんで、予備費が844万2,000円増えてくるということです。全体の予備費が2,886万6,000円ということになっておりますけども、これは一般会計から1億6,000万円以上も繰り入れているわけでありまして、これを予備費で残すというのは疑問があるなと思います。一般会計から繰り入れているお金です。減になっているわけですから、単年度予算ですから、令和2年度で減収になって繰り入れている分はそれだけ令和2年度においては繰り入れなくてもよかったということになるわけですから、これは一旦一般会計へ返納すべきじゃないかなと、こういうふうに思いますが、どのように思われますか。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

令和2年度の予算につきまして、今回の補正につきましては令和元年度終盤、あまり参考にならない関係もありまして、平成30年度の状況からの見込みを上げております。現状の状況から1、2、3月の見込みをさせていただいて、これだけを減額させていただいてるところではあるんですけども、実際に、もう御承知のとおり、新型コロナウイルスの関係によって、お示しもさせていただきましたが、歳入のほうではできるだけ早く回復するようというふうに見込んでおったんですが、なかなかそれが現状は利用客が伸びていない状況によって歳入

のほうも落とさせていただいておりますし、それに伴いまして歳出のほうも減額をさせていただいております。この状態がずっとまだ3月、4月とどのように続いていくか、ワクチンができると言いながらなかなか接種までが時間もかかったりする関係もあったり、住民の方、御利用のお客様の意識も変わってこない中で運用していくのに、減額をして一応予備費のほうに上げさせていただいているものですので、たちまち4月以降の運営のところにも影響を及ぼす可能性もありますので、取りあえず残を予備費のほうに上げさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今言われたのは、苦しい答弁というか、私から考えればちょっと無理があるんじゃないかなと思います。令和3年度の当初予算でも、結局予備費が繰越金として上がってきてるわけですよ。そういうようなことを考える予算の組み方ということの問題を言っているわけですから、単年度予算が原則ですから、それは令和3年度でまた今答弁されたようなこと、4月にたちまち苦しくなるようなことがある。そういうことになれば、また予算を一般会計から入れるということも考えられるわけですから、こういう予算の組み方というのに疑問を私は持っております。

○議長（山本泰正君） 回答はよろしいか。

（7番 万代哲央君「いや、お願いします」の声あり）

産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 一応歳入歳出それぞれ状況に合わせて減額をさせていただいております。一般会計からの繰入れにつきましても、最初に7,500万円を入れさせていただいた後、何とか努力をしていこうということで6,200万円を入れさせていただいております。厳しい中で営業しておりますので、そのものと、それから今万代議員がおっしゃったこの会計上の問題等をしっかり執行部の中で検討させていただいて対応させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） また温泉の特別委員会もありますんで、そのときに意見を聞かせたいと思いますので、そのあたりを御検討いただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私も同僚議員と同じように思っています。今年度7,500万円とあとコロナの関係も含めて8,600万円で1億6,100万円の補正をしたんですよ。簡単に言うと2,800万円ほど余ったということで、やっぱり一般会計から繰入れしたものは単年度で返すと、そしてまた手当てをするというふうに物事は考えて予算組みをしていかないと、崩れて煩雑になるんじゃないかなというふうに思いますので、そのところについては、もう答弁を今言われたんで、温泉の特別委員会の中でもいろいろ町の執行部の考え方も含めてお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいか。

（2番 太田啓補君「はい、いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今同僚議員が言いましたけども、これは特別委員会でやりますんで。ただ、特別委員会でいきなり発言ではいかんので、昨年12月に議員で決議を出しましたんで、今現在我々が知つとる範囲では、例えばこの17、18日に休業して、自動券売機等の整備それから従業員のやりくりということですけども、私の率直な感想を言えば、これはあくまでも第1弾の経営改善策ということで、これもう正直言うて不十分だと思います。その辺も含めて特別委員会の中でそういう細かいところといいますか、これから本当にどうしていくん

かと。新聞にも出てましたように、一般の方は今まであまり知らなかった、しかしあの新聞で結構温泉の知名度も上がったけども、経営の状況が悪いんだと分かった。それはそれでいろんな意味、効果があると思うんですけども、ぜひ我々としては今度特別委員会の中で少しまた次の展開、こういうことの改善を考えるとんだというのを含めて、これからやっぱり中・長期でやっていかんと、急を要するもんもありますけども、何とかこの温泉というものをこれから維持していくためにも今の状態じゃあなかなか難しいと思います。そういう意味で委員会に向けていろいろ検討してきてください。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいですね。

（6番 居樹 豊君「よろしい」の声あり）

ちゃんとした資料提供をということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第10号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第10号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第11号から議案第13号までの3件の質疑を行います。

まず、議案第11号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第12号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第13号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第11号から議案第13号までの3件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第11号から議案第13号までの3件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号から議案第13号までの3件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

（日程第5）

○議長（山本泰正君） 日程第5、これから条例10件の質疑を行います。

最初に、議案第14号及び議案第15号の2件の質疑を行います。

まず議案第14号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 全員協議会でもいろいろとるる御説明をいただいたんですけど、ちょっと聞き残しだけあるんで。

和気、佐伯間が23便から12便に減るということでございまして、これによって今現在の乗車人数がそのまま移行するとすると、1便当たりの人数というのはどれぐらいになるんですか。その辺の計算はしてるんですかね、ひとつお願いします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 詳しい計算まではしてないんですが、例えば北山方田土線でいいますと、令和元年度では1日当たり1.32人なんです。ですので、ほかの便と統合したら、佐伯と和気間は乗車人数は少し増えようかと思いますが、北山方田土線自体がもう1日当たり1.32人ですので増えたとしても僅かだというふうに思っております。失礼します。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） きちっと今後いろいろとまだまだ改善をしていくと思うんで、その辺の精査を今後ともお願いしたいと思います。答弁はよろしいです。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第15号和気町立体育館条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 体育館条例、これは、見たとおり、今回はエアコンの絡みで時間当たりということですけども、お聞きしたいのは、この数字を見たら予算は分かります。ただ、考え方として、今回条例改正に当たってほかの利用料金をどこまで検討したのか、検討状況の概略を教えてくださいたいと思います。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼いたします。

居樹議員の御質問についてお答えいたします。

今回の条例改正は、和気町体育館のエアコンの整備が終わってということでの条例改正でございます。この数字をはじくに当たりまして、試運転を行いました。どのくらいの燃料を使うのかというのを吟味いたしまして、暖房、あとカタログ数値とかというのも検討しました。また、近隣市町の状況も参考にいたしまして、今回1時間当たり2,800円という数字が妥当であるというふうに考えて設定させていただきました。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今の答えは、エアコン、その維持管理費、それということですけども、私が聞きたいのは、近隣の体育館と比べて和気町の場合は、比較的安くて場所がよくてということで利用状況のほうも年間を通じて土日、祝日、ほとんどいつも使っている状況ですけども、その辺のほかの利用料金、本来の利用料金を見直す考えはどうか、その辺のことがちょっと聞きたかったんです。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

今回はあくまで空調設備の使用料で、ほかの通常の使用料というのは、もちろんほかの市町に比べて安いのは皆さん御承知のとおりなんですけど、今回それを上げるということはまた別ということで考えておりますので、今回はエアコンのみの使用料改定を考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 状況は分かりましたけども、体育文化施設もやっぱり公費を使ってやっとなですから、その辺のことも、利用料金が安いというのも私も聞いているのです。ですから、今一般の町内の方が取ろうにも、なかなか土日なんかはもう取れないというような状況も、聞いております。それだけあそこの体育館の価値、利用頻度は高いということはもう分かっています。ある程度費用と受益者負担ということも、今はどうこう言いませんけども、そういうことを含めてこれは体育館のみじゃありませんけども、少し公共関係の利用料金もある程度検討すべきじゃねえかなと。これは経費だけで、やはり大きな税金を投入してやっていますので、その辺の体育施設についても、今どうこうじゃなしに、将来的にはその辺も含めて検討されたいかなと思っております。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 居樹議員、いろいろありがとうございます。和気町の体育館を多くの人に使っていただいとるのは大変ありがたいことだと思っております。町民の健康増進ということから考えてみて、今後使用料等についても検討していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

また、近隣の状況についても、状況等を把握して参考にさせていただけたらと思っております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） エアコンの使用料ですが、2,800円は分かります。あと、これではもう全面から8分の1区画まで全て同じ料金ということです。これ半分ずつで、利用団体が2団体あった場合にはどのようになるのでしょうか。使用料を案分するのか、そこらのところ。2団体から2,800円を頂くのか、そこらを教えてください。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

今回の使用料でございますが、確かに使用面積に関係なく一律2,800円になっております。使用団体は、主に大きな大会とかスポンサーがつくような団体から使用料を払いますからエアコンを入れてくださいというような状況が出てくると思います。太田議員が質問をされたように、2団体とかというふうになりますと、そこまた協議をしながら設定をして考えていきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 全面使う場合にはそれは問題ないんです、それはそれで。ただ、2団体使ったり、小さいところと分かれて使う場合というのは、そらあり得る、今までもそういうことで使ってるわけですから、今の段階でどうするかということは、ここでつくるんですからそら考えて提案すべきじゃないですか、それをどのようにするかということは、今後また考えますというんじゃ、前回、12月の議会のときにも、条例要るんじゃないの、早くつくらんとということも言わせていただきました。そういうことも含めて、そこらのところどんなでしょうか。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

太田議員の言われたとおり、今回上げさせてもらって、基本的には2階席の観客の方へ快適な環境を提供するための空調整備でございます。確かに今回そういうふうな点がありますので、また執行部の中でも議論をしまして結論を出していきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 予測されているのが観客を入れるような大きな大会だけで、エアコンはそういう団体だけが入れるんじゃないかということも予測されてるということなんですが、それは分かりませんよ、本当。その

ときになってどうでしょうかじゃあ、それはちょっとお粗末なんじゃないですか。それは考えたほうが良いと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

エアコンは、基本的に全面を対象の金額に定めております。改めまして、委員会までにもう一度検討いたしまして、委員会のほうで報告させていただきます。

（2番 太田啓補君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第14号及び議案第15号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第14号及び議案第15号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号及び議案第15号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。ここで10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時58分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第16号から議案第23号までの8件の質疑を行います。

まず、議案第16号和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑はありませんか。8番 西中君。

○8番（西中純一君） 子どもひろばの設置でございますけれど、だんだん工事をこれからするわけですが、解体についてはもう終わってるんですかね。1つ気になるのは、民間にこれを委託するようなことが出てるんですよね。その辺の委託先というのはもう決まってるんですか。そのことだけ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

子どもひろばの設置及び管理に関する条例ということでございますが、先ほど御質問いただいた内容は支援センターの内容かと思いますが、現在支援センターの運営につきましては当然町のほうで管理者を直接雇用しておくということで考えております。

また、運営につきましては、町の意向に沿った形でお手伝いをいただける方に委託をすると、全てではございませんが、町の考えに沿った内容で事業をしていただくという形でお願いをすることと考えております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） そのことは分かったんですけど、それで今本荘に子育てふれあいセンターがあるわけで、次の条例で本当は出てくるんですけど、そこにおられる方はどうされるんですか。どうも佐伯のほうへ移るとか移らんとか、そういううわさが聞こえてきとんですけど、そういうことなんですか。今何人おって、どういうふうに今度はなるのか、勤務状態も変わらず佐伯の支援センターのほうへ移られるということなんですかね、それをお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 現在の和気町子育てふれあいセンターですが、常時1名配置で、2名の方でそれを回しているという現状があります。引き続き、来年度においても雇用を予定しております。佐伯の支援センターのほうで雇用していただけるものということで予定をしております。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第17号和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） この条例を改正するのに反対するわけじゃないんですが、本荘のあたりで子供を預かってもらったりしていた人たちが、確かに益原が中心じゃあ言うたりしてしたんじゃないけど、益原まで自転車ではなかなか行けん言うんですね。ほんで、特に私は移住者の担当じゃねえんじゃないけど、たまたま私の家のそばに移住者のお試し住宅があるもんだから顔を合わす機会が非常に多くて、そしたら私はもう自転車の前と後ろに子供を積んでいくんで遠くて大変なんですよ。最初はわざわざ和気から佐伯まで自転車踏んで行っていたんじゃないけど、佐伯まで行っていたことを考えたら半分じゃから近くてええじゃねえかという話もしたんですが、やはりいろんなケースがあるんですよ。だから、入れ物の中にどんと放り込んだらいいっていうんじゃないくて、やはり子供がみんなの中で……。

○議長（山本泰正君） 従野議員、マイクをちょっと引っ張ってください。

○3番（従野 勝君） そういうことで、なかなかそれぞれにいろんな子供がおられるんで、大勢の中に入っていけないとかという子供たちもおるわけです。そういうことで、条例をつくるのはいいことだと思いますし、それからああいう広場ができたっていうのもいいことだと思うんじゃないけども、きめ細かいフォローというのを、健康福祉課がやるんか教育委員会がやるんか知らんけども、やっぱり子供たちのことはもう少し、もう特に最近はいろんなタイプの子供がおられるんで、それに親御さんは本当に神経を使っとなですよ。だから、ぜひこれをやると同時にそういうきめ細かさの心配りというものを教育委員会と健康福祉課、子育て支援センター、そういうことをする人たちにもっとこういうふうにしてやれというふうな指導が欲しいなと思って、余計な話ですけど、ぜひそういうことを念頭に入れてこういうことをやっていただければ幸いじゃないかなと思います。もうどこでやってくれるんか知らんけど、ちょっと考えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

和気町の子育ての環境についてでございますが、正直今のところ子育て支援センターの部分については教育委員会、また妊婦それから出産後すぐの方については健康福祉課が担当ということで、別々の担当課がやっていたという状況でございます。今後、これから子育て支援センターが新たに益原にできたときの運営については、この2つを一貫して妊娠期から出産それから子育てまでトータルで一貫してできるような体制を組むように考えております。当然相談事業につきましても、支援センターでできるようにしております。

それから、最近割と多くなってきております発達支援の関係でございますけども、これについては今健康福祉課のほうの乳幼児健診をやっております、そこで理学療法士等を入れて早い段階での診断ができるようにしております。こちらにつきましても、新しい支援センターのほうにはそういった理学療法士専門の方等についても御協力をいただいて運営をしていこうというように考えているところでございます。もう妊娠から子育て期までの切れ目のない一連の相談体制を確立して運営をしていきたいというように考えておりますので、よろしくお願

いたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いずれにしても本当に子供が少なくて人口が減るということで一番大変な時期、そういう子供を抱えながらも移住してきてくれるということは大変ありがたいことじゃと思うんで、ぜひきめ細かい指導をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 子育て支援センターの条例を改正するに当たって、場所が本荘の旧初瀬保育園のところから益原の多目的公園の中に移るといことです。それにおいて、現在ある子育てふれあいセンターの建屋の今後の利活用についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

それで、説明の中で、松田課長は旧初瀬保育園にある現在の子育てふれあいセンターは放課後児童クラブと同じ建屋でというふうに言われたんですが、あれ建屋は全然別のもんですから、今後そこがもう丸々空くわけでしょう。どなたも使われなくなるということで、その空いたところをどのように使うのかということもきちっと考えて御提案されてると思うんです。今、あそこは1日40人ぐらいの方が利用されているということで、どのような形で利用しているのかというのは、これを議論するに当たって同僚議員のほうからいろいろ出されました。にこにこ園にお迎えに来た方々がまだ時間があるということであそこの広場を使ったりされていたんですけども、そういう方々が今後も使えるように私はしてほしいというふうに思ってます。もうあそこの部屋をどなたかが借りるにしても、その人だけしか使えないとかというんじゃないんで、あの広場を今まで使ってた人が、簡単に言えば公園的なものみたいな形で自由に出入りができて、にこにこ園から帰る前に時間があればあそこで子供をまた遊ばせてというふうにしていただければ、私はこの条例は認めてもいいなと。あれが使えなくなるんであれば、今利用されている1日40人ぐらいおられる方の行き場なくなるんであれば、これはちょっと考えないかんと思ってますんで、そのところはどんなんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

現在の旧初瀬保育園は、放課後児童クラブが利用しております。特に夏休み等の長期の休暇のときには、あの建物だけで利用スペースが足りず、本荘の地区館のほうを借りている状況です。そうしたことも状況としてありますので、今回の子育てふれあいセンターの部分を放課後児童クラブのほうに利用していただくという形で進めていきたいというように考えております。

それから、1日40人利用ということでございますが、こちらについては益原の子育て支援センターのほうでも利用できますので、そちらのほうを利用していただくということで考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 純然たる支援センターとして活用されている方、いろいろ相談をされたり、子育てについて、そういう方が日に40人おるといふうには私は理解してません。簡単に言えばにこにこ園に子供を迎えに来たりしたその方々が、その後の時間帯とか、迎えに行ったときの待合時間とかで使ってる方がほとんどだといふうには私は理解してるんですが、そのところの認識がちょっとずれてるような感じが今聞いてしました。そこをまた放課後児童クラブ、今多いときは夏休みなんかは本荘地区館を使っているというのが、そのスペースが空いたらそこでも使えるということはそれはあると思うんです。それはもうそれで結構なんです、私が言っているのは、今そこらで楽しくわいわいと話をされているいわゆるママ友とそうやってやられてる交流の場を今後もそこを確保していただきたいということを言ってるんですが、どんなでしょうか。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

現在の子育てふれあいセンターでございますが、私のほうも何度かいろいろ時間帯、午前中であつたり昼頃にお伺いしたことがあります。お迎えの時間は多少なりとも多くはなるとは思いますけども、午前中、お迎えの時間ではない時間であっても、支援センターのほうの利用者は多くいらつしゃつたというように思っております。

今後、お迎えの待合の時間の場所の提供ということでございますが、どういった形にすればいいのかということにつきましては今後考えていきたいというように思っております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 今後、そこをよよく考えていただいて、あそこは門扉が2か所こうあつて入るんですけど、ここから先はもう入れませんよと、放課後児童クラブの人が使うんですというようなことがないようにしていただきたいということを強く要請をしておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） ありがとうございます。まずは、空き地については、児童クラブの過密の解消ということで考えております。長期休業中になりますと平均で75人ほど児童クラブで利用しとると、教室が足りないという状況もありますし、そういうことを考えてみて児童クラブのほうに優先的に使ってもらふと。

それから、あつこの遊具のことでお話をされておられたと思います。そういう点についても、今後保護者の動静あるいは要望等を踏まえて、児童クラブの活動に支障がない限りで我々としては考えていきたいと思っております。いろいろありがとうございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 児童クラブの密の解消ということで、もうそりゃあ児童クラブは保護者運営でやられますから非常に助かるというふうに思います。前回私が言ったように、あそこは給食調理場のまだスペースがあります、裏にね。そういうこともありますので、ほかにもふれあいセンターの建屋は使い道を多分考えられとんだらうというふうに推測をしますが、遊具について、外の広場についてはぜひとも児童クラブの方々が小学校を終えて来る前にも十分時間があるわけですから、もう立入りができないようにするんじゃないかと、ずっと活用できるように検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第18号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第19号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第20号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） すみません。これは私の所属する委員会なんですが、総論的に聞きをしたいというふうに思います。

和気町の指定居宅介護支援事業の関係で、議案第20号から議案第23号ぐらいまで多くの条例改正が提案をされています。それで、1つは、どの条例にも共通をしているんですが、虐待防止のための措置についてです。事業所で働いている人へのパワハラの問題も書かれていますし、それからいわゆる利用者の方への虐待のこともこ

こで書かれていますけど、今までにも虐待問題というのは社会的な問題として全国的な規模でそうしたことがあるんですが、なぜ今ここに来て、私も初めてのことでよく分からないんですけども、改正とか追加みたいなことになっているのかなというふうなことも疑問を感じています。そのところを教えてください。

それからもう一点、身体拘束も含めて、虐待のところも、これ今後3年間事業所に対して猶予しますよというような条例にもなってるんですが、何で3年間猶予するんか、僕の感覚的に言うと、今すぐちゃんとやれよというような感じを受けてるんですが、そこらが法律等の絡みはあるんでしょうけど、その辺のところを教えてください。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 太田議員からの質問でございます。

虐待につきましては、施設を問わず、高齢者の家庭での虐待等、そういったことを認知いたしましたら、町の包括支援センターを中心に対応に当たらせていただいております。事業所につきましては、県民局であったり、町であったり、いろんな立場での指導も行わせていただいております。現在、こういった国の流れになっている状況におきましては、全国的に障害者施設で無差別な事件が起きたりですとか、そういったことも踏まえて障害施設についてはちょっと先んじてこういった配慮、人権対策に取り組んできた状況もありました。それに併せまして、高齢者施設においても人権の観点からこういった施策が今回3年度からの取組の中で義務づけが明記されたということでございますが、当然施設として虐待防止に日々、これまでも取り組んでいるのは事実でございますし、今回の省令改正によって義務づけられるのとは別に、事業所として最善の努力をしていただいているのは当然だと思いますし、利用者に配慮した取組は当然のことだと思っておりますので、体制的な整備も関係したりすることがございますので、猶予期間というのも設けられているのではなかろうかと思いますが、町といたしまして私も地域包括支援センターを総括いたしておりますので、虐待問題については事業所の方々にも取扱いについて毎年研修会も設けさせていただいておりますので、この機を含めて、改めて利用者の人権を主体とした取組について一度事業所としても取り組んでいただけるように町として指導、支援してまいりたいと思っておりますので、身近な地域でのそういった虐待に関することには敏感に取扱いを行っておりますので、今後ともそういった扱いで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（2番 太田啓補君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 次々あるんですけど、介護保険ができて21年ということで、今回4月から介護保険の報酬が0.7%だけ上がるということなんだけれども、現状は今までヘルパーなんかは1回2時間とかというふうなのが、今1時間とか物すごくどんどん切り上げられて大変な状況だと思っておりますので、ぜひよくなるようお願いしたいと思います。

そこで、質問です。

指定居宅介護支援等の事業、これはたしか渋藤医院居宅介護支援事業所が県の基準を満たしていないというふうなことで取り消されたかなんかで、町内に指定介護支援事業所というのはどういうところがあるんですか。その指定介護支援事業所において、感染症防止のためとか、虐待防止に対する措置とか、そういうものがここに書かれているということなんですかね。電磁的記録等ということで、パソコンによってどうこうということが書かれていますか、この部分というのは。そこだけ簡単に説明をお願いします。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。

居宅介護支援事業所につきましては、具体的に事業者名を挙げたほうがよろしいですかね。

(8番 西中純一君「まあそうですね」の声あり)

まず、順番は無視していただいて、ケアプランサービスわけ居宅介護支援事業所、和気町和気にございます。それから、平病院指定居宅介護支援事業所、和気町尺所にございます。居宅介護支援センターハーモニー、藤野地内であります。えんじゅケアプランセンター、衣笠地内にございます。居宅介護支援事業所みどり、田原下地内、スマイルケアサービス、吉田地内、幸生居宅介護支援事業所、佐伯地内という形で、こういった事業所が今回の条例改正によりまして人員等の基準の改めを行っていただくということにございます。

和気町内、ケアマネの資格を持っておられる方は多数おられるんですが、実際に事業所において複数配置されている事業所も限られておりまして、非常に業務的には大変多忙な状況にございます。そういった中で、事務的な効率化を図れる部分の簡素化等も今回の国の改定では明記されておりまして、より事業所が人員確保に努められるような形になれる手段として今回の改正も進められておるのではなかろうかと認識いたしておりますので、そういったあたりで、今後町内の事業所とも連携を密に取りながら高齢者のケアプランサービスが充実してまいるように検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(山本泰正君) 8番 西中君。

○8番(西中純一君) 大体分かりました。要するに、これはケアプランサービス、ケアプランを作る事業所ということですね。そういうふうに端的に言っていただいたら分かったんですけど。だから、そのためにそこが業務継続計画策定とか、感染症防止のためにいろいろとそういう委員会をつくりなさいとか、パソコンでもできるとか、いろいろそういうふうな条件を書かれていると、そういうことですね。これは分かりました。

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第21号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第22号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 指定地域密着型サービスというのは、結局幸生とか何ぼぐらい事業所があるんですか、例えば。その分の今の虐待防止とかいろいろな計画を立てたりとか、そういうふうな虐待防止どうのこうの、それから口腔衛生の管理、そういうふうなことをやる書いとんですか。一言だけお願ひします。

○議長(山本泰正君) 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長(則枝日出樹君) 失礼いたします。

先ほど西中議員のお話にもありました介護保険事業が平成12年からスタートいたしまして、この4月から22年目を迎えます。平成18年4月1日にこの地域密着型サービスという制度がスタートし、和気町でも地域包括支援センターが設置されたわけですが、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域、和気町において生活が継続できるために、市町村が提供する適当なサービスを行おうということで、この地域密着型サービスというものが創設されたものでありまして、サービス事業者の指定は和気町が原則として行っておりますし、ここで利用できる方も和気町内の被保険者の方のみという設定になっております。

先ほど議員のほうからも具体的な名前が出ましたが、この中にいろいろ指定されておるんですが、例えば地域密着型通所介護で言いますと、恒次整骨院でありますとか幸生、益原にありますからんこえというようなサービスがございます。

それから、小規模多機能型居宅介護で言いますと和が家、それから高齢者のグループホームで言いますとひろむしでありますとかもみじの里、グループホーム佐伯等が設置されておまして、そういった施設が町が人間的な規定を定めます施設につきまして、今回国の省令改正を受けまして新たな義務づけ等をここで取り組むために条例改正を行うものでございますので、4月1日以降、この条例が施行となりましたら町のほうで支援、指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(8番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第23号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第16号から議案第23号までの8件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第16号から議案第23号までの8件を厚生産業常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山本泰正君) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号から議案第23号までの8件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

(日程第6)

○議長(山本泰正君) 日程第6、議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についての質疑を行います。
質疑をされる方は、ページ数と予算項目を明確にされ、質疑をお願いいたします。
質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番(西中純一君) 48ページのところをまず。

ドローン物流等検証実験委託料が720万円出ておまして、ほかの関連を含めると985万円ほど使われるということを言われたと思ひます。今まで田土とか津瀬とか南山方地域等で実験をして、それは物流における例えば通信会社の伝送の実験とか、いろいろと言われとったんですけれど、今度はその中で処方箋を伴う薬品を送るだとか、そういうふうなこともたしか言われてたと思ひますけれど、今回のこのメインの実験、この目的、そういうものはどういふものですか。

また、業者については、引き続きF社、今までやってきた会社に委託をされるのでございましょうか。これは私以前から言ってる地方自治法上の疑義があるんですけれど、それをもう一遍お聞かせください。F社を使われるんであったら、その理由をもう一度教えていただきたいと思ひます。

それから、空き家改修事業補助金が600万円出ております。これは、新規に移住された方に対して改修される場合につく補助金でしたかね。これ1件100万円までいけるんですかね。その詳細をもう一度御説明をいただきたいと思ひます。

その一方で、次のページ、49ページに空き家片付け推進事業補助金というのがあって、これは1件100万円で5件を目指してるといふふうなことだったと思ひます。同僚議員もこの間おっしゃっていたように思ひますけれど、件数が割と少ないんじゃないかなというふうな感じもするんですけれど、その辺はいかがなんでしょうか。令和

2年度の状況も含めて御説明をいただきたいと思います。

それから、75ページでございます。衛生費のほうです。

1,006万2,000円、パッカー車を1台買われるというふうなことでございますが、今現状何台動いているんですかね。それで、1台をじゃあもう駄目になったんで購入するというわけでしょうか。その説明をお願いいたします。

それから、92ページの土木費でございますが、これは測量設計委託料で5,000万円というかなり大きい数字が出ているわけですが、これは日笠上と働のしゅんせつ残土の置場というんですか、それを作るための測量設計委託料でございますか、5,000万円というかなり高額なんで、そこをちょっと御説明をいただきたいと思います。全員協議会でちょっとお聞きしましたけれど、環境アセスが要るんじゃないかというふうな感じもしたんですけど、要するにその地区の方のいろいろな生活にダンプがどんどん入ってくるとか、あるいはその管理ですか、土石が急激な雨とかそういうものによって流出しないようにそれなりの対応をする必要があると思いますし、そういうことをやる場合に十分に地区の方に了解を得てからやるべき問題だろうと思うんで、これ即できるかどうか、これは非常に問題があると思います。その地区の区長に聞いてみると、まだ了解していないと。地区民に何う必要があると思うけど、それはまだできていないというふうなこともあるようでございます。その辺が今後どういうふう処理されていくんか、地区民の御意見、皆さんが了解するものならまだいいんですけど、その辺がちょっと不十分なので問題がありゃあせんかなと、これをすぐにされるのはというふうに思っております。そういうことで、ちょっと説明をお願いしたい。それは、この土地購入費が1,200万円ですか、これの内訳を教えてくださいたいと思います。

それから、109ページの文化財改修補助金1,160万円ですね。これが大國家の改修に伴う補助金でございましたか。私たちが以前聞いたのは、平成29年から平成33年までの財源計画では9億円程度であったが、今回いろいろ聞いてみると16億円幾らになるようでございます。それで、町へ一旦この大國家の家を寄託されていたと。それでそのままやってしまうと50%町がかぶるということで、それでは駄目だということでその当時に文化庁と話をして、財団というか、個人に返してやっていけば5%でいけるんだというふうな話だったんだけど、お金がないから2,000万円程度でこらえてくれというふうなことを言われたように、要するに勘弁してほしいというか、それでいけるというふうな、それで本当にいけるんでしょうかね。もうそれだけはきちっと約束してるのかどうなのか、その辺も含めて教えてもらいたいと思います。感じとしては、契約違反的な感じはするんですけど、それは弁護士はそういうことじゃないというふうにおっしゃってるのかもしれませんが、そこをちょっともう一遍説明していただきたいと思います。

それから、同じページの下宿生受入補助金が72万円、これは和気閑谷高校に県外から入学された生徒の、その受入れた家庭に補助を出すというふうな分でしたかね。そこが分からないので、もう一遍説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員から御質問いただきましたドローンの委託料についての御回答をさせていただきます。

ドローン事業につきましては、平成30年度から取りかかっておりまして、物流を中心にこれまで取組を進めてきております。今年度も、物流を中心に進めながら、オンライン診療からの処方箋薬の配送、それから緊急物

資の輸送投下、それから害獣検知の活用等の実験も行っておる状況でございます。来年度につきましても、この物流実験を主としながら、また処方箋薬の配送、それから農業とか、ないしはあと公共インフラ点検等の活用等、幅を広げられる可能性を探っていく、そういった形で実用化に向けての検討を重ねていきたいというふうに考えております。

また、2022年には、有人地帯での目視外飛行、人がいるところで遠隔からの操作での飛行が可能となるような制度を国のほうが定めてきております。先日もニュースのほうでそういった法律が閣議決定されてきたというような情報もございます。そういったようなものも踏まえながら、先々新たな基準、指標が示されてこようかと思っておりますので、そういった内容のほうにも対応できるようなことを来年度検討してまいると、そういうように考えております。

また、委託先といたしましては、これまで長年同じタグを組んでワンチームとしてやってまいりました同じ法人にお願いをしようというふうに考えております。やはりそこを通して大手の企業とのつながりもできておりますし、円滑にドローンの実験を進めるためには、業者を変えるというような形じゃなくて、やっぱり包括連携協定を結んでおると、そういった内容からもそこと同じところと引き続き行うのがベターであるというふうに考えております。

続きまして、空き家改修事業補助金につきましてですが、他市町から移住してこられた方が購入または賃貸された空き家を改修するに当たって、上限100万円で、その半額の50万円を補助するものでございます。今年度、13件の方の申請をお受けしてございまして、来年度も同規模の12人で計算をしております。ですので、50万円掛ける12件の600万円という形での計算をさせていただいて、予算計上をさせていただいてる状況でございます。

続きまして、空き家片付け推進事業補助金でございます。これは来年度から新設されるものでございますが、やはり空き家を活用するに当たりまして、空き家バンクとかに登録をしていただくにも、なかなか家の中に物があるからというふうな形で御登録が進まない、ないしは空き家を借りたいといっても物があるからということで貸していただけないというような形の問題がございます。そういったあたりのところで、空き家の片づけに対する補助金もこちらのほうから交付させていただくということで、今後空き家の活用のハードルを下げていきたいというふうに考えております。件数的には、昨日の全員協議会で申し上げましたが、効果のほうの見込みが分からないということで、ひとまず5件分10万円のもの上げさせていただいておりますが、これが反響が大きいようで、空き家の活用が進むようであればぜひ補正予算で対応させていただいて、どんどんと空き家の活用をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 生活環境課長 岡本君。

○生活環境課長（岡本康彦君） それでは、私のほうから、75ページのパッカー車、備品購入費についての質問にお答えします。

現在パッカー車のほうは4台所有しております。そのうち1台はハイブリッド車なんですが、ハイブリッド車が故障いたしまして、修繕に多額の費用がかかるということで、ここで備品購入費を上げさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、測量設計委託料の5,000万円についてでございますが、内容としまして、日笠上のしゅんせつ土の残土処分場でございます。こちらの処分場につきましては、和気町が全てするというところでございまして、測量設計の内容としまして、金額としまして4,400万円、内容につきましては測量設計、用地測量、地質調

査、林地開発申請、その他開発申請等が全て入っという内容になってございます。

働につきましては、これは岡山県が工事を進めて、用地につきましては和気町が買うということでございます、金額的には600万円。こちらのほうでございますが、分筆をするための用地測量でございます。

続きまして、環境アセスはということでございますが、環境アセスにつきましては、これは対象事業でございません。そのため、不要でございます。

それと、土砂の流出をしないようにということでございますが、岡山県の基準を遵守し進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

地元につきましても、説明会等を丁寧にさせていただいて、御理解を得ていきたいというふうに考えております。また、区長にも御相談しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。用地1、200万円についてでございますが、内容につきましては、日笠上のほうが950万円、働のほうが250万円でございます。昨日説明させていただいたとおり、こちらのほうは鑑定評価額というふうになっておるところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

109ページの文化財改修補助金でございますが、これは大國家の補助金と、あと今回県指定の本久寺のこれも改修が出ておまして80万円で、合計の1,160万円でございます。大國家に関してでございますが、昨日の全員協議会でも御説明しましたが、現在財団に対して補助をしているわけですが、財団の経営がなかなか厳しい、維持が厳しいということで、町へ補助を増やしてくれないかという相談が昨年ございまして、昨日も説明したとおり、現在は国が85%、県が5%、残りの10%を町が5%、財団が5%持っている状況でございます。仮に財団が解散となりますと、国が50%になり、あと残りの50%を町が負担することになります。それは困るということで、財団は維持してもらい、今回町がその10%のうち約8%、それから残りの約2%を財団が払うということで話をしております。ちなみに、令和2年度までは5%、5%ですが、令和3年度以降は令和2年度までを含めて財団が約2%、町が約8%となる予定でございます。また、令和3年度以降の総事業費が約14億円となっており、あと7年間で和気町の負担が約1億2,000万円、それから財団の負担が約2,000万円となる予定でございます。

それから、下宿生受入補助金でございますが、これは和気閑谷高校の下宿生の受入れ補助金でございまして、見込みとして現在3人分を予定しておまして、一月2万円で、年間で72万円となっております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 大体分かりましたけど、2件ぐらいもう一遍聞かせてもらおうと思っております。

1つは、今回ドローンの件はオンライン診療からの処方箋薬の配送と害獣発見と、緊急物資の輸送投下、そういうふうなことを中心に1年間かけてそれをやるということですかね。

それから、2022年のことを言われたんですけど、有人地帯を飛行可能とか、それは今回の実証実験に関係があるのかな。その辺がよく分からなかったんで、その辺も絡めてもう一遍説明をいただければと思います。

それから、日笠上と働のしゅんせつ残土の受入れということですが、4,400万円が日笠上の分で、働の分が600万円というふうなことでしたか。全員協議会で聞いたのが、面積は、20ヘクタールぐらいでしたか。何十万立米というふうなことで非常に多量の残土を受け入れるということで、地元の了解を得ていかないと、これは本当に大変なことだというふうに思います。極端に言うと、1つ特別委員会を立ててやるぐらいでないと概要が分からないんですよ。今回出ているのが、測量設計委託料の5,000万円と土地購入費の1,200万円のうち950万円、それから日笠上の処分場でいくと4,400万円が測量設計委託料というふう

うになっているんですけど、これを概算設計から今度は実施設計とかいろいろ、それから土地の状況がどういうものかそれを分析せにゃいけないようなことも出てくるかもしれませんし、かなり事業費が大きくどんどん広がるんじゃないかという危惧を抱くものです。

それから、今吉井川から拾ってる残土を見ても、頻繁に新田原井堰からダンプが行き来しているということで、これが実際にやるとなると、日笠地域では、今もサーキットがあるようなときは朝早くからどんどん車が行ったり来たり非常にそのときは交通が多くなるんです。日笠地域の住民にも大きな影響が出てくると思うんで、本当にこれは慎重に取り組む必要があると思います。だから、その辺の前さばきをしてからここへ出すべきじゃったんじゃないかなと思いますけど、その辺の御所見といいましょうか、それはどういうふうに思っているか。

もう一つ。こういうことを県下の市町村で既にやっているところがあるんですか。そこも教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） それでは、西中議員からの御質問で、まずドローンを活用した取組でございますが、本年度行っておりますのは、まず物流、これがこれまでやってきた中心でございます。それと併せまして、オンライン診療からの処方箋薬の配送、それとあと緊急物資、災害時とかのそういった場合にドローンで物を運んで投下をすると、そういった実験、それとあと害獣検知への活用についての実験、そういったようなものを今年度は行っております。

来年度につきましては、そういったようなものもしていきながら、また幅広くいけるように、公共インフラ点検等への活用、そういったようなものにも幅を広げていきたいというふうに考えております。

併せまして、先ほど申し上げましたが、2022年には有人地帯での目視外の補助者なしということで、第三者のいる上空を遠隔操作的な形で直接目視しない状態での飛行の基準となるものが定められてまいります。それが来年度以降明確に、免許とかそれからあと機体のそういう基準みたいなものが示されてまいりますので、実用化に当たってどういったような基準になるのかというのに対応するような形のものも検討していくというふうなことを考えております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

地元の了解ですが、先ほども申し上げましたとおり、説明会等で丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えております。

設計につきましては、今回概略設計等を入れておりません。いきなり詳細設計を入れて、全て測量等を行っていきます。その中で工事費等も出てくるものという形でございます。

工事につきましては、若干、昨日御説明をいたしましたとおり、許可になった場合には調整池等、下部の施設工を全てやっていくと。それで、搬入に併せて、道路等も造って盛り上げていく。盛り上げたことによって、排水溝等を整備していくということになっております。

それと、県下ではどうかということでございます。県下では、残土処分場について適地がなく、非常に困るとるのが現状でございます。特に東備地域につきましては、今赤磐市のほうへ入れていますが、赤磐市のほうももういっぱいになるということで、入ることができません。備前市もございません。和気町もございません。それで、国も県も困るとるわけでございます。その中で、備前市は、三石のほうだったと思いますが、残土処分場、理解を得て着手をしたという情報は聞いておるところでございます。和気町のほうは全然持ってないということでございます。これが初ということでございます。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） まず、ドローンの分ですけれど、対象地域は佐伯地域のどこかになるんですか。オンライン診療、遠隔診療を含めてどうのこうのと、薬の面とかがあるんで違うんか、その辺。害獣発見もあるんですけど、対象地域はどこを考えられているのか、お願いします。

それから、しゅんせつ残土の受入れというのが、現実的にはこの地域、特に東備地域にはほとんどないけれど、備前市が着手したと言われたんですか。赤磐市がいっぱいになってると。その辺の予想されるリスクは分からないんですけど、事業費的にはこれはやっぱり億を超えるような事業になると思うんですけど、その辺も含めて。

それから、これが要するに県や国の受入れのインフラとして町が手を上げてやるということなんですかね。そうすると半永久的に使う、何十年という、そういうふうな形になりゃあせんかなと思われるので、その辺の予測というか、それを町長のほうから教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、処方箋薬のものにつきましては、今やっている地区が今年度は津瀬区、それから南山方でやっております。今後も、その地区はもちろん中心にしながらか、新たなルートの開拓というのもやはり取り組んでいかななくてはならないと思いますので、そういったあたりで考えております。

また、オンライン診療そのものは、やはり患者の方の御協力をいただかないといけませんので、新たに御協力をいただける方を募集していけるような形が必要になってまいりますので、そういった形でやっていこうというふうに考えております。

あと、害獣検知につきましては、また産業振興課等に情報をいただきまして、害獣の多いあたり、困っているあたりのところで実験をしたいなというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、残土処理場の件でございますが、実はこれは御承知のとおり今異常気象によりまして時間雨量100ミリというような現実が新見市でも最近あったわけでございます。そういう状況に合わせまして、和気町でも今しゅんせつしても残土を処理するところがないというのはもう十分御認識いただけたらと思います。そこで、区長会等でも何回も私もどこか適当なところがないかなというのでお願いをしたんですが、保安林であったり、砂防指定であったり、いろんな指定があつてなかなか山がどこでもこういう残土処理場が建設できるという場所がないんです。それで、いろいろ調べまして、結果的には働、これは県が砂防指定もないし保安林指定もないと。面積は狭いんですが、これは6万立米ぐらいしか処理できないということなんです。ここなら大丈夫だということで、少々県道が狭いという問題もあるんですが、ここでひとつ県が事業費を持とうと、用地だけは町が確保してほしいという話の中で、働でやらせていただくということで、働の皆さんに総会を開いていただいて、そこへ私も出席をさせていただき、お願いをさせていただいたんです。これから1遍だけでお願いが済むお話じゃございませんから、御理解をいただく方法をいろいろ考えていきたいなと思っておりますが、日笠上のほうにつきましては、取りあえず今の条件が、保安林でもないし砂防指定もないということの中から、ここはかなり20万立米ぐらい入るだろうということでもあります。そこで、この方式は取りあえず地元の区長方にこういう考え方で残土処理をやらせてほしい、吉井川を含め中小河川がたくさん和気町にはありますから、今見ていただいても分かりますように、小松原橋から火葬場の前まで、もう低水護岸より高くなるような状態でしゅんせつしてない。このあたりのことを考えても、何とか一日でも早くにしゅんせつをしたいと。

それから、吉井川につきましても、合流点、カナミツ工務店の前のあたり、あのあたりはかなり水位を下げてほしいというお願いをして、これは何とか国のほうにも予算づけをしていただいて、現在井堰から下へ向けて河川の改修、しゅんせつをやっていたらいいやれやれ思いよんですが、15万立米あの前を取ろうということであ

ったんですが、これがどうも捨てる場所がないというので、馬喰町の下の周りで処理させていただいたんですが、なかなかこれが処理ができない。吉井川の犬走りを埋めていこうということで、吉井川の犬走りも埋めていただいたりして、あとはもう西大寺のほうまで処理しに行ったと。そうしますと、運賃に食われてしまうんで、15万立米が取れなんですね。これ何とかもう河床を下げてほしいと。そうすることによって、町民の皆さんの生命、身体、財産を守っていこうと、安全・安心のまちづくりにつなげていこうということで、それ以外は何も考えてないわけですが、一生懸命そのあたりを取り組んでいかせてほしいということで、日笠上を今度やらせていただくのに、取りあえず地元の区長方が5人おられるんですが、5人の区長にこのお話をしまして、それはやり方としたら、岡山空港が谷あいをそれぞれに段々畑のような埋め方をして、現在に至るまでに一回も事故が起きてないという県の話もありまして、それと同じ考え方でやらせていただきたいと。

それから、日笠上区の場合は、上がったところへ広場のようなところがあるんです。そこへかなり入るようなふうでございまして、このあたりで20万立米埋めさせていただいて、しかもこれのやり方は、ざっと私が思うとんのは、最終的には2億円ぐらいかかるんじゃないかなと思うんです。大阪府の宮崎さんが一番大きな地権者なんです。この方も、町のことでぜひ協力をさせていただくという回答もいただいております。地権者1名の方にはまだお会いしていませんが、ほかの方は了解をさせていただいております。このあたりのことができて、それから議会へ提案をさせていただいて、議会の皆さんに御理解をいただいてやろうというのが私の考え方では筋だと思っておりましたから、取りあえず地元のほうでそういう状況でございますので、今回提案をさせていただいたわけでございまして、順序として私の考え方は、議会へ先に相談して、それから地元へというのはちょっと不安がありますので、このあたりは御理解をいただきたいなと思います。

そのあたりで、日笠川についてもかなりまだしゅんせつができてない場所もあります。和意谷川にしても、和意谷川の一番下の橋桁のあたり、もう人間の手が橋桁へ届くような状況になっただけです。ですから、もう一日も早くにそのあたりを解消することによって、皆さんが安心して日々を過ごしていただけるということになるように頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつぜひ御理解をいただきたい。

それからもう一つ、実は日笠上区の場合は、これは有料で運営をさせていただきたいと思っております。これ有料といいますのが、建設残土でございますから、建設残土といいますのは設計の中へ必ず建設残土処理料というのが入るとるわけでございます。ですから、業者の方々は入札の段階で残土処理料を見込んで落札するわけでございますから、その残土処理料は頂くと。そうすることによって、起債でやらせていただくとしても、その起債の償還はそれでやらせていただくというような考え方でやらせていただいたらどうだろうかというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ですから、今言うたように、町長自身、議会へ出すのがおかしいと思うと言いつつここに言われているわけなんで、ちょっと矛盾してるような感じがするんですけど。私は日笠上区だけかと思いつつただけで、そういうわけにいかないわけですね、影響というのは、恐らく全部で、上、下、木倉に至るまで、住民にそれだけいろいろと影響が出てくると思うんで、やはりこれは拙速なやり方じゃないかなと。まだ了解してない。働については、臨時総会か何かあったというふうなことを言われたんですけど、日笠上のことについてはそれがあったということは聞いてないんで、やはりそこは十分に住民が理解できるというところから出発しないと、やはり後で大変なことになると思うんで、私はもう感心できません。一応その意見は述べさせていただきます。防災都市公園のときも、こういうことが目的だからという言われるんですけど、目的が何ぼようでもやり方が間違ったらいけないと思うんで、コメントがあったら言ってください。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 私の説明が悪うて、なかなか西中議員に御理解がいただけていない部分があるんですが、取りあえず地元の大体の御了解を得るといのは、地元の区長といのは地域で選ばれた方々でございますから、日笠地区5人の区長にこのお話をさせていただいて、おおむねの了解をいただいて、それから議会へ提案をさせていただかんと、やみくもに何もその下地をせずに議会へ提案をしていくといのは、私は筋が違うと思っておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） それでは、私のほうから3点ほどお聞きしたいと思ひます。

初めに、49ページの和気町結婚新生活支援補助金180万円ですか、これ昨年も恐らくあったと思うんですが、具体的にもう一回、どういう条件でこれ補助金が下りるのかということと、今年何世帯見込まれているのか、また昨年何世帯の方が使われたのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、40ページのイベント委託料、これは合併15周年のイベントをやるということで335万円ですか、具体的にこれはいつ頃、どのような形でされるのかということをお聞きしたいと思ひます。

それから最後に、42ページの防災士育成事業補助金、これは先ほど太田議員のほうから補正予算のほうで若干話がありました。今回61万円ということで、大体10人ぐらいかなと思ひます。昨年は10人で3人しか受けられなかったと。コロナの関係もあったんかなと思ひますが、もっとたくさんの方にこの防災士の資格を取っていただければなというふうにお思ひしております。具体的にどういう形で啓蒙されているのかということについてお聞きしたいと思ひます。

以上3点、お願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それではまず、結婚新生活の支援事業の関係の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、現行の状況のほうを説明させていただきます。

現行の補助対象といたしましては、結婚に伴う住宅の取得費または住宅の賃借費用、または引っ越し費用、そういうようなものに対しまして、御夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下で、かつ世帯所得が340万円未満、収入で言いますと約480万円未満の方の新規に婚姻された世帯につきまして、1世帯当たり30万円の補助をいたしております。これが令和3年度には、国のほうの制度の改正もございまして、金額のほうが最大60万円まで倍増いたします。要件のほうも若干緩和されておまして、まず変わってくるものが年齢要件です。現行は34歳のものが39歳、それから世帯所得につきましては400万円未満ということで、世帯収入で言いますと540万円ということで、対象の拡大がなされております。

また、先ほど申し上げた39歳かつ世帯所得400万円未満の方につきましては、これは補助額はこれまでどおり30万円でございます。これからさらに上乘せといたしまして、年齢が29歳以下の方であれば、実際には60万円まで補助が出るというような形になっておる状況でございます。これは、町のほうがその金額を支払ひまして、国のほうが60万円の分であれば3分の2補助がございまして、現行は2分の1補助ということで、30万円に対して15万円の補助があると。来年度は、もし60万円であれば、3分の2の金額で補助が頂けるといふことで、40万円の補助が頂けるといふような形になっております。

それから、令和元年度の実績で言いますと、利用者が1組、本年度につきましては恐らく3組になろうかと思っております。来年度も一応3組の予算を計上しております。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、安東議員の40ページのイベント委託料、合併町制15周年事業についての御質問でございますが、このことにつきましてはイベント委託料のうち、275万円が合併15周年記念事業の経費でございます。その他経費といたしまして25万円を報償費のほうで記念品料といたしまして計上をいたしてございます。

式典につきましては、現在コロナ禍でございますので、秋口に式典のほうを実施したいと考えておりまして、秋口までに表彰規程を設置いたしまして、式典の中で表彰、それから各種通年事業に冠事業といたしまして事業実施を行いまして、式典事業の中でポスター、作文の募集等も予定を考えておるところでございます。秋口での式典実施、平成18年3月1日に合併いたしまして、この3月1日で15周年ということでございますが、このコロナ禍でございますので秋口の実施ということで考えておるところです。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

安東議員御質問の42ページ、防災士育成事業補助金について御説明をさせていただきます。

この防災士の育成事業というのは、地域の方に防災士の資格を取っていただくということで、先ほども補正のところでも申し上げましたが、29名町が補助して資格を取っていただいた方がいらっしゃいます。

宣伝というか、御案内の方法なんですけど、今消防団の分団長以上の経験者には講習の特例というのがございまして、そちら消防団に向けて講習の御案内をさせていただきます。

それから、各地区に自主防災組織が組織されておりますので、そこへも防災士の資格を取っていただければということで御案内をしている状況です。一応令和3年度は10名分予算化をさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 9番 安東君。

○9番（安東哲矢君） 新婚生活の支援補助金については、分かりました。

それから、15周年のイベントなんですけど、25万円の記念品ですか、これは住民全員にするわけではないですよ。僕個人的には、一部の方だけじゃなしに、町民全員の方でこの15周年を喜び合おうということで、紅白のまんじゅう、これは200円ぐらいで1万3,900人ですから270万円ぐらいあつたら予算の中でできんことはないと思うんですよ。それかあるいは、何か記念になるようなものを全員に配るとか、そういうことも考えていただければなというように思っております。

それから、防災士のほうなんですけど、私も4年前ですか、防災士の資格をこの町の補助金で取らせていただきました。ただ、取ったんですけど、もうそのままなんです。これを発揮できる場が全くないわけです。せっかく町の補助金で取らせていただいとんのに、これは申し訳ないです、本当にね。赤磐市なんかは、約100名以上の今防災士がおります。協議会を立ち上げて、防災士の中でもっと防災についてのことをいろいろ勉強会をしたりとか、そういうことをやっていっとるみたいですね。ですから、和気町についても29名おるわけですから、協議会を立ち上げて、防災についてこういうことを今年はやっていこうというようなこともやっていかないと、ただ取っただけでは全くこれは意味をなさんと思うんですよ。ここらあたりを考えていただければなというように思っております。

防災士の資格、講習会は、私は赤磐市で取ったんです、実は。普通は大体広島かあるいは大阪というところで、交通費はこれは本人が負担ですから、ですけど赤磐市で取ればもう交通費は要らんわけですよ。何年かに1回はこういう近辺で恐らくすることがあると思うんですよ。そういうときにしっかりたくさんの方に受講していただくということになれば受講しやすくなるということです。やはり1回講習会を受ければ、防災について非常に関心が湧くと思うんですよ。そういう面で、特に区長は地元のリーダーですから、区長それから執行部の方、あるいは我々議員もそうですけど、そういう一人でも多くの方に取ってもらうということが大事じゃないかなというふうに思っております。この辺について、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） それでは、15周年についてでございますが、議員の個人への記念品というお話もでございます。そのあたり十分内容検討もさせていただいて、今現予算が25万円ですので、場合によっては補正も必要になってまいります。十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） ありがとうございます。資格をお取りいただいた防災士の方、29名の活躍の場といいますか、活動の場、こちらは町のほうで御提案をさせていただきたいと思っております。できれば協議会のようなものを編成しまして、お互いに情報交換と検証をやるような、そういったことも考えていきたいというふうにあります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番 当瀬議員が出席されましたので、出席議員数は11名であります。

引き続き、質疑はありますか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、何点が質問させていただきます。

まず、歳入のほうから行きますけども、15ページ、町税における固定資産税の税収は、50%以上の大きいところですけども、固定資産税の中の償却資産、これはプラスということで約1,200万円が収支決算の増ということで、その概略をかいつまんで解説をお願いします。

それから、17ページ、森林環境譲与税の340万円の使途というんか、使い道といいますか、その辺の中身の説明をしていただければと思います。

それから次に、これはちょっと細かい件ですけど、49ページの縁むすびネット登録補助金、金額は小さいんですけども、多分これは新規事業なんかなと思っております。この概略説明ということで。

それから、80ページ、農林関係で、機械器具購入費で、説明の中ではリモコンの草刈り機2台、あと通常の分を4台ということで、この金額関係は見たら分かりますけども、申込みとか保管場所、その辺の考え方が多分あると思いますので、それも御説明をお願いいたします。

それから、87ページ、和気町企業立地促進奨励金ですかね、これも説明の中で、大中山で約1,300万円、ヤクルト関係で約800万円ということで、大中山のほうを、少し詳細説明という形で分かる範囲でお願いしたいと思います。

それから、88ページ、バラ園管理委託料は200万円ということで、従来は地域のボランティアということでしたけども、新しく去年からということですが。

それから、92ページは、同僚議員からありましたけども、河川改修事業で少し同僚議員とはまた別の視点でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 最後の別の視点では答弁がしにくいと思うんで、内容を言ってやってください。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） しゅんせつ関係、分かりました。

聞こうと思ったのは、あらかじめ町長は先ほど同僚議員の工事費に約2億円というのも聞きましたから、これはよろしい。ただ、これは工事の全体の説明の中でもかなり長いスパンでの工事といいますか、土の度合いによ

ってというようなことで、私はまだイメージが湧きませんが、その辺があって、最終的には、通常の工期というのは違いますけども、大体長いスパンで行くと思うんですけども、その辺のことですね。

それで、これで一番大事なところは、河川改修関係は起債では100分の100とかがありましたね、臨時緊急対策か何か。ああいうので100分の100とかという、交付税算入ですか、その辺の運用はどうなるのかというのを、これは大事なところですから、大きな金額の中で100%でというのであれば財政的には負担がかからんと。その辺のことを聞きたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） それでは、私のほうからは15ページの固定資産税、償却資産の税収増の要因を説明いたします。

償却資産は、前年度から比べて1,169万1,000円増加の予算でございます。この要因といたしましては、令和2年から3年にかけて、和気町内に償却資産の対象資産を持つ企業の数がかなり多くなったということです。それからまた、令和3年度におきまして、新たに新規の登録企業、和気町内に物件を持つ新しい企業が20社増えております。この20社増えた企業の償却資産の内容といたしましては、自動販売機とかソーラーパネル、建設業の重機、それからNTTのリース品等が主な増えた要因でございます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

森林環境譲与税につきまして私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

森林環境譲与税の用途につきましては町内の森林の針葉樹のところに広葉樹を植えて、針葉樹、広葉樹の針広混交林というのを増やしていこうという事業がございますが、それに対しましてまず森林環境譲与税を活用した事業ということで、それぞれ所有者がいらっしゃいますので、意向調査の実施であるとか、それに基づいて間伐等の森林整備を実施していくと。それから、森林組合等に森林の所有者への申出の働きかけを行う経費、そういったものにも使える。それから、災害防止や国土保全機能強化の観点から、市町村単独事業の創設をまた検討して、そういうものにも使えるというふうなことでございます。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、縁むすびネットの補助金に関する御説明をさせていただきます。

これは、岡山県が設置して、実際にはNPO法人のほうで委託を受けて運営しておりますおかやま縁むすびネットという、これはお見合いのサイトのようなものがございまして、そちらのほうで2017年度から開設をされております。令和2年12月現在で会員数が、男性が994名、女性が1,006名ということで、ちょうど2,000名ということで今登録が12月時点ではあるということでございます。和気町で今登録されている方につきましては、男性が9名、それから女性が4名ということで、13名の方の登録があるということをお聞きしております。

それで、今の現状で申し上げますと、3月10日時点で、マッチングによるカップルの成立、成婚数が127組あるという状況でございます。こういったある程度しっかりと安心ができる岡山県が運営している、そういうところへまず結婚推進していくに当たって、登録されている方、登録を奨励して成婚というか、結婚のほうへ結びつけていきたいということで、こちらの登録費用が2年間で1万円でございますが、これの半額5,000円を補助したいという形の趣旨の補助金でございます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

機械器具の草刈り機の購入ということでございますが、今回令和3年度当初で上げさせていただいております。

のが、リモコン式の草刈り機、神刈という名前でございますけども、幅が70センチぐらいを一遍に刈っていくことができるというものでございます。これを2台用意させていただきまして、それ自体は45度の角度まで刈れるというふうなものでございます。

それからあと、スパイダーという自走式の手で持って刈っていくものも、傾斜角度がきついても行けますので、それは神刈ほどは幅は広くは刈れませんけども、もう一台そういうのがあったらという声もたくさん聞かせていただいております。それを4台配備して、12月の議会でも御意見いただきましたとおり、夏の非常に暑い時期も迎えますし、それから農作業の中で一番草刈りが大変だというふうなお話もでございます。実際にそういうのを有効に活用していただいて、地域の農地を守っていただけたらというふうに考えています。

それで、保管場所は、基本的には佐伯、和気、それぞれ庁舎がございますので、有効に使っていただくようにそれぞれに配置したいとは考えておりますが、貸出しについても、もう個人様というよりは、例えば地域の中山間とか多面的で取り組まれてる団体様、それから各行政区のいろんなところで、区の出会い仕事とかでやられてる、そのときには区長が代表者になれるかもしれませんが、そういうような形で団体様を中心にお貸しをしていこうというふうなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは続きまして、企業立地の促進の奨励金についての御質問にお答えをさせていただきます。

こちらの大中山へ立地される企業立地の促進の奨励金の金額でございますが、こちらまず2通りございます。事業所の設置奨励金というものと、あと雇用奨励金というもので計算をしております。

事業所の設置奨励金につきましては、家屋の固定資産税評価額の4.5%と土地の固定資産税評価額の1.5%、これについて奨励金として計算いたしております、そちらが1,246万5,000円の試算となっております。

あと、雇用奨励金につきましては、こちらは町内に住所を有する新規常用雇用者数の人数掛ける10万円ということで、今試算といたしましては15名の雇用を見込んでおりますので、10万円掛ける15名で150万円と。合わせまして1,396万5,000円ということで、この企業立地の奨励金のほうを試算しております。

事業所の設置奨励金は、これ単年度のみのお交付でございます。雇用奨励金につきましては、5年間交付を行います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

日笠バラ園のことについて御説明をさせていただきます。

和気町の日笠上区に、もりおか友遊ハウスというのがございまして、そこに約143種類、248本のバラがある約500平方メートルぐらいのバラ園でございます。今までガーデニングクラブという皆さんに一生懸命バラを育てていただいて、毎年きれいな花を咲かせていただいておりますが、なかなか体力的にしんどいということもありまして、管理者を募集しようということで、6月の議会でもお話しさせていただきまして、管理者をまず町内で募集させていただきました。実際には技術とかノウハウを持った方ということが条件ではありましたが、そこで3名申し込んでいらっしゃったんですが、中心的になるような方ではないということもありまして、その後少し広く公募をさせていただきました。近隣まで広げて、新聞へ募集をかけたりしてさせていただきました、そこへ3名申し込んでこられた中にそういう剪定をされている方がいらっしゃいまして、実際にはバラをしようという気持ちで集まってきていただいているので、再度お声がけをさせていただいて、ぜひ協力させてくれというような形で一緒に今やっているとございまして、今までやってきたこともありますし、それからそういう方についてもらったら力を出せるという部分につきましては、今までのガーデニングクラブさんも今年につま

しては協力していただいて、実施をしていって、何とか、草も生えておったんですが、皆さんの力で少きれいにしていただいて、またいい花を咲かせてくれるように今現在はなっております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

標準的な工期はということでございますが、工期については分かりません。と申しますのも、しゅんせつ土及び公共施設の残土につきましては、どのくらいその年に入るか、またストックヤードでございますので、どのくらい出るのが分かりません。県の働区のしゅんせつ土においても岡山県も同様の回答をいたしております。

それと、100%借入れの交付税算入70%の緊急自然災害防止対策事業債のことをおっしゃられようとは思いますが、こちらのほうの起債の対象ということにはなりませんので、単なる起債という形になってきますんで、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） まず、償却資産のほうは、今るる説明がありました。分かりました。ありがとうございます。

それから、森林環境譲与税、これもいろんな使途の制限があるけども、今後これからこれを活用していこうということで検討されとるというように理解しときます。

それから次に、縁むすびのほうは、この説明のとおりでございますして、結婚から妊娠まで切れ目ないと言いますけども、やはりまず結婚して、初めて妊娠して、出産してということでもありますんで、その辺はそういうことでされとるとことは把握しておりますんで、これからも引き続き。

それから、農業機械——草刈り機です——今現在は乗用が2台、これは以前から、結構もう皆さんの人気がよくて、ただあれは大きな機械でなかなか使える土手でもなければ使えないですけども、今回少し小回りのきくもので使いやすくなっているということで、これはもうそれで結構でございます。佐伯と和氣にそれぞれ配置ということですので、ニーズは高いと思いますんで、それも理解できました。

それから、企業立地奨励金ですか、これは大中山のほうへ新たにということ、これは基本的にいいことで、もう細かい数字の計算の方法はこれは事務方のほうできっちりされていると思いますけども、いずれにしても将来的には矢田の工業団地のこともありますんで、ぜひこれは細かい部分はともかく企業誘致にどんどん取組んで少しでも税収が増えるように、そのことも含めてやっていただければと思います。

それから、バラ園のほうですけども、これは今までなかったけど、こういう委託金はもう転がしでずっともう恒久的に、やめん限りは、結構年数かけて10年すりゃあ2,000万円、相当な金額になるんで、その辺も含めて、多分これは契約できちっと仕様書なんかも作られとると思いますんで、あえてその仕様書がどうなっとなかというのとは聞きませんが、そういう履行確認といいますが、ついつい業務委託になると履行確認とかその辺がきちっとできとるかという問題がありますんで、その辺は厳重にやってもらいたいと思っております。

それから、緊急災害の起債は100%だと私は素人的に思ってたんですけど、河川の今回の予算書を見ると100%というのがありましたから、これはほんならもうあくまでも町の独自自主財源でということで理解していいわけですね。

あと、これは私どもで今、特にこれは予防とかということも含めて言いましたんで、中身は理解できました。

○議長（山本泰正君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

92ページのしゅんせつの残土処分場の件でございますが、町債、起債についてちょっと補足説明をさせていただきます。

今回の日笠上の処分場の事業費約5,000万円に対しましては、交付税返りのない一般単独事業債を今年度

は予定をいたしております。この起債については交付税返りが無いもので、事業費の75%の資金を借り入れることができるというものでございますが、現在の段階では、交付税返りのない地方債を予定はいたしておりますけれども、ほかに交付税返りのあるような有利な起債が使えないかというあたりは、まだ今後調査研究の必要があるかなというふうに感じております。有利なものが利用できるようであれば、当然そちらを活用させていただくということにさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） この項目はやっぱり防災関係のしゅんせつの残土ということで、総論的には必要性があるのかなというの理解しておりますけれども、最低でも2億円以上とか、それから段階に応じて徐々に土とともに工事をやっていくという想定を思うとんですけれども、いかんせん金額が大きいですから、もうあとは財源面がうまく手当てできればということで、なるべく和気町の自主財源を圧迫しないような形ということで、補助率の高い、課長が今言われましたように、一番いい財源を求めてやっていただくという方向では理解できました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、私のほうから4点ほど質問させていただきます。

まず最初に、46ページの自治振興地域活性化交付金なんですが、1,531万6,000円ですか、これはどういうものに補助をするのかということをお願いします。

それから、82ページ、農地費の委託料で測量設計委託料、これの内容をお願いします。

それから、90ページ、工事請負費、道路維持工事費が4,000万円ありますが、これもどういうことに使うのか内容をお願いします。

それから、92ページ、河川総務費の委託料、測量設計委託料、これの内容と、この4つをお願いします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えします。

46ページの自治振興地域活性化交付金1,531万6,000円についてでございますが、これは各行政区に対して事業の取りまとめをしていただいたり、それぞれの区で活動していただいておりますので、その費用について活性化交付金という形で交付しているものでございます。均等割とあと世帯数に応じてそれぞれの区に交付をしております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

まず、82ページでございます。

農地費の測量設計委託料1,110万円でございますが、こちらのほうでございますが、内容といたしまして、長溝池の堤体、日笠上水路、初瀬池水路、新町池の関係の用水分け、原農道の改良の関係等が入るとる内容でございます。

続きまして、90ページの道路維持の関係でございます。

こちらの内容でございますが、様々な部分が入っております。地元区からの要望を上げまして、新設工事とは違う少額な簡易な工事が入っております。例えば部分的な道路の改良等、そういったものが入っておりますので、工種は様々なものでございます。内容は地区によって違います。要望によって違うということで御理解いただきたいと思っております。

続きまして、92ページの河川総務費の測量設計委託料5,000万円でございます。こちらのほうでございますが、先ほど申し上げました日笠上のしゅんせつ土の残土処分場の測量設計分、働の用地の分でございます。

こちらのほうが入っとることになっております。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。大体分かりました。

1つ、さっきの道路維持の工事費なんですが、いろいろあるんですが、大体何件くらい、ざっと、要望があつてこのぐらいの金額になるんでしょうか。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 要望自体は何十件という形になっております。ただ、これは要望分だけでもございません。突発的な分にも対応した分も入っとります。例えば突然道が壊れたというものに対して、予算を取ってそれから工事するというわけではございませんので、維持工事の予算枠ももちろんございます。そのうちの部分で、残りの部分が地元要望で数十件入っとります。

（5番 山本 稔君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） では、何点かよろしくをお願いします。

まず、34ページからお願いします。

歳入のほうで、急速充電器自動車メーカー支援負担金というのは、多分急速充電、今和気町にあるのは和気鶴飼谷温泉の駐車場に1台ですかね、ちょっとはつきり分かりませんが、そこにあると思うんですが、設置に対する負担金かなんかですか。それと、どの団体から負担金があるのかということをお教えください。

それから、その下にあります環境省より出ている二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金1,000万円。多分今年度が初めてというふうになるんですが、これの使い方は歳出のほうにあると思うんですが、どういう形のことになっているのかということをお願いします。

それから、その下にある太陽光発電売電代が11万円ほどあるんですが、これは売電をしている和気中学校に上げてるやつだとか、和気にここ園に屋根貸しているやつとか、そういったやつから入ってきているのかよく分かりません。教えてください。

あと、歳出のほうになって、40ページです。

ハザードマップ修正委託料と、それからその下に地域防災計画修正業務委託料、これがまた450万円ほど入っているんですが、これは2年間かけてするようなことを言われてたんで、令和3年度でもう完成がされるということになっているんでしょうか。それをお聞きをして、あと各家庭にまたこれは配布されるんでしょうか。その点をお願いします。

それから、42ページです。

総務費の負担金・補助及び交付金、特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金21万円ということで、来年度は21万円というふうになってるんですが、今年度は35万円、50台でしたか、ついてたと思うんですが、どのくらいの方が電話機を設置されたのでしょうか。どのくらいの方に御利用していただけたのかなど。これは私が提案した分で、ちょっと興味を持っていますんで、どのくらいの方の実績があるのかということで。来年度は21万円ということですから、1件が7,000円を上限ということなので30台見とられるんだなというふうに思いますんで、実績をお教えください。

それから、45ページです。

情報通信施設管理費の工事請負費で情報通信網整備工事1,100万円、これは光ファイバーだというふうにご理解をしております。福富地区、それから駅南の辺に光ファイバーをずっと広げていると——あの辺家が増えてますんで——というふうになるんですが、これ去年もありました。今年もまた1,100万円ほど組んでますけど、

これは恒常的に今後もずっとこういう光ファイバーの工事が続くんですかね。ちょっとその辺も教えてください。

それから、48ページ、総務費の地方創生の関係です。これは、同僚議員が先ほど聞かれましたので、簡単に機器借上料223万7,000円とある、これはこのうちにドローンも機器の借り上げに入っているのかどうかということをお聞きをしたいと思います。

それから、49ページの地域交通対策費の委託料199万7,000円、このたびダイヤの変更をしてるんですけど、運行状況の、そういったものをまた来年度も予測をして、この地域公共交通計画の実施とかそういうものを委託するのでしょうか。その点をお願いします。

それから、92ページ、これはもうずっと皆さんいろいろ聞かれてるんで、重複するところはまた委員会のほうで聞かせていただきますが、1点だけお願いします。

働のほうは県が見つけてきて、県がやるんですけど、何で日笠上のほうは県がしてくれないのかなというふうに単純に思います。それはどういうふうな経緯があるのかということをお教えてください。

それから、95ページです。

消防費の非常備消防費です。私、消防委員長をしていてこんなことを聞くのは申し訳ないんですけども、実は消防委員会の中で、この消防団員報酬、約1,200万円あるんですけど、実際として幽霊消防団員がおられると、今度はもう個人に団員報酬を入れるんで、消防委員会の中で何もしてない個人へも入るんじゃないかと、ちょっと町として考えてくれよというようなことを議論をしています。ほんで、私も議員の立場としていろいろ検討させていただきますと、このたびはこれで御了承をお願いしますということで消防委員会の中では了承していただいているんですが、そのところを今日御提案もしますので、執行部のほうでもどのようにしたらいいのかということも含めて、今までだったら部に入っていたから幽霊消防団員のものは活用して活動費に使っていたというようなことで理解もされてたんですが、今度はもう個人個人に団員報酬が行くと。何もしてない人にも団員報酬が行ってしまうようなことがありますんで、そこらをどうするのかということをお検討をお願いしたいと。今考えられていることがあればお願いしたいというふうに思います。

それから、98ページです。

教育費、教育総務費、事務局費です。この中の委託料1,498万2,000円ありますけれども、実は去年はこの中にスクールバス運行委託料というのが60万5,000円計上されてたんですが、今回スクールバス運行委託料というのなくなっています。これはどういう経緯かなと。また、スクールバスの運行委託料とは一体何だったのかなと。去年あって、私のほうも聞けてなくて理解できなくて申し訳ないんですが、教えてください。

それから、117ページです。

教育費、保健体育総務費。先日の説明の中で、今年の7月23日にNHKのラジオ体操をするからその収録にお金がかかるんだというようなことを言われたような、どこの科目だったかというのがありますが、もう少しそこを詳しく教えてください。子供たちが楽しみにするんじゃないかなと思いますんで、教えていただければと思います。

それから、120ページ、教育費の学校給食共同調理場費の委託料、調理委託料220万円ほど上がってるんですけど、これはどういうものなのかと。内容を教えてください。

それから、最後なんですけども、これもまた申し訳ない、ちょっと言いづらいことを言わせていただくんですけども、125ページの給与明細書です。これも補正と同じように、総括のところでもう管理職手当以降、これは全く言っちゃあ悪いけどでたらめです。その他手当がなかったのと、会計年度任用職員の方のその他手当を持ってきて、はっきり言わせてもらってもう改ざんです。提案する前にこういうことがあって変えさせていただきます

ましたということをお願いいただければそれはもうそれでいいんです。こども、今出されているのが正解です。去年のときのが、私が見えてなかったのはそれは申し訳ないんですけども、それが多分というより、気づいて直しとんです、これ。そういうことはやっぱり改めていただきたいというふうに思います。で、申し訳なかった、間違っていましたと、改めてこういうふうにさせてもらったというふうに言ってもらえればもうそれでいいと思うんですが、そのところをまたよろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、太田議員からの質問のございました34ページの急速充電器自動車メーカー支援負担金のほうから説明をさせていただきたいと思います。

この急速充電器でございますけど、議員おっしゃられたとおり、和気鶴飼谷温泉の駐車場に設置してある電気自動車の急速充電器の分でございます。これの維持管理費、電気の基本料であるとか、それから点検代であるとか、損害保険料、その辺を合同会社日本充電サービスだったと思うんですが、そこから支援負担金として毎年今頂いております。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これ1,000万円ということで今回上げさせていただいておりますけど、これの用途につきましては、令和3年度に地球温暖化対策の実行計画の改定を行うときの補助に充てていこうということで考えております。内容的には、国のほうも2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すということで首相のほうも宣言をされ、それからまた和気町といたしましても2月2日にその宣言をしております。国のほうも、今までは二酸化炭素排出抑制ということだけで進めておったんですけど、やはり実質ゼロに持っていくためには、再生可能エネルギーの活用をしていかないとそれは無理でしょうというふうな考えの下に、再生可能エネルギーをどのように導入していくか計画をつくってください。そういう計画をするところに対しては補助金を出していこうというふうなことで、令和3年度にこれは新設された補助金でございます。ですので、その中で再生可能エネルギーとして考えられるような太陽光であるとか、バイオマスであるとか、それから水力であるとか、いろいろそこら辺の再生可能エネルギーでどういう利用ができるか、可能性調査を含めてやっていきたいと思っております。計画倒れになってもいけませんので、そこら辺十分検討した上で、そういう再生可能エネルギーを利用していく計画を十分そこで検討して、地球温暖化対策の実行計画に記載し、これから先、2050年ですけど、中間である2030年の中間的な目標をつくった上で、2050年実質ゼロを目指していくという計画をするために充てる補助金でございます。

ただ、これは環境省が直接国の補助金として出しませんので、今回環境省から委託会社、委託会社から和気町へという形になりますので、雑入のほうで計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

34ページの雑入、太陽光発電売電代はどこの施設かという御質問だったと思います。

和気中学校の南側の新校舎の上に太陽光の発電設備をつけております。10年たちましたので、売電価格が落ちてまして、前年と比較して22万5,000円のマイナスということで計上させていただいております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

予算書40ページのハザードマップ修正委託料70万円についてでございますが、ハザードマップの修正業務といいますのは、平成28年度から5か年で土砂災害の特別警戒区域というのが指定された関係で、旧小学校区ごとに実施をしております。今年度調査をしました旧藤野小学校、それから旧和気小学校、旧石生小学校の校区について、今住民の方にももう説明は終わってとんですが、その土砂災害の特別警戒区域を盛り込んだものを来年

度その地区の住民の方にお配りしたいというものでございます。部数につきましては、2,000部予定をしております。

それから、その下です。地域防災計画修正業務委託料でございます。これは、令和2年度、令和3年度、2か年で取り組んでおりまして、現在既存の資料の整理でありますとかアンケート調査なんかを実施しております。これは今年度事業でございまして、来年度には災害対策本部のマニュアルを作成したり、町民の方に向けてワークショップなんかも実施するようにしてあります。パブリックコメントをいただいた後に防災計画を完成させたいというふうに思っています。もちろんダイジェスト版なんかは、町民の方に分かりやすく説明をしていきたいというふうに思います。

それから、42ページ、特殊詐欺被害防止対策機器設置補助金21万円でございますが、これは令和3年度は1台当たり補助額が7,000円で30台分予定をしております。今年度ですが、今現在19件の申請がございまして。時々告知放送なんかでも、こういう制度がありますという御案内は町民の方に今もしている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、45ページの情報通信施設管理費の中の15節工事請負費の情報通信網整備工事の1,100万円についてでございますが、御存じのとおり、駅南周辺地域は新築の住宅あるいはコーポの新設といったようなことで、光回線の利用の申込みが非常に増加いたしております。現在の設備では満杯に近いというような状況になっております。それに対応するために、令和元年度、令和2年度の2年間で曾根区にありますNTT局舎から安養寺橋を経由して、駅南、福富方面へという光の増設工事をやっております。令和2年度におきまして、宮田周辺から駅南の福富地区あたりへの後半の工事を予定いたしております。工事を執行すべく入札もやろうということで段取りをしましたが、指名いたしました業者のほうがいずれも業務多忙で応札できないというようなことで入札が成立をいたしませんでした。この要因といたしましては、県内の各事業者がGIGAスクール構想への対応、あるいはNTTから県内においてかなり大規模な事業がこの令和2年度後半に集中してあるといったようなことで、恐らく各社、対応できる業者はないだろうというような情報を得まして、そういったような調査の中で令和2年度が終了し、令和3年度の新年度前半であれば各社とも対応可能じゃなかろうかなというような情報もいただきましたので、令和3年度に予算を組み替えまして、令和3年度の前半早期に工事発注をして、事業の完成を目指したいというふうに考えております。

町内の状況ですけれども、現在進めております駅南周辺での拡張工事のほかは、取りあえずこの2か年で終了するかなと思っております。ほかのエリアへ同様の増設工事の予定というのは、現在のところでは想定されていないのかなというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

では、48ページの使用料及び賃借料のことでございます。

太田議員がおっしゃられたとおり、こちらの中にドローンのレンタル料が120万円ということで中に入っております。それ以外につきましては、地域おこし協力隊員のほうが活動に利用いたしますスマートフォン、タブレットのレンタル料、それからあと和気鶴飼谷温泉に設置しておりますpepperのレンタル料、そういったものが含まれております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

49ページが一番下、委託料でございます。

地域公共交通計画実施検証業務委託料、これについての委託ですが、交通計画というのを毎年立てておりまして、実績もありますし、それから公共交通の評価を毎年しております。この資料作成、それから検証、そういったことを委託業務によって行っております。常にアンテナを張っておりますので、そういうことで委託に出しているということでございます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

日笠上のところにつきまして県はどうしてしないのかという質問だったと思いますが、この件につきまして県と町、お互いに残土処分場をずっと探していた経緯がございます。その中で、働につきましては県のほうから、県が用地を見つけ、町に対して協力をしてくれないかという提案がございましたものでございまして、これは岡山県と申しましても、あくまでも岡山県土木部でございます。土木部管轄のしゅんせつ土を入れるということでございます。和気町にはまだ国土交通省の所管の部分、農林水産省の関係もでございます。それと、農林事業部のほうの田原井堰のしゅんせつ土もでございます。また、和気町のしゅんせつ土及び工事残土等もでございます。それらが入るところがございませんので、町独自でする必要があるということで、町がするものでございます。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） すみません。95ページ、非常備消防費の団員報酬についてでございますが、1,203万4,000円、これは定員700名で予算要求しております。今年度から消防団の改革で、団員報酬については個人口座へ直接振込をさせていただくということで、太田議員おっしゃられるように、幽霊団員の対応について非常に問題を感じておりまして、ここでちょうど今団員の更新の時期ですので、各分団のほうへは団員の更新をシビアにさせていただくようにというお願いと指導をしている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

98ページの委託料の中にスクールバス運行委託料が昨年は60万5,000円含まれていたが、今年度は表記がないという御質問でございます。今年度におきましては、その次のページ、使用料及び賃借料の名目、バス借上料の中に60万5,000円を予算計上させていただいております。この内容ですが、室原、岸野区の児童に対しましてタクシーへお願いいたしまして、日笠の町営住宅のところまでタクシー移送をお願いしとる経費でございます。今年度においては、使用料のほうで予算計上をさせていただいているという状況です。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

予算書117ページの関係でございますが、NHKのラジオ体操を今年7月23日金曜日にするということで今NHKのほうから内示がありましたので、御報告いたします。場所は和気ドームでございます。町としての予算化でございますが、報償費の商品代193万5,000円のうち、参加記念品といたしまして1つ1,500円のものを1,000人分予算化しております。もちろんまだどういうものを買うかというのはまた諸関係とも協議しながらになりますが、組んでおります。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

続きまして、120ページの委託料の調理委託料、この内容はという御質問でございます。

調理委託料としまして223万7,000円を予算計上しております。こちらはシルバー人材センターへの業務委託1名分、それから人材派遣会社への派遣委託料1名分の予算計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

太田議員の125ページ、給与費明細の御質問でございますが、議員がおっしゃられますように、そのおりの間違いでございます。あつてはならない間違いだったということで、この場を借りまして深くおわび申し上げたいと思います。どうも申し訳ありませんでした。

今後につきましては、十分確認体制、そういったもんを行いまして、予算書の作成、議案の作成等を行っていききたいと思います。申し訳ありませんでした。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 多かったんで、大体あったんですけど、分かりました。

それで、少し教育次長が答えていただいたスクールバスの関係なんですけど、バス借上料の160万7,000円にこれが中に入ってるということだったんですけど、それと併せてその下の業務のところの遠距離通学補助金というのがあって、私これ室原の方々はこっちのほうでされているのかなというふうに思ったんですけど、このバス借上げにもそっちのほうに入っているということではないんですかね。後でまたというふうに思います。

それから、学校給食の関係は、僕もこれ失念というか、忘れてました。これは去年言われたんですね。もう調理員の方が足りないから派遣でお願いするというふうに言われたと思います。2度目になって申し訳なかったというふうに思います。

それから、最後のところ、何遍もしつこく言うのはもう申し訳ないんですけど、直されてきちっとした資料になってます、今回。それはいいんですけど、それを変えたということはちゃんと言うてもらわんと、見てるほうも不信感を覚えますんで、それはそういうふうに今後気をつけてよろしくをお願いします。

ほんなら、1点だけ、すみません。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

スクールバスの運行委託と遠距離通学の補助金との関係ですが、一応選択ということで、どちらか選べるということでの提案をさせていただいております。

（2番 太田啓補君「よろしいです」の声あり）

○議長（山本泰正君） ここで午後2時15分まで暫時休憩とします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 二、三点、ちょっと教えてもらいたいことがあって。

44ページのハナ町青少年交流事業補助金が144万5,000円と、それからもう一つ、その下に嘉定区サマーキャンプ訪中団補助金というのが19万5,000円とあるんですけど、嘉定区のほうの交流は今年はコロナが多分あれじゃからできないんじゃないかなと思うんですけど、ハナ町の少年交流、これは何か英語の教育をハナ町とこちらをネットでつないでやるというようなことを聞いとんですが、それでどのぐらいの人間が参加して、効果的にはいいものがあるのかどうか、内容をちょっと教えていただきたい。

それからもう一点は、85ページの捕獲柵移動作業員謝礼金というて5万円ほど載っとんですが、これは熊か何かのおりをどうかしたやつですかね。

それと、もう一つ、林業振興費の中に、原材料費として苗木代及び材料代として10万2,000円が載っとんですが、これは何をどこに植えたんですかね、それを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 御質問いただいておりますハナ町の交流事業でございます。こちらにつきましては、運営主体は例年国際交流協会のほうにお願いしております、そちらへの補助ということで、予定といたしましては、和気町の中学生4名と随行者1名で、そちらがカナダのハナ町のほうへホームステイをします。あとそれから、ハナ町の高校生をこちらで受け入れるといった交流事業でございます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっております、現在ハナ町と来年度の事業が可能かどうかということで今確認の連絡を取り合っているところでございます。遠隔の授業とかというのはちょっと違うものでございます。

嘉定区につきましては、こちらも夏の予定で、こちらは高校生を対象とした企画で、高校生を集めて嘉定区で開かれるサマーキャンプに参加をいたします。中国国内の費用は嘉定区のほうで負担されますので、そういったようなものになります。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

林業振興費のところでございます。まず、報償費の中の捕獲柵移動作業員謝礼金というものでございますが、捕獲柵を移動さすんですけど、その移動の人夫賃でございまして、出ていただいて5,000円、掛ける5人を見込んでおります。2か所を思っております、5万円を計上させていただいております。

それから、16番、原材料費なんですけど、これは緑化の関係で緑の募金というのがございます。その和気町での募金によって補助金を頂けるような仕組みになっておりまして、その補助金で町内に木を植えるということになっております。令和2年度につきましては、藤公園に1か所、桜とそれから和気鶴飼谷温泉のほうにレッドロビンとございますか、アカメと言われる木なんですけど、それを予算の範囲で植樹をしております。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） いや、こうやって林業振興費に入ってしまうから、どっか植林でもするのかなと思うたんじゃないけど、桜の木が植わるとるんじゃないと、それはそれでいいんですけど。

それと、ハナ町のあれは、協力隊の英語を教えよう女の子がおったよな。あの人が向こうへおったような形じゃなかったのかな。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

ここへ載りますハナ町との交流というのは、これは和気町がカナダのハナ町と姉妹都市縁組をしておる関係で、高校生と中学生の夏休み中の交換留学制度を載せております。

それから、議員言われました遠隔交流の話ですけども、これは小・中学校でオーストラリアの学校を特定しまして、学級間でインターネットを通じて遠隔交流を図っておる事業でありまして、これについては備品等、カメラとかマイク等をもう既にお買い上げしておりますので、経費を伴うものではありません。また、ぜひ子供たちが非常に楽しみにしておる授業ですので、見ていただけたらと思っております。こういう活動を通して、子供たちの国際感覚、そういうことを育てていきたいと思っておる事業でございます。ここへ載るとる事業とは別のものがございます。

（3番 従野 勝君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） それでは、何点か思いつくままに質問させていただきます。

43ページの財産管理費の報酬のところ、校・園跡地利用検討委員会委員報酬というのがありますが、令和3年度でこの検討委員会をする予定があるということだと思っておりますけど、どのような内容なのかというこ

とを教えてください。

それから、今ある旧山田小学校の管理、これはどういうふうな管理をされているのか教えてください。

それから、同じく43ページの財産管理費の13の委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料ですけど、これ二、三年前にこういう計画をつくったと思います。今回は、国の指導等によって計画を見直してくれと、こういうことでこういう委託料を組んでいると、こういうことだと思うんですけど、最初があつて、今度また見直す間にどのような実績が今まであったのか、全くつくっただけじゃないか、そのあたり私もこれ読んだり、いろいろ覚えがあるんですけど、もうちょっと忘れてきたんで、そのことをお聞きします。

それから、55ページの2番の町長選挙費、説明では4月1日ということだったと思うんですけど、これはもう内定なんかどうかお尋ねします。

それから、66ページ、児童福祉費の13の委託料1,280万円、子育て支援センター運營業務委託料ですけど、NPO法人に委託するということでありますけど、人件費等は会計年度職員扱いということであるんで1,280万円もかからないと思うんですが、この委託料の内容を教えてください。

それから、109ページ、社会教育費の13の委託料の長寿命化計画策定業務委託料の750万円、これについて、最初に言いました公共施設の見直しの計画とダブる面があるのかどうか、これは学校関係の長寿命化の計画だと思うんですけど、教えてください。

それから、こっちの参考資料のほうでお尋ねいたします。

まずは、8ページの避難所環境整備事業でありますけど、いろいろ書かれておりますけど、令和3年度で簡易備蓄倉庫等を設置すると書かれておりますけど、例えば真ん中あたりに避難所のWi-Fiの環境整備ではどこにするというのを書いてありますけども、和気中学校、和気小学校、本荘小学校、佐伯小学校、これはGIGAスクール構想で対応と。あと、その上に書いてありますけど、Wi-Fiを整備する避難所は旧日笠小学校また日笠地区公民館、旧和気小学校、石生地区公民館、佐伯老人福祉センター、和気町体育館と、こういうのがありますけど、これ以外の地区館等々の計画はあるのですか。それをお聞きいたします。

それから、同じくその下のところの避難所の簡易備蓄倉庫整備です。この倉庫も、ここに上がっているほかの公民館等はいつするということか、計画を立ててこういうのをやってるのかなということをお聞きします。

それから次に、9ページの空き家片付け推進事業なんですけど、これを読むと、結局は空き家の所有者が利用してもいいし、それから入ってこられる定住者、移住者、どちらか一方が利用するような制度と読めるんですけど、それでいいのかなと。3年以上定住するかどうか自信がない方は、所有者の方に片づけてもらうのかなというような感じはあるんですけど、そこを教えてください。

それから、11ページの家庭の省エネ事業、二酸化炭素量の抑制ということで上がっております。こういうのがあるんですけど、この事業自体が悪いとかそういう気持ちは全然ありません。いいんですけども、こういう事業を取り入れるというのは、二酸化炭素の排出を抑えるために何か町でできることはないのかなというふうなことを考えてやられるわけでしょうけど、こういうのをやるときに、二酸化炭素を抑制するためにはこういう事業がありますよとかそういう手引みたいなもんがあつて、それで我が町はこういうのをやったらいいんじゃないかとか、あるいは全くそういうのがなくて誰かが思いつかれてこういうことを発案されたんか、その辺のいきさつを教えてください。

それから、次の12ページの藤棚の件ですけど、これは令和3年度と令和4年度で計画を立ててこういうふうに行われるということは分かるんですけど、この藤公園ももういつからかはっきり私は分かりませんが、もう何十年もたっていると思うんで、この藤公園自体の改善計画というんですか、やっぱりずっと守っていこうと思ったら何かを変えていかないと守っていけないと思うんです。それで、何回も来られている人も、藤公園の藤の花の美しさとか、また来年も行ってみたいという気持ちを持ってきていただくことにプラスして、やはりほかの

要素といいますか、ほかに花木を植えたりとか、何か新しい公園の魅力というものも考えていかななくてはならないんじゃないかなと。それで、余計に藤公園というのも盛り上がっていくんじゃないかなと思うんですけど、その考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから、これは質問というより、また委員会があるんでお聞きしますが、13ページのもうずっと皆さんが聞かれてきた件ですけど、しゅんせつにどこどこが関わり合っていたか、例えば国、国土交通省、農林水産省、それから県、それからどここの管理している土砂を取るのかというふうなものと、県とどこまで話をしているかということがよく分からない。そのあたりをまた委員会で質問しようと思うんで、そのあたりの説明もまた聞かせていただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼いたします。

43ページ、財産管理費の中の報酬、校・園跡地利用検討委員会委員報酬についてでございます。この科目につきましては、例年同様の内容で計上させていただいております。現在廃校となりました旧日笠小学校、旧山田小学校、両校につきまして、以前にはホームページ等で一斉に期限を切った跡地利用事業者の募集というのをやったこともあります。御承知のとおり話は前には行っておりません。現在は、随時募集というような形で、企業様等からお問合せがあった場合には個別に対応をさせていただいております。今現在、この委員会をいつ開くという予定はございませんけれども、そういった事案が生じた場合には委員会が開催できるようにということで経費を計上いたしておるものでございます。旧日笠小学校につきましては今年度日笠地区館の代替施設というような利用で1年間経過してまいることになりますので、跡地利用の事業者を探すとしても令和4年度以降の事業者を探すといったような形になろうかなというふうに思っております。町長をはじめ、機会があるごとに関係機関等へ有効な活用をさせていただけるような事業者はないかなというような問いかけといたしますか、お願いは各方面において行っておるところでございます。

続いて、旧山田小学校の跡地の現在の管理方法でございますが、跡地の管理につきましては、私ども財政課と佐伯庁舎の総務事業課のほうで管理をしておる状況でございます。校庭等の草刈りにつきましてはシルバー人材センター等をお願いしてやっている状況でございます。なお、旧山田小学校につきましては、山田地区、岩戸あるいは田土区の方々の災害時の避難所として利用いただけるように、先日も両区長と非常時のときの打合せ、使用方法等について打合せもさせていただいたところでございますが、それ以外には活用は特にはないといった状況でございます。

続いて、13節委託料の公共施設総合管理計画策定支援業務でございますが、議員御指摘のとおり、以前に策定したものではないかということでございますが、2017年3月に和気町の公共施設総合管理計画というものを国の通達に基づきまして作成しておりますが、このたび国のほうから改めて以前に策定をしたこの計画書について令和3年度において見直しをするようにという指示がございました。それに基づきまして、今年度事業費を計上いたしましたものでございます。御存じのように、多くの公共施設というのは、更新時期を迎えている施設が多くございます。一方で、自治体の財政は厳しい。あるいは、人口の減少や住民ニーズの変容というあたりで、公共施設の在り方というのが問われている昨今でありますので、そういったところで公共施設の現状の把握、今後の管理運営、修繕の方法、そういったところを改めて見直して計画策定をするようにという指示でございまして、予算計上をさせていただいたものでございます。

もう一点、さきに策定したこの計画の中が十分に活用されて生かされているのかという御指摘の点でございますが、当然現状把握等には活用はさせていただいております。ただ、作成当時に計画いたしました将来に向けての管理方法等について、この計画書が現状に沿った形での運用ができていないのかということになりますと、決して十分な運用はできていないという反省はございます。そういう反省を踏まえて、新たに今回作り直します計

画の中では、実効性のある内容で価値のあるものを作成していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、万代議員の55ページの町長選挙の日程はという御質問でございますが、細部説明で申し上げましたのは4月執行ということで説明をさせていただいております。日程につきましては、統一地方選挙ではございませんので、令和3年度の9月の選挙管理委員会での日程決定となる予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

66ページ、委託料1,280万円でございますが、こちらにつきましては、内容としまして子育て支援センターの委託料が870万円、それから併設される子どもひろばの委託料が410万円ということでございます。子育て支援センターにつきましては、委託ということではございますが、やはり委託で丸投げという形になると町の意向であり方針というのがなかなか伝わらないというところがございますので、責任者として1名、会計年度任用職員を採用するように考えております。そちらの指示の下、実際に実動していただく団体として委託ということで考えております。こちらの委託料の金額の積算につきましては、NPO法人のほうから今のNPO法人全体として丸投げの状態で活動するとしたら幾らかかるかということで見積りをいただいております。ただ、実際には丸投げという形じゃなく、町のほうで事業を選んだり町のほうで提案したりしますので、この金額よりは少なくなるというように考えております。

それから、もう一点の子どもひろばのほうの管理費でございますが、こちらについては410万円、シルバー人材センターのほうで年間の管理をというふうに考えておりますが、来場者がどの程度見えられるかによってまた変わってくると思いますが、場合によっては子育て支援センターと同じ管理者のほう子どもひろばのほうも管理ができるということであれば、シルバー人材センターへお願いすることなく事業としてはできるのではないかと考えております。これにつきましては、来場者の利用者数次第によって金額のほうは変わってくると思います。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

予算書109ページの委託料、長寿寿命化計画策定業務委託料の件でございます。

この委託料は、和気町社会教育施設長寿寿命化計画の策定業務でございまして、これは文部科学省から社会教育施設もこういうふうな計画書をつくりなさい、計画をしなさいという指示等がございまして、これをしないと後々の改良また更新の補助などがなかなか難しいというようなことでございます。社会教育施設は今現在10施設ございますが、中央公民館、図書館、歴史民俗資料館、サエスタ、あと地区館等がございまして、今回はその分の策定業務委託料を予算計上しております。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、当初予算、参考資料のほうの御質問にお答えしたいと思います。

8ページの避難所環境整備事業という分でございます。これ2つ事業を書かせていただいております。1つ目が避難所のWi-Fi環境整備です。これは、指定避難所で町職員が開設する施設が11施設ございます。9つだったんですが、コロナの関係で2つ増やしまして、11施設現在あります。Wi-Fi環境が未整備のものが5か所ございまして、そちらにWi-Fi環境を整備するものでございます。

それから、和気町役場とかサエスタも指定避難所になっとなんですが、これはもうWi-Fi環境が整備できてまして、ほかの中学校、小学校についてはGIGAスクール構想でこのたび整備されますので、そこで賄えない5か所についてこのたび整備するものでございます。

目的は、固定電話、携帯電話を利用できない場合であっても、地域の方に災害情報を効果的に受発信できるという目的もございますし、それから将来避難所間でウェブ会議、こういったものもWi-Fi環境を整備することによってできるというふうに考えております。

それから、もう一つが避難所の簡易備蓄倉庫の整備ということで、これは先ほど言いました11の指定避難所の中で、今食料とか飲料水、それから毛布なんかの分散備蓄の計画はあるんですが、それを置くスペースがない箇所にそういった簡易型の倉庫の設置をさせていただいて、備蓄品を保管するというものでございます。これは、見ましたところ4か所の施設で備蓄品を置くスペースがないということで、このたび整備させていただくものでございます。財源につきましては、上の表に書いてございます緊急防災対策事業債、こちらのほうでやっていくということにしております。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは、参考資料9ページ目の空き家片付け推進事業に係る御質問に対する回答でございます。

御質問につきましては、補助の対象者のことであつたと思います。議員のおっしゃるとおり、こちらの補助の対象者につきましては、この空き家バンクに登録している空き家の所有者の方、またはその物件を購入される、賃貸される、どちらでも利用が可能なものとしております。これにつきましては、空き家バンクへ登録いただいている物件が片づいているものばかりではなくて、前の住民の方が置いたままのものがあるというのがまあまあございます。そういったものの中で、登録いただいているもちろん所有者の方に片づけていただければ一番いいんですけども、それに応じていただけない場合にも、購入された方、賃貸された方、その方が片づけをするのに少しでも楽になるようにということで、こういった形の設定といたしております。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは続きまして、御質問の参考資料11ページの家庭の省エネ対策加速化事業のいきさつでございますけど、この事業は、表題にありますとおり、家庭の省エネ、二酸化炭素排出を削減するというを目的にやる事業でございます。先ほども申しましたが、本年2月に2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指すということを宣言いたしまして、その一環として何か対応できる事業はないかということで探した結果、県のほうがこういう省エネ効果の高い機器を導入する県民へ補助をする市町村を対象に補助金を交付しようという事業がありましたので、早速この事業を採択して対応していこうということで、今回令和3年度予算に計上をさせていただいております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

参考資料の12ページをお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩とします。

午後2時45分 休憩

午後2時47分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

参考資料の12ページをお願いいたします。

藤公園についてでございますが、ここに記載しておりますとおり、藤公園は昭和60年に開園いたしまして、今現在でちょうど34年目だというふうに思います。今、100本、150種類の沖縄県を除く日本全国の藤が開花の時期には咲き誇る日本一の藤公園であり、和気町の顔でもあるというふうに思っております。実際には、この写真に載っておりますとおり、今支えております鉄が老朽化を迎えて、この2月21日には1本折れたような状態になりまして、早速改修をというようなことでもあります。御質問のほうにつきましては、もっともっと新たな一手をとということで、それで集客につなげていけばいいんじゃないかというような御意見をいただいたと思います。実際に、今は年間を通しまして開花の時期には約7万人ぐらいのお客さんにお越しいただけるので、和気鶴飼谷温泉のほうで食事をとっていただいたり、それからその時期に来たら、もう一週間たてば日笠のバラ園のほうできれいなバラが見えますというような御案内とか、そのような形を今現在は行わせていただいております。早速その整備、まずこちらに取りかかって、新たに拡張とかいろんなことがあると思いますが、それを協議しながら計画を立てて今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） 土砂のはええん。

（7番 万代哲央君「もう一つは委員会のときに。何かあれば答えてもらっても」の声あり）

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 丁寧に答えていただきまして、ほぼよく分かりましたんで、また個別に分からないところはお尋ねしたいと思うんですけど、1点だけ。

子育て支援センターの件は、NPO法人の方々の運営の考え方と、それから町が運営主体と思っているその考え方というのをよく調整して仲よくやっていただきたいなと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 委員会のときに詳しい資料がもし出てくればという思いで、2件だけ聞かせてください。

41ページの消防防災ヘリ市町村交付金132万2,000円ですけど、各市町村どういった割り振りというんか、割当てになっているか、教えてほしいんと、近隣の赤磐市とか備前市はどのぐらいで、和気町と同レベルの、例えば矢掛町とか吉備中央町はどのくらい負担してるんかなど。それから、できれば1年間どのくらいの需要というんか、どういう活動をされているんかがもし分かれば教えてほしいなというふうに思います。

それから、42ページの岡山県電子入札共同利用推進協議会負担金256万3,000円とありますけど、詳しい様子がよく分からないんですけど、例えば和気町が今やっている指名入札というのはもう取りやめるというようなことで、公正な入札を担保できるようにするという意味なんですか。そうなった場合に、地元業者をどうやって育てていかれるつもりがあるんか。

それから、今の状態が執行部としていびつな状態、例えば地域を決めて地域の業者だけが仕事をしている、今日もらった委員会の視察ですけど、あそこも2者しかやってない。和気地域の場合は10者近くもやって、前には畠中建設は潰れる、シバタ組は潰れる、そういう不公平なことがあってええもんじゃろうかという思いで、この電子入札というのはすごく興味があるんですけど、どういった方法でやられるんかというのを。できりゃあ、詳しい資料が両方ともあるんでしたら、委員会に出してもらえれば検討したいというふうに思います。今簡単だけでもいいですから、どういうお気持ちでやられるんかというのを教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

41ページの消防防災ヘリ市町村交付金132万2,000円についてでございますが、これは岡山県下の全市町村で消防ヘリを管理運営しておりまして、令和3年度の負担見込額というのが示されております。全部で6,630万円、これを県下の市町村で負担していくわけですが、負担割合については6,630万円のうち均等割がそのうち3割、それから人口割が7割というふうな計算になります。和気町の場合は、均等割3割を市町村数で割りますと、これはどこの市町村もなんですが、76万5,000円になります。人口1人当たりで言いますと132万1,434円という金額になるんですが、備前市、それから赤磐市は均等割は同じですが、人口は違いますので、備前市については212万3,000円、それから赤磐市が243万3,000円です。同規模の町で言いますと、矢掛町が131万3,000円、和気町とほぼ同じです。それから、美咲町が132万2,000円でございます。

それから、出勤ですが、災害業務で、出勤件数については後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 当瀬議員の御質問ですけど、電子入札の共同利用推進協議会の負担金ということで、この協議会につきましては、岡山県下27市町村のうちもう既に23団体が入っているという協議会でございます。入っていないのが、玉野市、西粟倉村、新庄村、和気町を入れると4団体ですかね。これで何をやるんらと。町内業者をはじき出して一般競争入札をするんかということにはなりません。従来の入札はしますけど、入札会場へ々々来ていただくにスムーズな入札ができるような、それぞれの会社の事務所からパソコンで仕様書の額に対して入札をしていただくということなんで、従来とは一切変わってません。ただ、入札の当日にたくさんの方が出入りしないということでスムーズな事務処理ができるということで、全県下こういう状況になつてるといってございまして、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 10番 当瀬君。

○10番（当瀬万享君） 防災ヘリなんですが、単純にお聞きするんですけど、例えば和気町で事故があつて2回とか3回使った場合は翌年度から負担金が増えるんかどうかということを教えてください。入札のほうは、地元の企業が今までどおりにやるということで安心をしました。ただ、言ったように、公正な競争を執行部として推進しないと畠中建設やシバタ組みたいに変な話潰れるのは、和気地域の業者が多いから必ずそちのほうから先に被害を被るから、そこは十分注意してやっていただきたいなというふうに思います。金額が増えるかどうかというのを。委員会でもいいですけど。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼します。

和気町がたくさん要請したからといって、次の年度に負担金が増えることはございません。人口割と均等割で運営をしております。

それから、出勤回数でございますが、平成21年度からこの事業は始まってまして、これまでに岡山県下で573件災害で出勤しているようでございます。それから、そのうち和気町では15回消防ヘリのほうが出動しています。今年度ですが、岡山県下では62回災害出勤があつたというふうに報告が上がっております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 3項目について質問させていただきます。

まず最初、予算書72ページ、地球温暖化防止対策実行計画策定業務委託料1,050万円、これはこの前の説明で、改訂版をつくるのに必要だということでおっしゃられたと思いますが、であれば改訂前の古い版はあるのか。いつ、どういう格好で策定されたのか、それはどういうことで策定されたかという背景と、もしそれが残

っておられるのであればまた見せていただけるのならばそれが望ましいけど、見せれないんならそれは構いませんということと、2点目は、今回の令和3年度から新しい今度10年間で新町の和気町の方針とどういうふうにならそれが絡んでいくのか。ばらばらで単独で進んでいるんじゃないかという心配があるのと、脱炭素の話が政府から出て、それに対してもいろいろ今後は補助金がおりにきたりするだろうけれども、その辺との関連性も考えて新しい事業策定書ができるのかどうか、この3点をお願いしたい。

それから、2項目めは、109ページ、文化財改修補助金で大國家とそれから佐伯の分があるんですけど、特に大國家のほうについては、補助資料というか、全員協議会で示された資料5ですけど、この一番下に書いてある参考というところで、令和3年度以降の予定額ということと、この1億8,896万円というのと、それから来年度、3年度だけについて言えば1,080万円だったかな、そのあたりの関連性が——計算が私すぐできなくて——どういう格好でなっていくのかというのがもし分かれば、これも口頭で言ってもらよりは、また委員会までに出してもらったほうがいいのかということがあるので、その辺は簡略に言ってもらったらい話です。

それと、当初大國家に、確かに和気町の依頼でもって一般財団法人大國家というのをつくってもらったり、そこに管理等をお願いしてた歴史的な背景はあるのかもしれないけれども、一旦それをうんと言って引き受けて、大國家がやって、かつ財団をつくっておられて、その財団の内容については多分ほとんど見聞きはされてないだろうし、ただ今回のように急に財務内容が悪くなったから和気町に引き取ってくれというのも、そら仕方がないといったら仕方がないんだけど、何か釈然としないので、できるならば和気町が大國家を一般財団法人に登記移転した平成27年から昨年度ぐらいまでの資産内容というか、財務内容のようなことは公開してもらえるのかという。なかなか難しい話だと思うけれども、懐の中は知らんけど、とにかく金がなくなったら頼むよというの何か難しいなという話もあるけど、そんなことができるのかどうか、そこは分からない、そういうことはできんぞという話だろうと思いますけど、一応担当の議員とすれば、町民が今度負担を被るのであれば、ある程度そういうところまで突っ込んでお話を聞いとかなあかんのじゃないかなという気がしました。

それから、3項目めですが、これも参考資料のほうで、同僚議員が質問されたけども、魅力化ということで最後に言われたけど、それに対して答弁がなかったんで、私のほうで再度。

参考資料の12ページの藤公園藤棚改良事業ということで、2か年で8,000万円で、来年度が5,500万円で、その翌年度が2,500万円ということで予定されてるんだけど、この予定表というか、中を見ると、柵だけの修理工事に8,000万円かけるんだというふうには私は理解をしております。当然のことながら、柵だけでなく、やっぱり来場者の方からは藤棚の藤の花が小さくなったとか、木が大分傷んだとか、ただ木については接ぎ木をすればいつまでももつんだということも聞いてますが、そのあたりの藤自体の改善までは考えておられるのか、おられないのか。柵のしっかりしたのを作ったら、さあというときに藤の花があまり咲かんとか小さいとかというのも寂しいなと思うので、そのあたりの藤の花の美しさと藤棚との両面での一層の改善が日本一というならば、ある程度時間とお金をかけてやるべきかなと私は思います、個人的にはね。ただ、こういう事態の中でそこまでお金をかけるのは無理だということで1億円以内で抑えられたのかもしれないし、まずはということで、とにかく柵だけ変えないといけないというような実行部隊の話かもしれないけど、やっぱり我々はきれいな花を見てもらってたくさんの人に来てもらうのが主眼だから、そこが一遍にいかないのだったら何かちょっと寂しい、これも。そのあたりお考えがあればお聞きしたいし、当然これいいものでしっかりと作ってほしいということがあります。

だから、入札になるのかいろいろあるんでしょうけど、そのあたりのところも併せて教えていただきたいのと、あと最後になって言うと、非常に失礼だけど、柵を直すんだったらもう一年早く、去年が休園だったから。要するに一年でも早く、入場者を制限しなくて早く直せるならばそれだけ町にとってはプラスの話だから、そこ

ら辺までも、今回はもう時間がたってしまったのでどうしようもないけど、今回もまた休園になるかどうか分かりませんが、であればできるだけその期内でしっかりといいものを作っていたきたい。この辺も踏まえて、そのあたりのお考えをお聞きしたい。

以上3点です。お願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

神崎議員の御質問の72ページの地球温暖化防止対策実行計画の策定業務委託料ということでございますけど、この計画書につきましては、現在使用しています計画書は、平成29年3月に策定したものでございまして、計画につきましても2つございまして、町の行政の事務事業に関わる事務事業編というのが1つございまして、それから、和気町全体に関わります区域施策編、この2つの計画書がございまして、その2つを改定していくということによってやってまいりたいと思っております。特に2050年に二酸化炭素の排出をゼロに持っていくということに向けて改定を行っていく予定にしております。

総合計画との整合性でございますけど、総合計画の中にも2050年に二酸化炭素排出ゼロということに向けてやっていくということをやっておりますし、その中の具体的政策については実行計画のほうで計画をし、それにのっとって対策を実行していくということで明記をさせていただいておりますので、総合計画との整合性については図れているということをお答えをさせていただきたいと思っております。

あと、これの補助金につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、環境省のほうの補助金を活用してこの改定を行っていくという形をとっております。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長（菅崎 修君） 失礼します。

予算書109ページの文化財改修補助金の大家のことでございますが、令和3年度の補助金は町の持分が1,080万円となっております。この事業は、単年度単位で事業費が決まります。総事業費は変わりません。だから、令和3年度はこの金額で、令和4年度になったらまた総事業費が減る可能性もありますので、単年の事業費は変わるということで流動的なものでございます。総事業費は変わりませんので、昨日お渡しした資料の中の令和3年度以降の町負担の総額は動きません。ただ、単年単年で差はございます。

財団の収支のほうなんですけど、こちらも把握はしておりますので、ただそれを議会に出せるかどうかはまた検討して、委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

参考資料の12ページの藤公園のことについて御説明させていただきます。

神崎議員がおっしゃったように、柵の改修をさせていただくものでございますが、実際には花が終わった後花摘みをいたしまして、その後からまだ水が上がっている状態のときにこの工事はしないほうが良いと、木が傷ついたときにはそれは困るのでということで、非常に施工する期間が限られてまいります。そのために、2か年で整備をさせていただくというような形で今回させていただくように予算計上をさせていただいております。いろんなお客様、来られた方にいろいろ情報をお伺いしたこともございまして、藤が少し短くなってきてないかとかというようなお話を確かに聞いたこともあります。以前物すごく長いときもありましたが、今現在、今週ちょうど月曜日ぐらいに今年の剪定が完了しております。そのことから、平成28年、29年あたりでは剪定の仕方によって次の年にどうなるかというのを研究してみたりしたところ、花が長くなってきたりするようなこともございます。そのようなことで、剪定をしていただいておりますので、できますればお客様に喜んでいただいて、引き続き木の延命をしていけたらと思います。実際にはもう鉄骨が食い込んでるところもございまして、丁寧

に扱わないといけないところもありますので、そのあたりもしっかり調整をしていきたいというふうに思います。

今後のことにつきましては、先ほども申し上げさせていただきましたが、いろんな形でさらに藤公園を盛り上げていく方法というのが考えられると思います。実際には、研究をして協議をしたり、いろいろ御意見もいただきながら計画を立てて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 分かりました。

先ほどの環境の関係というか、脱炭素のほうは、またそれで見える資料であれば見させていただきます。ありがとうございました。

それから、大國家の話については、昨日の資料の5の一番下の参考例に令和3年度以降と書いてるけど、和気町は今後、もうざっくり言うけど、令和2年度はまだ払われてないというか、2年度と合わせてあとこれ残りが何年間あるのか、全体で10年間だったけど、それを全部合わせて支払っても1億1,880万円払えばええということでもいいんですかね。残りの町が負担すべきところはどうぐらいの話ですよ。それがマックスだというような認識で。ただ、これが大國家がもう完全にやめた言うたら5割になるから、ざっと言うてあと8億ぐらいいを払わなあかんちゆうふうなことになってくるんでしょうねという話ですよ。分かりました。ありがとうございました。

それから、藤棚については、もういろんな藤という生き物ですから、その辺はもう専門家に任せるとして、本当に早く、今年の開花に合わせて、去年の分を取り戻せるぐらいに——どうなるのか知らないんですけど——一般公開できればと願っております。以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 91ページの下から3行目のところです。

橋梁点検委託料は55か所で1,000万円ということだと思うんですが、単純計算すると1か所20万円ぐらいかかって割と高いなというふうに思うんですが、どんな点検をするのか分かればということと、それから先ほど神崎議員も質問されてた72ページの地球温暖化の委託料、これも1,050万円ということで、役場の職員を1年一生懸命全部それに費やしても余るぐらいの金額がかかるのかなと思って、そんな高い理由とかが分かればお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

91ページの橋梁点検委託料でございますが、こちらのほう、まず橋梁点検の分で義務化されとる部分でございます。55橋ですが、和気町には2メートル以上の橋梁が278橋あります。その部分を5年に1度点検するという形でございます。これは全国的に同じ基準でございます。

点検内容につきましては、全て目視でしていくということで、これも県の単価によって積算していったものでございます。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 72ページの実行計画の策定業務でございますけど、特に区域施策編におきましては再生可能エネルギーの可能性調査というのを実施する予定にしております。その可能性調査は、文献上もやりますし、必要があれば現地も行っていきます。詳細な調査で実効性のある計画にしていきたいと思ひます。そんな中で、事業者から見積りを取りましたところ1,000万円近い金額も頂いておりますし、国のほうの環境省の補助事業の上限額につきましても1,000万円ということがありましたんで、今回1,000万円を計

上させていただいております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。橋の点検というのは、55か所というのは55の橋ということなんですかね。そういうことですかね。分かりました。

○議長（山本泰正君） よろしい。

（1番 尾崎智美君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第24号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第24号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第24号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

ここで午後3時35分まで暫時休憩といたします。

午後3時18分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、これから特別会計15件の質疑を行います。

最初に、議案第25号から議案第29号までの5件の質疑を行います。

まず、議案第25号令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 146ページの財政調整基金繰入金で5,898万8,000円を基金繰入れで、これで基金が0円になるというふうに思うんですね。それで、今までは、私が覚えている範囲では、たしか国保は引上げを今までせずに頑張って和気町はやってくださったと。今回もそのようなことになったと。これは納付金が増えよう上がらなんだというふうなこともあるんだろうと思うんですけど、だからこの後の令和4年度に向けてそういう割と検討されるようなことも言われてたんで、令和3年度から上がるかもしれないとは思ってたんですけど、それが何とか基金繰入れでしのげたということで、それはいいことなんですけれども、その辺の今後の見通しは保険税の納付金が増える傾向があるのかどんなにか、その辺は心配があるんですかね、その辺をお聞きしたい。

それから、155ページに、特定健診の委託料1,203万4,000円というのがあります。それから、その関連で特定保健指導委託料が36万円とか未受診者対策が約250万円とかあるわけで、確かに今までは30%台だったと思うんですけど、新しく今回41%を目指すことはいいことなんだと思います。それで、今回町内の集団健診を2会場で予定しているということでございますが、これはやはり医師会にお願いをしてどっかの医療機関に出てもらってそういうふうにしていくという形になるんでしょうかね。検査とそれから医師の最後の問診もあると思うんですね。その辺で、特に集団健診のことについてはどのように考えられているのか。その2件をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは、国保の関係の西中議員からの質問にお答えしますが、146ページ

の基金繰入金につきましては、本年度の税収につきましてはやはり新型コロナの影響があつて、被保険者の方の収入が下がってるだろうということで、税収のほうも5,357万2,000円減の見込みをいたしております。それを補って、国保会計を運営するためには全額の取崩しが必要だろうということで、今回全額を取り崩させていただきました。

それから、国保税については、令和3年度には税率改定を行わなければならないというふうに申し上げておりましたが、コロナの影響で町民の方の収入減が見込まれて、町や国がいろいろな施策を打っている中で、ここで引上げるということはやはり状況的によくないというようなことの判断をさせていただきまして、運営協議会のほうにも御提案をさせていただいて、了承をいただいたところでございます。ですから、来年基金を取り崩すということは貯金が全てなくなるということで、次の年には単なる国保会計の赤字補填は国も禁止をされておりますので、どうしても税率の改定をお願いをしないといけないような状況でございます。なので、来年度、令和4年度については税率の改定をお願いするという形にはなると思います。

それから、納付金の状況につきましては、予算参考資料の71ページに、国保会計の事業の明細ということで(2)番のところに納付金の状況を上げておりましたが、この納付金につきましては過去3年間の医療費の状況、それから各市町村の所得状況、それからあと被保険者の数とかといったものが加味されて、納付金を県が算定しております。医療費が上がってくればやはり納付金のほうも上がってくるという状況になってくると思われまます。ですから、そこら辺今の状況であれば医療費は高い金額で推移しておりますので、そこら辺を思えば、下がってくるというような状況は考えにくいというような状況でございます。

それから次に、特定健診につきましては、今まで個別健診ということで各医療機関をお願いをして、昨年度については1か月間の受診期間の延長と、それから備前市でも受けれるような相互乗り入れという形で受診率の向上を図ったんですけど、令和2年度につきましては、やはり新型コロナの影響で受診率のほうも下がっているというような状況です。けれども、このままの状況では、今後の医療費抑制の上からも、健診による病気の早期発見、それに対応する保健指導とかといったものができませんので、来年度はひとつ集団健診を取り入れていこうということで、町内2会場において実施をする予定にさせていただいております。

集団健診につきましては、医師会をお願いするのではなく、そういう受託事業者がございまして、その受託事業者をお願いして、健診バスを派遣していただくというような形で考えを持っております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 納付金が高くなる可能性も考えられるし、あるいはこれからの保険税の納付状況、そういうものがどういうふうになるか、いろいろ不安定なところがあるわけですね。だから、確かにそういうリスクというか、保険税率を上げるというふうな考えもあるんかもしれませんけれども、ぜひとも市町村によっては法定繰入れ以上に一般会計から繰入れをするというふうなこともやってるところもあります。だから、そういう原資があるのであれば、そういうことも考えながら、やはりなるべく国保税は上げないようにぜひお願いしたいということを述べておきます。

それから、特定健診の事業者は、受託事業者と言いましたか。受託事業者というのは、つまり例えば厚生連だとか、そういうふうな医療関係機関、そういう一般の医療機関のどっかに頼むかもしれないと、入札かどうこうして、そういう意味ですか。受託事業というふうに言われたんで、受託事業者というのはどういうところを今考えられているのか。医師会と思っただけで、じゃないとおっしゃるんで、そこら辺もう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） まず最初に、一般会計からの赤字補填についてですが、これはもう国も禁止し、やめてくれということで、そういう団体については赤字補填解消計画というのを出させて、それをゼロに持っていくという計画にのっとってやってくださいということで、国からも強い指導を受けてます。赤字補填をす

ると、今度交付金を減らしていくぞというふうな形で、国のほうはそういうことをしないでくれというふうなことになっております。

それから、特定健診については、受託事業ということですが、受託事業者というのがうちから集団健診を委託しますんで、それを受けますという事業者ということで、医療関係機関です。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 分かりました、一応。今後また委員会の中でいろいろ要望を述べたいと思います。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第26号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についての質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） これは私の委員会ですから、もう簡単に1つだけ。

184ページのところで、負担金のところなんですけど、医師派遣事務負担金です。これは赤磐市医師会からということで、これ塩田診療所勘定なんですけど、日笠診療所のこともあるんですけど、これは説明のときに県からの補助が3分の2あるから、これは安いですが、87万7,000円、日笠のほうは回数が多いということもあるんですけど、額が800万円ぐらいで10倍ぐらいになってるんじゃないかなとちょっと見たら思うんですけど、日笠のほうはないんですかね、ちょっとよく分かんないんですけど。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 御質問の184ページの医師派遣事務負担金87万7,000円ということで上げとんですけど、これは県の僻地医療計画によりまして、拠点病院から派遣される場合は国、県が3分の2を持ちましょうということで、3分の2を持っていただいております。さらに、塩田は毎週水曜日の午後2時から午後4時までの診療日数ですんで、週1日ということで金額的にも少なくなっております。

それから、日笠診療所につきましては、拠点病院からの派遣ではないんですけど、僻地診療所の別に交付金というのがございまして、半径4キロ以内に医療機関がないとか、交通機関がないとかというそれに該当しますんで、事業勘定繰入金で今回175ページに416万6,000円ということで、国保会計から繰入れを行うんですけど、これについては国、県からの交付金で賄ってますので、その補助金でやっていると。これは赤字部分の補填ということでやっているということでございます。

それから、医師派遣については、吉永病院から週3日間派遣をしていただいております。それについては、特別交付税の算定基礎には入るということで聞いておりますので、一般会計の交付税の算定基礎にはなっていないということでございます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） そういう交付税の算定基準になっているということで、今すぐには私も理解しにくかったんですけど、週に3回で数も多いし、そういうことで額も高くなってるというようなことなんです。分かりました。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（2番 太田啓補君「はい、いいです」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

項目1件ごとにしてください。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） すみません。174ページの国庫補助金、医療提供体制設備整備交付金42万9,000

0円、日笠で出て、また同様に181ページにも塩田の分でも医療提供体制整備交付金42万9,000円、これはシステム改修費とは言われたんですけど、どこの医療機関も大変収入が減ってるんで、そのための補助金ということではない。いわゆる保険証を今度マイナンバーカードでもできるように、そのための交付金、どっちなんですかね、そこを教えてもらえればと思います。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） お答えします。

今回の交付金につきましては、マイナンバーカードによるオンライン資格確認のためのシステム変更のものでございます。

（8番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第27号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第28号令和3年度和気町介護保険特別会計予算についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 1点。ページ数は221ページの職員報酬の見守り支援員、これ中身はそういうものかどうかというのは分かるんですけども、これからの仕事としては大事な仕事なんですけども、今どういう体制と申しますか、その辺のことを詳細に教えていただければと思います。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 見守り支援員の制度につきましては、現在旧和気町エリアで1名常駐しております。それから、旧佐伯町エリアで2名ということで、75歳以上、80歳以上等で一人暮らしをして、今後介護が必要になるリスクの高い方を中心に定期的に見守りをするることによって、安否の確認であるとか、コミュニケーションを図ることによってその方の現在の状態を把握してる状況でございますので、そういったところから多少のリスクを見つけながら地域で孤立しないような形を取るために今体制を整備するところでありますので、そういった方が例えば介護申請を行って要支援となればまた違うサービスを受ける、要介護になればまた違うサービスというようなことになってくるんですが、その前段階といたしまして、やはり単身で生活されとって非常に生活支援が必要になるリスクの高い方についての安否、見守りを中心に行っている状況でありますので、この取組が介護認定率が上がらない一つの要因でもあるんじゃないかなとは思っております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 現状、体制は旧和気で1人、旧佐伯に2名と、この体制は今の全体の状況から見て十分に充足してるんかどうかが1つと、それからこれは要支援の方なんかは今、その手前というと要支援じゃわね、そういうとこへ行かれよんかなということもかいつまんでお願いします。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 補正と関連するんですけど、予算上は旧和気エリアでも2名配置を検討いたしておりましたが、令和2年度の実績で言いますと1名の常勤しか配置できてない現状でございますので、令和3年度につきましても2名配置ということで予算計上をさせていただいておりますので、1名やや負担がかかっている部分はあります。旧佐伯エリアにつきましては、2名と言いつつ、他の生活支援の仕事も行ってますので、ちょっと旧和気エリアとは取組が異なる部分がございます。要支援になった方については、介護予防のケアマネ

ジャーがつきますので、こちらの見守りからはまた該当から外れるという形になってきて、包括支援センターのケアマネのほうが対応につくという形で、そのプランによって介護予防のサービスを受けるというような形につながっていくものであります。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） すると、体制としては1名よりも、人材の関係もあるんでしょうけども、やっぱり2人体制ぐらいをとったほうが、旧和気にとっても必要だということ。

それともう一つ、この要支援の見守りの方といろんな社協とか民生委員とかの連携はどうなっとんか、それも詳しくはよろしい、アウトラインでよろしいから。

○議長（山本泰正君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 和気町では地域包括支援センターが相談支援窓口になっておりますので、そこには例えば日頃から関係があります、民生委員がリスクが高まった方の異常であるとか、例えば社協が行ってますヤクルト配布による安否確認、そういったことでの異常等についても包括のほうに事例として上がってくるように連携を取っておりますので、ボランティアの方、民生委員の方が、つながってる地域の方とも包括のほうで異常については確認できるような体制で連絡調整はしておりますので、そういった形で行っていきたいと思いますが、2名の配置に向けて整備を進めていきたいと思っております。

（6番 居樹 豊君「了解です」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第29号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第25号から議案第29号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第25号から議案第29号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号から議案第29号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第30号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第30号を総務文教常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第30号は、総務文教常任委員会付託することに決定しました。

次に、議案第31号から議案第34号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第31号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第32号令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 駐車場関係は、当初ありましたように、コロナ絡みで減収ということですが、1つここでは個別のものとして、駅南のDOWAホールディングス（株）の駐車場、あれは年間借料が220万円ということで確かここにあったと思いますけども、それと、昨日の大国家じゃございませんけども、これと和気町が頂いとる固定資産税、あそこは結構広いですもんね、数字はあまり言えんのかも分かりませんが、和気町の持ち出しというのはあるかどうか。具体的な数字はやっぱり公開できんか分かりませんが、どうでしょうか。それだけ1点。

○議長（山本泰正君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） DOWAホールディングス（株）のほうに土地の固定資産税がかかっていますが、額は個人情報なので言えませんが、その金額に対しまして、DOWAホールディングス（株）に幾らぐらいの借地料でお借りしとるか私は分かりませんが、固定資産税はDOWAホールディングス（株）のほうから頂いております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

（6番 居樹 豊君「よろしいよ」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 私も聞き逃したんかと思うんじゃけど、これ何で収入がこんなに減るんでしたっけ、根本的な話なんですけど。1,000万円ぐらい減ったんかな。282ページかな、1,000万円が600万円ぐらいになって、これ何でしたっけ、ちょっとすみません、その要因だけ教えてください。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 駐車場の前年度からの比較の部分430万円の減額ということでございますが、こちらのほうにございます実績について、令和2年度4月から12月の平均台数で予算化をしております。新型コロナの関係で実際落ちとるものがございます。ですけど、実際のぎりぎりまでの月数の平均で日台数を出して計上しておりますので、その分どうしても新型コロナの関係で落ちてきたということでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） ほんなら、この要因というのは、400万円は新型コロナだと。だから、言うてみりゃあ1,000万円が600万円になってるとことやから4割減ってるということやね。確かに自分自身を考えても、どこも行っていないもんね、1年間。分かりました。新型コロナの影響で減ってるということ。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） 答弁はよろしいか。

（4番 神崎良一君「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第33号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） これは、予算数字というよりも、言葉で、地方公営企業法適用支援業務という中身の委

託の関係と、ストックマネジメント計画策定で4,026万円と……。

○議長（山本泰正君） 何ページ。

○6番（居樹 豊君） 300ページです。失礼しました。

その2つ。どのような中身なのかというのが、なかなかこれ専門的で多分理解してない方も多いかも分かりませんので、参考までにこの中身をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） それでは、失礼いたします。

まず、法的支援業務の内容ですが、人口3万人未満の市町村は令和5年度までに企業会計に移行することになっております。その移行することによって経営状況や財政状況が把握できまして、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが可能となっております。

それと、ストックマネジメントですが、これは計画することによって施設の情報収集、長期的な改築事業のシナリオの設定とリスク評価、点検調査結果の策定とか施設管理の目標設定を行い、今後の経営状況を把握するとともに、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むための計画となっております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 十分には理解できませんが、何とか分かりました。

それと、ちょっとこれ視点を変えて、いわゆる公共料金ということで、下水道料金とかというのはその辺をこれからこういうことを策定しながら、中・長期的な見通しというんか、何か今現在特になければよろしいけども、町民の方はやっぱり公共料金に関心がありますんで、そういうことを策定して、いやいやもうどんどん受益者負担で高くなったというたら困るんで、見通しみたいなものがあればということでお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 失礼いたします。

仮に、下水料金を上げるとなれば、水道料金も上がってきます、当然。今、水道の経営戦略も立てておりまして、その中で議論されるべきだと思っております。ここでは、料金を上げるとかどうかという意見のほうは控えたいと思います。

○議長（山本泰正君） よろしいか。

（6番 居樹 豊君「分かりました」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第34号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第31号から議案第34号までの4件の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第31号から議案第34号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号から議案第34号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第35号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号から議案第39号までの4件の質疑を行います。

まず、議案第36号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第37号令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算についての質疑はありませんか。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） これ373ページに、解体工事費2,000万円と出ております。それから、その上には測量委託料が414万3,000円とか、設計委託料が1,152万円と出てる。これが朝日団地の移転のための境界を策定したり、解体工事費ということなんですけれど、何か前に宮田団地では10軒ほど、2年か3年と結構かけて説明に納得をさせていただいて、移っていただき、その後からそういう今のような分譲地にする工事をしていっている状況だと思いますけれど、これは十分に個人の権利をきちっと守るというたらおかしいけど、きちっと納得してから動いていただくとか、そうじゃないとこれまた人権問題にもなるんで、慎重にぜひお願いしたいと思うんですけど。もう6戸か7戸か、説明に同意できてるようなことを言われたんですが、そうなんですか。これからやられるんですか。そこの同意を取る状況はどういうふうになっているのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

対象の世帯につきましては7世帯ございます。こちらについては、現在お話を進めさせていただいているところでございます。当初から反対というようなことは聞いておりません。こちらも丁寧に、慎重に今後も交渉を続けていって、お願いをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

（8番 西中純一君「分かりました、取りあえず」の声あり）

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 朝日団地なんですけど、提案理由の説明のときにもちょっと触れたんですが、あそこは3,000平米あるんです。それで、6軒おられる方の了解はそりゃあきちっとつとりますから、話合いで15万円の移転補償費ということで、それはできとんですが、ただこれまた公共でやりますともう設計監理委託料であるとか、それから下水の引込みであるとか、水道の引込みであるとか、そんなことをしょうたらもう槌より柄が重くなってしまうということがありますので、できりゃあ提案をさせていただいて、ほんでプロポーザル方式というんですか、そういう方向で、もう壊さずにそのまま買っていただくと。しかし、それはもう若い人に住んでいただくということを条件にというような方法も一つの方法だなと思っていますから、このあたり予算には計上しておりますけど、その努力もひとつしてみようと思っていますので、その節にはまた御相談を申し上げようと思っていますから、そのことの御了解をいただいております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 今言われたことは、要するに個人に買取りしてもらい、今の古いところをということを提案してみるということですかね、できるかできんか分からないけど。分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第38号令和3年度和気町上水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、次に議案第39号令和3年度和気町簡易水道事業会計予算についての質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第36号から議案第39号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第36号から議案第39号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号から議案第39号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、議案第40号和気町道路線の認定についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第40号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号は、厚生産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日12日は、午前9時から各常任委員会の現地視察を行いますので、出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後4時15分 散会

令和3年第2回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 令和3年3月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年3月18日 午前9時00分開議 午後2時40分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 神崎 良一	5番 山本 稔	6番 居樹 豊
7番 万代 哲央	8番 西中 純一	9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享	11番 山本 泰正	
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財 政 課 長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 山崎 信行
民生福祉部長 岡本 芳克	健康福祉課長 松田 明久
産業振興課長 河野 憲一	都市建設課長 西本 幸司
総務事業部長 今田 好泰	教 育 次 長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 6番 居樹 豊 2. 4番 神崎良一 3. 8番 西中純一 4. 2番 太田啓補 5. 3番 從野 勝 6. 1番 尾崎智美 7. 5番 山本 稔	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従って、6番 居樹 豊君に質問を許可いたします。

6番 居樹君。

○6番(居樹 豊君) 改めておはようございます。

議長から許可いただきましたので、ただいまから3点の質問をさせていただきます。

答弁につきましては、現状説明のほうはある程度私も理解して質問しておりますので、時間の制約もございまして、問いの趣旨に対して簡潔にお答え願いたいと思います。後ほど再質問のほうで熟慮したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず第1点ですけれども、少子化対策等の推進強化についてということで、この少子化対策等という等の意味合いは、これはいわゆる子育て支援という意味です。言ってみれば、結婚から妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援という意味でございます。

さて、今回この中で質問しますのは、まず全体として皆さん御承知のように、この数年、去年、おととしと出生数が60人を割ると、そういう状況でございます。町の行政としても大きな課題の一つであるということで、今回一般質問させていただくことにしました。

質問の趣旨ですけれども、まず結婚新生活支援事業に対する新たな対策の考え方、それから不妊治療費の拡充と、それから私は、何回も言ってきましたけど、出産祝い金制度の検討状況、それから新たに育児用品の購入費補助、いわゆるおむつとかミルクの、そういうお母さん方に対する補助、申請ということですね。それから、妊産婦の医療費、これは今でもかなり厚くありますけれども、一般健康診査といいますか、回数制限等がありますので、その辺のことをこの際一連の形で考えたらどうかということでございます。

和気町の場合は、比較的といいますか、県の中でも福祉関係、関係部署の努力によりましてかなりの水準に達しているというふうに思っておりますけれども、私が今日提言するのは、いや、その中でも切れ目のないといいますか、これは私流に言えば切れ目と思ってますので、その切れ目を何とか埋めていただきたい、これ全て一気にできるもんじゃございません、予算の関係もございまして、一つ一つこれからの検討課題ということで一般質問するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

それでは、私のほうからは居樹議員からいただきました少子化対策等の推進の強化に関する質問のうち、結婚新生活支援事業に対する新たな対策はしないのかという点についてお答えさせていただきます。

本町では、内閣府の定める本事業の要件にのっとり、低所得者の婚姻に伴う市民生活を支援することにより、

地域における少子化対策の強化に資することを目的といたしまして、平成28年度から結婚新生活支援事業を実施いたしております。昨年度までに計4組の方に補助金を交付させていただいております。今年度は3組の方へ交付される見込みで、利用される方が増加する傾向が出てまいりました。

来年度は、制度改正によりまして年齢要件については34歳以下であったものが39歳以下に、所得要件では世帯所得340万円未満が400万円未満へとそれぞれ緩和されておまして、補助上限額につきましても御夫婦共に年齢が29歳以下であれば、現行の30万円が60万円に引き上げられるといったより多くの方に利用していただけますとともに支援も手厚くなっていると、そういった状況になっております。

町といたしましても、人口減少への対策として結婚支援を推し進めていくために、この町の補助要綱を制度改正に適応した形に改めさせていただいて、役場窓口や広報誌、ホームページといった幅広い媒体を活用して周知していくなど、しっかりと対応してまいりたいと思います。

以上、居樹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の少子化対策等の推進強化についての2点目からの御質問にお答えいたします。

まず、不妊治療費の助成拡充の考えはについてでございますが、不妊治療については、一言で不妊と言いましても様々な原因が考えられることから治療方法も幾つかあり、治療費も様々です。一般的に不妊治療と言われる人工授精では1回の治療費が2万円から3万円程度であるのに対し、体外受精、顕微鏡授精などの高度生殖医療になると1回に50万円から60万円の費用がかかります。これらの行為は健康保険の対象になりませんので、基本的には全額自己負担となります。県では、これら体外受精、顕微鏡授精等の治療費に対し、特定不妊治療費助成として1回30万円の助成がございます。また、これとは別に町の助成として、県の助成対象となったものに対し、治療にかかった費用から県の助成を引いた額の2分の1を助成する制度がございます。したがって、仮に治療費が60万円かかった場合ですと県から30万円、町から15万円、自己負担が15万円となっております。今年度では、5件の申請がございました。

町としての不妊治療の拡充でございますが、現在国では不妊治療の保険適用を実現すべく作業を進めており、予定では令和4年度当初から保険適用が実施される見込みです。保険適用が実施されますと、自己負担額は治療費の3割となり、また高額療養費の対象となることから、自己負担はかなり軽減されることを見込まれます。したがって、現時点では不妊治療費の町としての助成拡充は考えておりません。

次に、出産祝い金制度の創設はしないのかについてでございます。

出産前後は、出産に伴う入院に係る費用や新生児に係るおむつ代をはじめとする各種出費がかさむ時期でございます。これらの費用は、子育て世帯にとっては非常に負担になると聞いております。また、県内においても10市町が出産祝い金制度を設けており、今後町としても何らかの形で出産に対する祝意を表すと同時に経済的支援を視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

また、次の育児用品の購入助成でございますが、こちらにつきましても先ほど申しました出産祝い金制度と合わせて、どちらかの形で支援ができるよう対応させていただければと考えております。

最後に、妊産婦の医療費の無料化についてでございます。

御承知のとおり妊娠から出産までに14回程度健康診査を受けることが望ましいとされており、基本的に無料で受けることができます。また、これとは別に超音波検査が4回、血液検査2回、クラミジア抗原検査を1回、B群溶血性連鎖球菌検査を1回無料で受けることができます。

これら検査、健診費用以外に風邪やけがなどの一般的な疾病、負傷に係る保険診療の一部負担金についての無料化をとの御提言であります。これにつきましては、妊娠期における生活習慣や事故予防などの指導体制を図

ることにより疾病や負傷のリスクを抑えていきたいと考えております。

妊婦期間に特化して無料化制度を導入することについては、必要性は決して高くないと考えております。ただ、歯科について話は別でございます。妊娠するとホルモンバランスの変化やつわりによる歯磨き不足などの原因により、虫歯や歯肉炎のリスクが高まります。重度の歯周病により早産や低体重児出産の可能性が高まるとの報告もあることから、来年度から新たに妊婦歯科健診を実施し、無料で健診を受けることができるようにいたします。今後とも妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援やサービスが提供できる体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 一通り考え方をお聞きしました。

この中で、まず1つ、1番目からいきますと結婚新生活のほうは、特に現行カップリングなんかもやってますけども、赤磐市と和気町とやってますけども、これらも、事前にも言いましたけども、少し岡山市なんかの大きな市場といますか、いろんな人と交わるということで、そういうことを含めての検討をされたらどうかというぐらいのことで受け止めてください。

それから次に、不妊治療費のほうですね。これは1回当たり上限15万円とかの制約がございますけども、その辺の取っ払いができればというようなことで、これは事務レベルというよりも、高度な判断が要りましょうけども、そういうことで、これは一つの少子化対策の中の、切れ目とかは出ませんが、少しここを補填すれば、少しはということで、それが即少子化対策に結びつくとは思ってませんが、そういう経済的な支援の一助としたらどうかという趣旨でございます。

それから、3点目の出産祝い金、これはもう前町長の時分から、私も四、五年前から、議事録見てみますと検討しますというのはありましたんですけども、どこまで検討されたのかなというのが、議会では割合と前向きでありながら現実にはできておりません。例えば悪いですけども、昨年ですか、いわゆる賀寿の制度ができました。やっぱりお年寄りの方は大事なことです。それに対応した形の子供、両方対比した形で、それを英断していただければというふうに私は思っております。

それから、これは新たにですけども、初めて言いますけども育児用品、いわゆるおむつとかミルク、そういうものをやっぱりお母さん方、今こういう経済事情ですので非常に苦しい、月に1,000円でも2,000円でもそういうことを、他の事例もあるかも分かりませんが、その辺を含めてこの出産と育児のほうは同じような同類項ですけども、そのトータルとして、後ほど町長にもこの辺の見解を、あるいは事務レベルというよりも、これは町長の決断ということもありますんで、後ほどお聞きしたいと思います。

それから、妊産婦の医療費の無料化、これは課長のほうからあまり重要性はないということですので、これは見解の相違です。回数を緩めたからどんどん医療費が上がるというふうには思っておりません、妊婦さんは生まれるまでは慎重に慎重に健康管理しますからね。それで、町の今言う指導で収めたいと、指導で何とかなるだろうということですけども、そういう趣旨でございます。

今回私は課題の中の提起の一つとして、この辺を埋めていけば町としても県下の中でも、今でもかなりのレベルですけども、より和気町はいわゆる子育てに優しい町だなあと思える。これはただ単なる少子化対策だけでなく人口減少対策にもつながります。そのためには、和気町の魅力化として、魅力づくりの一つになると私は思うとんです。こういうことで和気町の魅力づくりも必要だと思っておりますんで、そういう観点から質問をさせていただきました。

もう担当課長からはこれで結構ですけども、町長、これは確かにトップの判断ということで、もう英断といたしますか、先ほども県下の27市町村の中でもかなり、例えば出産祝い金にしても隣の備前市なんかでもやってま

す。じゃあ、細かいことですけども、和気町に、いや、そういう話を聞くんです、うそじゃありませんけども、和気町に行こうか、備前市に行こうか、僅かな子育てでも、割とそういうことを、お母さん方はシビアに見ますんで、せめて隣町にイーブンぐらいにはしたらどうかということを含めて質問をさせていただきました。

そこで最後に、町長、この辺トータル的に考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 担当課長のほうから答弁をさせていただいておりますが、結婚生活の支援事業に対する対策、これは今現在赤磐市と和気町と一緒にカップリングパーティーを計画させていただいております。これも実績が僅かですが上がっております。3組とか4組なんですけど、これはこのまま継続させていただいて、これを発展的に取り組んでいこうという気持ちでおります。

それから、不妊治療費の助成拡充、これはさっき松田課長のほうからお話ししたとおり、内部ではそういう協議をやっております。

それから、出産祝い金については、これはぜひ考えていくべきだというふうに思っております、前回の幹部会議でもこの議題を検討しておりますから、早い時期に実現に移していきたいと思っております。

それから、育児用品の購入費助成というの、これも合わせて移住・定住対策の中でも考えていくべきだというふうに幹部会議でも検討いたしておりますので、もう少し時間をいただいて実施に移していきたいと思っております。

それから、子育て支援センター、これを新年度から発足させまして、これは特にキッズパークと相談センターと合わせて開設いたしますので、ここでは妊娠期における相談とか、育児における相談とか、そういうのを計画的に実施していこうと、これは週一回休みで、あとは開設するという考え方で運営をしていく考えでおります。

いずれにせよ子育て支援センターでかなりの成果を上げていきたいと、これを出生率の向上にもつなげていきたいと思っておりますので、ひとつ御協力方よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今町長のほうから最終答弁といえますか、特に私、5点ほど言いましたけど、特に出産祝い金、これはしつこく今まで言うてきました。それから育児用品のその2つというのは、これはお母さん方が多分——私も直接聞いたわけではございません——望んでることだと思いますんで、ぜひとも御検討を願いたいと思っております。

それじゃあ、次に入りたいと思います。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは次に、2点目に入ります。

和気駅の利便性向上ということで、これも字句には書いてませんが、利便性といわゆる利活用ということも含めての質問でございます。

これと和気駅周辺については、皆さん御承知のように和気駅周辺の活性化ということで力を入れられて、南北のトイレとか駐輪場の整備とか、もうかなりのことをされてきております。そういう意味で、今日は2つに絞りまして、一点は駅構内の有効利用ということで、これ新たなことですけども、今皆さん御承知のように岡山駅から和気駅までの駅の構内を見ますと、和気駅はどういう経過か分かりませんが本当に広い、極端に言えばだだっ広いというんか、もったいない、あの広さに、着目したらどうかという観点で、フリースペースを活用したらどうかということで、これはまちづくりの基本といえますか、全国津々浦々やっぱ駅を中心としたまちづくり、これは町のほうも十分、まち経営課のほうも十分承知されていると思うんですけども、そういう意味で今の和気駅のフリースペースをあのまま置いとくのはもったいないということで、私はあそこを、和気町のPRコーナー、それから特産品の展示、そんなことでフリースペースをうまく使ったらどうかなど。

御承知のように、今現在もあそこに和気町の例のテレビ、PR用のテレビとか、それからいわゆる冊子みたいなものは置いているけど、見られたら分かりますけどちょっと雑然としておりまして、JRのほうに、私が内々に確認しますと、JRの企画のほうでは、自治体のほうから借用の申入れがあれば無償でお貸ししますと、ただ個人的にはいかんということと、それから自治体があそこで商売をするとなると有料というようなことも聞いております。そういうことを含めて何とか検討を願えたらということで、やっぱり一番、言うても和気駅は、1日乗降は2,700人ということですけども、やはり和気町の中であれだけ人が集散するところは、スーパーとかというのはちょっと別にしましても、やっぱりメインのところでございます。そういう面で、その辺にもう少し着目していただいたらということで御質問をさせていただいております。

それから、もう一つのほうはもうワンパターンですけども、エレベーターの設置です。これも人口減少とか乗降数はありますけども、やはり高齢者はなかなか減らない。やはり人に優しいといえますか、そういうまちづくりというためにも、駅なんかはやっぱり、結構乗降のために瀬戸駅まで行くという方もおられます。何とかこの和気駅にということで、ただ支障になつるのは、従来のお話でもありましたようにバリアフリー法の関係で3,000人乗降ということですけども、今現在私も内々に聞いてみますと、岡山県管内で3,000人を超えた中で未設置の駅は津山駅1駅ということで聞いております。JR管内、西日本管内は別にしまして、県の中での状況です。

それから、聞くところによると来年度以降バリアフリー法の運用が緩やかとなるんじゃないかなというようなことも仄聞しております。いわゆる2,000人以上3,000人未満であっても、2,000人を超える乗降があればあくまでも自治体のまちづくりという、そういうことへリンクづけて検討をする、緩やかな運用がなされるというように聞いております。その辺も含めて、特にここへ書いておりますように、運用が緩やかになるのであればいち早く、前回3月13日のダイヤ改正、町長なんかもJRのほうへ行かれましたけども、町のほうとしてやっぱり将来的には必要ないんだと言われれば別です、必要があれば早め早めに、トゥレイトというんじゃないしに、遅きを失したら駄目です。やっぱり後手後手に回ったらいかんので、ぜひ先手必勝じゃないけども、いち早くJRのほうに、一度といわず2度、3度と、アプローチしていただけるかという趣旨でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは居樹議員からいただきました駅構内のフリースペースの利活用についての御質問についてお答えをさせていただきます。

和気駅は通勤、通学等住民生活、観光交流の面で地域振興を支える本町の玄関口でございまして、まちづくりを考える上で非常に重要なピースの一つでございます。しかしながら、現状和気駅の利用者数は1日2,700人程度の横ばいの状況が続いており、駅前も往時のにぎわいには程遠い状況でございます。加えて、3月のダイヤ改正によりまして上下10本が減便され、町といたしましても住民生活の利便性の低下や定住・移住、そういったものへの悪影響についても強い懸念を抱いているところでございます。

居樹議員のおっしゃられるとおり、現在和気駅の構内の待ち合いのスペースには、以前の売店のスペースに自動販売機2台が設置されておまして、その横の壁にモニターを設置して、町のPR動画を流したり、各種のパンフレットが置かれているという状況でございます。

こちらでもJRのほうにお問合せをして確認をさせていただきましたところ、議員のおっしゃるとおり収益を伴わない場合は無償でスペースをお借りすることが可能であると、ただし、物販等の収益を伴う場合は有償になるということで、大体10平米あたりおおむね30万円から50万円程度の費用が年間に生じるというようなこともお聞きいたしました。また、基本的に駅舎内での物販を行えるのはグループ会社以外には認めてないという

ことで、倉敷駅とか宇野駅などで駅構内に観光案内所を設置して、その中でお土産を販売しているような事例があるということもお聞きをいたしました。

町といたしましても、和気駅の利用促進と和気駅周辺のにぎわいの創出につなげるべく、具体的な案ではございませんが、例えばJRを利用される方により大きな特典があるような常設の企画や時期によってスポットでイベントを行うといった形で、町の関係各課、JR、観光協会等と連携して効果的な利活用の方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の御質問にお答えいたします。

エレベーターの設置につきましては、和気駅を利用されるシルバー世代やハンディキャップをお持ちの方、妊婦や小さな子供をお連れの方の移動を妨げる様々なバリア、いわゆる障壁を取り除き、誰もが自由に安全で安心に、そして快適に和気駅を利用させていただくため有意義な事業であると認識しておるところでございます。

国は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づきまして制定されました移動等円滑化の促進に関する基本方針によりまして定められております駅のエレベーターの基準である1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上を、令和3年4月1日からバリアフリー基本構想に明記された1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満の駅に改正されます。和気駅の昨年度の1日当たりの平均的な利用者数は2,710人であり、過去5年間の1日当たりの平均的な利用者数を見ましても2,700人程度であり、近年の利用者数はほぼ横ばいとなっております。

現在JR西日本管内におきまして、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上で段差等の解消が図られてない駅につきましては11駅あります。JRはこの3,000人以上の11駅から順次整備していく方針であり、3,000人を下回っている駅、和気駅につきましては早期にエレベーターを設置することは困難であるという回答を受けておるところでございます。また、本町が整備を行うためには国3分の1、JR3分の1の負担が必要であり、町単独で設置する場合は、エレベーターの設置費用に加え、JRから設置後のランニングコスト等の負担まで求められる可能性があることから、慎重に検討をする必要があるというふうに考えておるところでございます。

つきましては、今後は令和3年4月1日の国の改正を踏まえ、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上3,000人未満の駅を整備するために必要なバリアフリー基本計画の策定等の準備を進め、和気町が早期に先行的に整備できますよう積極的に要望活動を実施してまいります。来週23日にJR西日本岡山支社の副支社長が来庁されますので、その場でもエレベーターの早期設置につきまして強く要望をいたしますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上、居樹議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今この2点につきまして、詳しく説明していただきました。

まずフリースペースにつきましては、考え方としてはそんなに損はないと思いますので、ぜひともそういうことに向けて努力していただきたいと思っております。

フリースペースは、確かに今現在も一部やられとんだけど。ただ、あの状態ではちょっとということで、もう少し突っ込んだ形で検討されたらどうかと、私案ではあそこの一部、昔のキヨスクのあの辺を仕切ってうまいこと、少しお金かかるけども模様替えてPR的なことにしたらどうかと、あの広いスペースを一部、今もモニターを置いてますけども、今の状態ではちょっともったいないと思いますので、ぜひとも御検討をお願いし

たいと思います。

それから、バリアフリー法の関係は新年度ということで、もうそういう動きのようですので、先ほどJRのほうからお見えになれるということをお聞きしましたけども、町長、ぜひそのところはやっぱりトップの姿勢といたしますか、意気込みといたしますか、それはやっぱり今回も例のダイヤ改正ではやっていただいたんですけども、この件については後手に回らないように、和気町はもうそれ意欲的なんだということを姿勢をぜひアクションで見せていただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 駅の構内のフリースペースの問題でございますが、これはおっしゃるとおりでございます。担当課長が申しましたとおりに調査研究をしながら有効活用させていただきたいと思っております。

それから、エレベーターにつきましては、これはさっきから定数が3,000人から2,000人という、その基準が下がってきたという御説明を、新年度からという話をさせていただきましたが、実は来週23日でしたか、私に会いたいということでJRの副支社長とお会いをします。出ていってもいいんですが、こっちへ来るそうでございますから、来られたらこのあたりの要望もしたいと思っております。ただ、維持管理費とかこのあたりはかなりのことになるというふうなことを実施しておる町から聞いております。このあたりのこともありません。3分の1ずつの負担になるんですが、手を挙げていこうという気持ちではあります。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） エレベーターの件は、私も財政的なことも踏まえて、単独というようなことは思っておりません。あくまで3分の1の割り勘ということで、あとはJRが維持管理という方法で、一番負担の軽い形であることを考えております。

それじゃあ次に入らせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） じゃあ時間もありませんので、3番目は簡潔に、中身は和気鶴飼谷交通公園の整備充実ということでございます。もう御承知のようにキッズパークという新たな施設も拡充ということで、あそこは私に言わせれば和気町の中での拠点性がより高まるというようなことを私自身が思っております。

そういう意味で、この際合わせて交通公園のその外、このキッズパークというのは、中ですけども、中と外ということで、外のほうもあまり手入れしてないと思います。私が三、四年前に一回質問しまして、小っちゃい遊具を、遊び場をしてもらいましたけども、私今回言ったのは、少し抜本的に東備地区の中心で、これは結構町外からも利用を多くされてますんで、その辺を、和気町のこれも魅力づくりです。町外からもいろんな人が利用されるということで、それを合わせて温泉なんかもそういうことで、私もこれは余分ですけども、入浴をして温泉で御飯食べたら交通公園の電車が200円が無料とか、それからゴーカート、そんなことも発想したらええかなと、逆なんですけども思う、温泉使ってくれて利用券、お母さん方は喜ばれますよ、売上げも増えると思いません、そんなことも遊び心で考えたんですけども、これはちょっと余談です。そういうことで今現在遊具もかなり古くなつとると思います。何とかこれを、点検はされとんだと思っておりますけども、この際ですから、いつかまたやりますわというんじゃないし、このタイミングを捉えてやったらどうかなということの考えでございます。

それから、利用状況は、先般した話を聞きましたら、なかなか多い、漠然としたらあるんだけども、なかなか細かくチェックできてないということで、もうそれはそれで答えはよろしい。

それから、常日頃を見ますと、あそこは駐車場が180台ぐらいというようなことで内々に聞いてんですけども、あそこの車の置き方というんか、今もう、先週も見ましたがも雑然とした形で置いてるんで、きちっと整備すればもう少しきちっとした台数に置けるんじゃないかということも思っておりますけども、いずれにしても私もちょっとしたイベントをするにはちょっと狭隘なというのを思っております。そういう意味で、その辺の拡張に

についても、今すぐではなしに、少し考え方は、いやこれで十分だと思うのか、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

私のほうからは居樹議員の和気鶴飼谷交通公園の充実についてということで3点御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、遊具等の点検整備の現状とリニューアルはしないのかということについてお答えをさせていただきます。

和気鶴飼谷交通公園につきましては、平成11年に整備されて以降、町民の皆様や町外から訪れる親子連れなどを中心に多くの方々の憩いの場として御利用をいただき、現在に至っております。この間、全国的に子供たちが回転遊具等でけがをする事例もありましたので、そのことから平成23年には危険性の高いスペースシャトル遊具の撤去を行いまして、さらに平成28年には老朽化したブランコ2基とスプリング遊具の1基を撤去したところでございます。その上で、多目的公園遊具の新設工事といたしまして、わけまろくんのわんぱく広場という一体型の遊具を整備することで幼児向け遊具の充実を図るとともに、限られた範囲の中で子供たちが走り回り、伸び伸びと過ごせるスペースの確保も行っております。

また、平成30年には公園内のれんがトンネルの緊急修繕や点検を踏まえてローラースライダーの修繕を実施しておりまして、安全面にも留意しながら運営を行ってきております。令和元年には公園内の各遊具に対しまして修繕を実施しておりますので、今後の更新や新規遊具の追加につきましては、来年度以降に実施を予定しております点検の結果を踏まえた上で、統廃合に伴い利用していない遊具の再利用などを含めて検討をまいりたいと考えております。

また、現在公園内には来年度オープンに向けてキッズパークが整備中でありまして、さらなる来園者の増加も予想されることで、今後の来園者の動向にも注視しながら必要であれば増設も検討をまいりたいと考えております。

リニューアルにつきましては、平成27年にはドームの鉄骨部分の塗装をはじめ、平成29年にはトイレの増設、平成30年度にはドームの屋根の一部の修繕を実施しております。今後も来園される方が安全で楽しんで御利用いただくように計画的に施設整備を行っていきたくと考えております。

2点目の利用者の年間の推移は把握しているかということについてでございますが、現在公園内の各施設の窓口業務につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、遊具設置エリアを除くミニSL、ゴーカート、電動カート、それから管理棟内の研修室、屋根つきグラウンド、ドームの利用者や利用団体の数につきましては随時報告を受けておりますので、年度ごとの推移を把握しております。

これらの中で特に利用が多いものがミニSL、ゴーカートとなっております。過去3年間の推移を見ましても、いずれも年間約8,000人から1万人、それぞれの方に御利用いただいております。その大多数が小さな子供を連れてこられます親子連れとなっております。また、今後もキッズパークのオープンに伴ってさらなる利用者の増加も予想されますので、遊具設置エリア、芝生の広場につきましてはリースペースとなっている性質上、その利用者はちょっと把握できていないのが現状でございます。

次に、駐車場の拡張が必要ではないかということでございますが、現在御利用いただいております公園北側に隣接する駐車場でございますが、約80台の普通車が駐車可能となっております。週末や祝日には多くの来園者の方に御利用をいただいております。駐車場の一部につきましては、和気鶴飼谷温泉の職員やいきがい工芸館に出入りする方、またシルバー人材センターの方といった方の駐車御利用いただいておりますが、現在のところ駐車スペースの不足で来園される方に御不便をおかけする状況には至っていないと把握しております。

す。

しかしながら、来年度から従前の交通公園の利用者と合わせまして……。

○議長（山本泰正君） 時間が来ましたので。

○産業振興課長（河野憲一君） はい、失礼します。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それじゃあ時間が来ましたので、ありがとうございます。今の答弁のとおり、駐車場のほうも御検討願いたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで9時45分まで暫時休憩といたします。

午前9時42分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番 神崎良一君に質問を許可いたします。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 議長に許可をいただきましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止策として、ワクチン接種がいよいよ和気町でも来月から始まる見通しとなってきました。このような状況下で和気町の経済の復興、発展、それから防災の観点、このような観点から次の4点を質問させていただきたいと思っております。

まず1点目、新型コロナウイルスワクチンの接種について。

本件は先般、議会全員協議会で新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで説明がありました。また、コールセンターの設置で町民の方の不安解消のためにいろいろ電話応対ができる、このような説明も聞いております。ただ、国のワクチンの受入れと申しますか、取得がなかなか難しい中で情報がどんどん変わっていくと思っております。ということで、今は町内の方も一番関心があると思っておりますので、再度最新の情報として第1陣の接種者の対象者であるとか、接種開始時期等々具体的な実施要領の御説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の新型コロナワクチン接種についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、2月17日から国立病院の医療従事者などで先行接種が進められており、その他の医療従事者の優先接種につきましても、早いところでは3月の第1週から接種がスタートいたしております。その後、65歳以上の高齢者を優先として一般住民の接種が進められる予定となっております。

65歳以上の高齢者の接種につきましては、4月5日の週からワクチンの供給が徐々に始まり、6月末までに全ての高齢者が2回接種できる量が供給される見込みとなっております。ただし、4月中に供給されるワクチンの量はごく僅かで、十分な量が供給されない見通しとなっておりますので、現在岡山県と市町村で構成する岡山県新型コロナワクチン接種体制確保協議会でワクチンの配分や接種の進め方について検討を進めているところであります。来週中には大まかな方向性、スケジュールが決まるのではないかと考えております。

高齢者の接種につきましては、ワクチンの安定的な供給が始まってからおおむね12週間の期間で進めるよう計画いたしております。65歳以上の高齢者の接種がおおむね終わりましたら、次は基礎疾患を有する方や高齢者施設の従事者を優先として一般の方の接種に移行していくこととなりますが、一般の方の接種につきまして

は、現時点では国からワクチン供給スケジュールなどの見通しは示されておりません。

本町の接種体制としましては、住民が安心して接種を受けることができるよう身近なかかりつけ医などの医療機関での個別接種を基本として体制構築を進めております。今のところ和気医師会と協力し、和気町だけでなく、備前市の医療機関でも接種ができるよう調整を進めているところでございます。また、岡山県では県内共同の個別接種の体制構築を進めておりますので、県内の協力医療機関であればどこでも接種を受けることができるようになる予定でございます。

接種時期が近くなりましたら接種券を町から発送することとなりますので、住民の皆様は接種券が届きましたら接種する医療機関の予約を行い、接種券と本人確認書類を持って医療機関で接種を受けていただくこととなります。接種に係る費用は無料でございます。

ただ、ワクチンの供給など不透明な部分も多くありますが、本町では3月10日付で庁内に25名から成る対策チームを設置するとともに、住民の皆様からの相談や問合せに対応するためにコールセンターを開設するなど、接種の準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今の御説明で1点、ちょっと1点といたしますか、関連して、国からの供給量が確定していないんですが、一応65歳以上については確定して、それが大体4月中頃で約3か月、6月末には終わると。その後の一般である、つまり65歳未満等については、その後の国からの供給が始まらないと分からないと、こういう理解でよろしいですね。

最終的に何が聞きたいかという、町としては65歳以上は大体固まってきたので、65歳未満の方の大体の、つまりいつ頃供給ができるのかなあとということと、その供給される量ですよ、それによってあと残りの方の接種時期の大体の目安と、それから当然その接種が始まったらまた3か月ぐらいで終わるかなというような見通しでよろしいんでしょうかね。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

先ほど御説明させていただきましたとおり、6月中にワクチンの供給が終わるということでございますので、接種ということになりますともうしばらく期間が必要になるかと思えます。したがって、2回必要ということになりますので、その後1か月程度は接種が終わるまでにかかると思われます。その後、ワクチンの供給次第によりまして一般の方、まずは基礎疾患のある方から始まりますが、基礎疾患のある方、それから一般の方という順番になりますので、具体的にいつ頃かというのはちょっとまだ国のほうからのスケジュールが示されておられませんので今こちらで回答することはできませんが、供給されましたら速やかに接種ができるように体制のほうは準備していくということで用意はするつもりでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは続きまして、2点目、このコロナ禍での和気町の転入、転出について御質問させていただきます。

1点目、ここ数年の転入、転出状況を教えていただきたいと思えます。

2点目、昨年度は転出超過と聞いていますが、その主な要因は何だったんでしょうか。

3点目、転出が増とは聞いていますが、その中でも外国人については転入超過という逆転現象になっております。その要因についても伺いたします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の御質問に答弁させていただきたいと思えます。

まず、和気町での転入、転出状況でございますが、平成29年度、転入486人、転出438人、転入超過48人です。平成30年度におきましては、転入487人、転出480人、転入超過7人。令和元年度におきましては、転入471人、転出532人、転出超過61人です。令和3年2月末現在では、転入359人、転出323人、転入超過36人となっております。

その中で、昨年度転出超過と聞くと、その要因はという御質問でございますが、昨年度、令和元年度においては転出超過61人となっております。平成29年度、30年度の過去2か年と比較して特徴的なのが、12月から2月の3か月間の社会増減が平成29年度は転入118人、転出73人、転入超過45人、平成30年度は転入105人、転出97人、転入超過8人と転入超過であるのに対して、令和元年度は転入63人、転出125人、転出超過62人となっていることです。

要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症が出始めた時期と重なりますが、緊急事態宣言が発出される前の時点でありますので、新型コロナウイルス感染症が転出超過の決定的な要因であると明言できるものではないかと存じます。転出超過の内訳を調べてみると、20代、30代の転出が多くを占めています。よって、通常にある進学、就職、転勤、婚姻等の理由による転入出のバランスが、令和元年度には転出寄りに傾いたものであると考えております。なお、本年度につきましては、12月から2月の動きは37人の転入超過となっている状況でございます。

次に、その中で外国人の転入超過があると聞くと、その要因はというところでございますが、外国人の状況は、平成31年3月末では人口241人、うち技能実習関連が152人、令和2年3月末では人口281人、うち技能実習関連が192人、令和3年2月末では人口302人、うち技能実習関連が202人となっており、外国人人口については増加傾向にございます。その要因につきましては、平成29年度の新たな技能実習制度の制定において実習期間が3年から5年になったこと、常時従業員数に応じた人数枠が倍増になったことが上げられます。また、令和元年度においては労働力の確保のために特定技能1号、2号が新設されたため、技能実習関連の転入が増加したものと推察できます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 要因が20代、30代の異動ということなので、仕事だったりというようなこと、それから家庭環境、できることなら——前々から思ってますが——来られる方の来られた理由だとか、それから転出される人の理由、なかなか言っていられないかもしれませんが、これは和気町の今魅力化だとか、少子化対策だとかといってる、そういう施策の指標といいますか、対策の基にもなりますので、できるだけ町のほうでつかんでいただけたら今後の対策の一助になるのかなと思います。

それから、外国人については技能実習生ということで、これも人口増加でもありますし、外国人がたくさん技能で来られるというのは和気町内にある企業様方が頑張っておられることかということもありますので、そのあたりも含めてよく要因だとかを分析していただいて、和気町の魅力化の一助にさせていただきたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 続きまして、3点目、コロナ禍の中で税収が非常に厳しい中、前回の議会でも御報告があったように太陽光の増収というようなことも言われてましたので、そのあたりについてクリーンエネルギー、このクリーンエネルギーの活用についてということで質問をさせていただきます。

1点目、現在進行中の太陽光発電施設はどこにあり、そこから上がる税収は幾らを見込んでおられるか。

2点目、政府が掲げる2050年までの脱炭素社会の実現、これにこれら太陽光発電事業はどのように関わっていくのでしょうか、どのような影響があるのでしょうか。

3点目、岡山県下でもバイオマス発電、それからごみの熱量等々太陽光発電以外のクリーンエネルギーの開発事業が各地方自治体で進められています。そのような中、和気町が進める再生可能エネルギーの導入施策はあるかどうか、あればそれがどういったものかの御説明をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは、神崎議員のクリーンエネルギーの活用について答弁をさせていただきます。

まず、現在進行中の太陽光発電施設はどこで、その税収は幾らかについて答弁をさせていただきます。

近年和気町において大規模な太陽光発電施設の建設及び建設中の施設は3か所ございます。和気ゴルフ場跡地、備前ゴルフ場跡地、クリスタルリンクスゴルフ場跡地がございます。太陽光発電施設においては、販売用電力発電施設は全て、また家庭用電力発電施設においては発電施設の規模が10キロワット以上の施設を要する場合は、固定資産税の償却資産税の申告が必要となっております。現在建設中の備前ゴルフ場跡地及びクリスタルリンクスゴルフ場跡地につきましては稼働が令和4年以降の予定であり、令和3年の固定資産税の償却資産税の課税申告はございません。また、和気ゴルフ場跡地におきましては令和3年から稼働しており、固定資産税の償却資産税が賦課されることとなっておりますが、課税金額などにつきましては回答を控えさせていただきます。

なお、令和2年度において町内で固定資産税の償却資産税が賦課されている太陽光発電施設は181施設で、課税金額は約2,800万円となっております。なお、税率は課税標準額の1.4%となっております。

次に、政府が掲げる2050年までの脱炭素社会の実現に和気町の太陽光発電事業がどう影響していくかについて回答させていただきます。

昨年10月、菅総理大臣は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、実現のため省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換しますとも表明しております。まさしく太陽光発電事業は再生可能エネルギーを牽引する第一の手段であり、必要不可欠の発電手段です。こうした中、和気町のゴルフ場跡地に整備が進む太陽光発電施設が稼働すると、出力約167メガワットの太陽光発電所が完成することとなり、1世帯が4キロワットの電力を必要とすると、約4万世帯分の電力を賄うことができます。火力発電に比べ、年間約10万8,000トンの二酸化炭素排出削減ができることとなります。

次に、太陽光発電以外に再生可能エネルギー導入施策はあるかとの問いでございますが、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった再生可能エネルギーは温室効果ガスを実質排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有効かつ多様な重要な低炭素国産エネルギー源です。現在和気町内で再生可能エネルギーを活用しての発電は、太陽光発電及び水力発電が行われております。今後太陽光、水力の発電に加え、可能性のあるバイオマスについて令和3年度に改定を行う地球温暖化対策実行計画の中で調査を実施し、2050年、二酸化炭素排出ゼロに向けて、どの再生可能エネルギーをどれくらい、どのように導入するかを検討し、有効活用していく計画を策定する考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 今和気町のほうで進められてる中で、太陽光は我々もよく知ってますが、水力発電とおっしゃったんで、水力発電がどこで、どのような形で行われているのか教えていただきたいのと、今検討中のような、そのバイオマス関係等は全くされてないという、今後していこうということでしょうかね、そこだけお願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 水力発電でございますけど、水力発電につきましては新田原井堰のほうで、新田原井堰発電所ということで2003年から運用を開始いたしております。

それから、バイオマスについては現在のところ和気町では活用されておりませんので、今後その活用について検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 最後、4点目の質問をさせていただきます。

防災に関してございます。

和気町の防災の中心は、やはり川の管理とため池管理だと思います。川については、昨年度から吉井川、金剛川等のしゅんせつが進められ、その残土処理事業も今回の議会に上程され、審議されている現状であります。

もう一つのため池について質問いたします。

1点目、現在県が進めている防災重点農業用ため池の安全確保に向けた10年間の集中対策というのはどういう対策なのでしょう。

2点目、和気町の対象ため池は、この県が進めている防災重点農業用ため池といつている、それはどこが対象となるのでしょうか。

3点目、和気町の今後の対策はどのようなものがあるのでしょうか、この3点についてお聞きいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の県が進めている防災重点農業用ため池の安全確保に向けた10年間の集中対策とはについてでございますが、防災重点農業用ため池は令和2年10月に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法を受け、県は市町村と連携しながら決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある防災重点農業用ため池のうち、老朽度の高い池を優先してハザードマップの作成といったソフト面、改修工事といったハード面の両面から安全対策を進めていくものでございます。また、県は防災工事の基本方針、劣化状況評価の実施、地震豪雨耐性評価の実施、防災工事の実施、市町村との役割分担等を盛り込んだ岡山県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を今年度末までに作成する方針でございます。この計画期間が令和3年度から令和12年度の10年間であり、膨大なため池について全てハード対策を行うことは実質的に不可能であるため、効率的かつ集中的にソフト面及びハード面の両面でこの計画に基づきながら安全確保に向けて対策を行うものでございます。

次に、2点目の和気町の対象ため池はどこかについてお答えいたします。

令和2年9月議会で防災重点ため池の質問があり、答弁させていただきましたが、防災重点ため池はため池から100メートル未満の浸水区域に家屋、公共施設等があるもの等の基準に基づき選定されており、町内には77か所のため池が指定されておるところでございます。

一方、防災重点農業用ため池は、令和2年10月に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、決壊による水害、その他の災害を防止する必要が特に高いと認められる農業用のため池が対象になります。防災重点ため池77か所のうち75か所が対象で、例えば稲坪地内で申し上げますと、稲坪大池がそれに当たります。

次に、3点目の和気町の今後の対応はについてお答えいたします。

町内には老朽化等による要改修ため池及び未利用ため池が多数存在しており、ハード対策としての農業用ため池の改修及び未利用ため池の廃止が急務であります。その対応に要する莫大な事業費と年数がかかることから、堤体の状況、下流の状況等を総合的に判断し、管理計画に基づき整備していく必要があると考えておりま

す。

整備前までにできるソフト対策といたしまして、それぞれの地区でワークショップを行いながら、ため池ハザードマップの作成等を令和2年度から進めておるところでございますが、来年度以降も引き続き進めてまいります。防災重点農業用ため池の数は多いことから、ハザードマップ作成には国庫補助事業を活用しながら計画的に進めていきたいと考えております。また、今後も緊急性の高いため池については、ハード面につきましても国庫補助を活用しながら対応していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、神崎議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） その緊急性の高い、もしくは77のうち75が対象だとおっしゃったんですが、実際にその中でもお金やいろんなことがかかるといっても、町としては当然のことながらそれを把握しておく必要があります。その中で、例えば稲坪大池が何番目に改修せにゃいけんのかなあとか、どここの池は何番目かとかというような順位づけ、緊急度の順位づけ、修理等々の順位づけはできているのでしょうか。できておれば、それは10か所なのか、20か所なのか、もし具体的に分かれば教えていただきたい。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

具体的には、順位が何番というのはついておりません。ただ、悪いものは分かっております。その中でも県等の指示を仰ぎながら、悪いところから毎年予算計上をさせていただいてるところでございます。ただ、1池するために、例えば2年、3年とかかるところがございます。その年数を経ることによって悪くなっていく順位が変わってくる可能性もございますので、毎年県と協力しながらいろいろ調べていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 先ほど申し上げましたように、和気町は水害、これが一番考えられる、想定される災害ですので、川と池についてはやっぱり最重要課題かと防災の観点から見て思いますし、その金額はその後に続くものだと思いますので、まずはそのAという池が3年かかる、Bという池が2年かかるにしても、少なくともその被害が想定されると思います。その下に、100メートル以内に家があるとか公共施設があるということなので、それは今災害のないときにしっかりと把握されて、やっぱり順位を決めておいてもらわないと進めづらいと思うんですね。当然この池から次はやっていく、予算がここまでおいたらこの部分を何年までに、Bため池のこの部分を何年度まで、そういう1つのため池に全部が集中ということにならんとと思いますが、そういうようなことも考えていただいて、やっぱり緊急度合いに合わせて、それから危険度合いに合わせてため池の改修の順位づけ、それから予定、計画というのは絶えず必要かと思っておりますので、その辺は、答弁は要りませんが、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） ただいま申し上げましたように、防災と和気町のこのコロナ禍での財政、経済、こういうものをいかに発展させていくかというのが我々の与えられた大きな課題ですので、それについては絶えず研究と、それから実際の現地等々の視察、検証をしっかりと進めていただいて、計画を今のうちにしっかり立てておく、特に防災については起こってからではできませんので、今が防災のいろんなことをやる時期でありますので、皆さんと力を合わせてしっかりやっていきたいと、このように思っておりますので質問させていただきました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 西中純一君に質問を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 私は、まず1番目に矢田の工業団地への企業誘致にどう対応するのかというテーマで質問をさせていただきます。

企業誘致でございますが、これは大森前町長の時代からいろいろとほかの広い田園地域に誘致しようとかいうふうなこともあったわけでございますが、最終的にはその賛同が得られなかったとか、農業振興地の解除だとか、遊水池だとかいろいろな問題もあり、この矢田地域へ変えてこの企業誘致ができていますわけでございます。

まず、私の考えるところでございますが、例えば直近に誘致された岡山和気ヤクルト工場がございますが、今160名程度の従業員がいらっしゃるということでございます。そして、ISO9001、2015年、ISO14001、2016年取得——環境パフォーマンスの改善を規格している、これ制度なんですかね——いろいろ規格も取られて大変優秀な企業でございます。これが平成24年、2012年に会社が発足されて、今8年になるところでございます。私がずっと把握してるわけではございませんが、初年度の採用というふうなことになる、県内から10名程度採用していただいた、あるいはパートなんかで20名程度入られたと、そのようなこと、通算するともうあれから8年たってるということで、かなり採用があったのかもしれませんが、その途中で産業振興ということで、町のほうから5,000万円だったと思いますけど、奨励金、そして水道料金については15年間、水道料金の半額を産業振興でこれも補助しようというふうになっていると思います。何が言いたいかということでございますが、結局その大手の企業が来ても、なかなか雇用効果というものにちょっと疑問があるということでございます。

まず質問の第1点でございます。石生地区の誘致企業による雇用効果は現在何人ぐらいあるのか、その点についてまずお答えをお願いいたします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきました石生地区の誘致企業によつての雇用効果が何人ぐらいだったのかという御質問についてのお答えでございます。

和気町が石生地区に誘致いたしました企業の雇用状況についてでございますが、企業のほうに確認いたしましたところ、現在の従業員数はパートを含み約180名で、新規採用は操業開始から現在まで118名あったと、そういった回答がございました。内訳といたしましては、正社員が62名、嘱託4名、パート52名で、そのうち和気町の住民の採用は27名あったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 正社員が62名、嘱託が4名、パートが十何名と言われたんですかね、ちょっと聞き逃したんですけど、その中で和気町から正社員が27名ということだったんですかね。最初はたしか10名程度だったというふうに聞いてるんですけど、県内からということになる62名ということで、かなり増えたということでございますね。27名ということですけど、これは大卒とか高卒とか、その辺はもし分かれば教えていただければと思います。まずその点をお願いします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 職員の採用でございますが、パートが52名でございます。

それと、申し訳ございません、企業からの回答に正社員、嘱託、パートの内訳のほうがちよっとございませんでしたので、内容については正社員が何名というようなことははっきりしたことが分からない現状ではございますが、令和元年の時点でいきますと、正社員が11名、嘱託が1名、パート5名の計17名が和気町内に住所を有している者であるというふうにお聞きをしております。

学歴につきましても、ちよっと高卒、大卒につきましては詳細のほうはこちらのほうでは把握しておりません。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 分かりました。

正社員が令和元年度だと11名ということでございますかね。ちよっと細かいことは別としても、いま一つの雇用効果というのがどんなのかなという感じがするわけですね、大きい企業というか、そういうところが来られているわけですけど。

では、その点で、例えば佐伯地域の企業を見てみると、ケーブル工業だとか、桃谷順天館だとか、誘致したところという。高槻電器、もうこれは一応撤退はしてるんですかね、まだ設備そのものは置いておりますけれど、そういうところがある、あるいは、もう和気地域ではスーパーバッグだとか城南電器だとか、いろいろありますね。そういう中で、いわゆる従業員の数がどれぐらいおったかと、つまびらかにされているわけではないんですけど、感じとしてはそういう中小企業のほうが、いわゆるメイトみたいに大卒をどんどん採るところというのは別としても、やはり雇用効果というか、人の採用という点では大きいんじゃないかと、そのように思うんですけど、その点は実際トップに立たれてる町長のほうがいろいろとその辺詳しいといいましようか、お考えがあるんじゃないかなと思いますんで、まだ団地造成中なので、全部はできてないわけですけど、もうじき完成するという中でその点のお考えはもしあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 御存じのとおりコロナ禍で経済の状況も一変してしまったというような状況の中で、実はこれ余談かも分かりませんが、井原市が企業誘致で大手を誘致したらしいんですが、あの井原市で人材が全然集まらなないと、もう本当に苦慮しとるといような情報が、ここんところあります。それと、これ余談なんです。ただ、私が今考えておりますのは、実は東京都のほうの企業の幹部の方々にあの場所を見ていただいたんですが、一番気になるのは国道374号線が狭いということと、それから人が集まるのかなと、ここでという心配をかなりしておられました。

それで、特にコロナの関係で流通、輸出、輸入が止まると、内需でもマスクの供給もできないというような現実があると、そこで大手企業はそれぞれ経済界では内需のカバーをできる、そういう体制づくりに取り組む必要があるというふうなことを今言われておるそうでございますが、ただそうはいいいながらも、今このコロナ禍で緊急事態宣言が、今日は解除されるんかも分かりませんが、こういう状況の中で今なかなか企業進出というのを考えておられるところが少ないというふうなことも言われます。そうは言いながらも、うちは3ヘクからある工業団地でございますから、3ヘクからの規模の工業団地というのは県内にもあんまりありやあしません。ですから、この規模についてはかなり皆さん魅力があるようなふうでございました。慎重に誘致の企業については雇用の問題とか、雇用の問題については誘致の一番大きな目的でございますから、このあたりも慎重に考えながら、優秀な企業で和気町の活性化に結びつくような企業、これを失敗をしないように誘致することが必要だというふうにお考えをしております。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 今言われたように、私も現実の雇用情勢というんですか、人を募集しても人が来ないということは結構、特にスーパー業界だとかいろいろな業界を見ると、そういうところがこの近辺でも散見される

というふうに私も思います。井原市でもそういうことがあるということで、そういう点では地元の自治体が、いろいろと協力しなければいけないというふうに思います。京都岡山県人会に去年でしたかね、行かれたとかいろいろのことがあるわけですけども、私が思うには、関西地域の尼崎市だとか東大阪市だとか、そういう中小企業が非常にある地域がありますね、そういう自治体といろいろと連絡をとる、あるいは今和気町は、八尾市と姉妹都市ですので、そういうふうな中でいろいろと情報を集めて、私としては中小企業がいいんじゃないかなとは思ってるんですけど、ぜひともそういう誘致をお願いしたいと思います。そこで今後の今見通しといいましようか、どういうところに行こうとか、そういうふうな営業をかけていかないと駄目なものだと私は思ってるんで、その辺についてももしお考えがありましたらそれも教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 大阪事務所、東京事務所あたりへもお願いをして、今後県の協力もいただきながら進めていこうと思っておりますが、京都岡山県人会あたりでかなり活発にやっとなられる佐伯出身の方がおられるんです、この方とか大阪岡山県人会も和気町出身の方がおられる、東京岡山県人会へ行くと和気町出身の方はおられるんです、備前市出身の方はおられるんですけど。そうはいいいながらも、岡山県出身者でございますから、そのあたり東京事務所にも情報を入れていただくようお願いをしながら進めていきたいと思っておりますが、何にいたしましても、さっきも申し上げましたように内需がカバーできるような、そういうことを経済界のほうではかなり真剣に考えておられるそうでございますから、そういう大手の企業で安心できる、雇用も確保できるような、そういう企業をぜひ、税収の確保もできて誘致の目的が達成できるような、そういうことに向けて頑張っていきたいと思っておりますので、大阪岡山県人会にもまた行かせていただいたり、京都にも呼んでいただけるようになっておりますから京都へも行かせていただいたりしながら頑張っていきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 企業誘致というのはいろいろ佐伯地域でも、記憶してるのはN金属というところ、群馬県の会社を誘致しようというふうなことでいろいろと群馬県のほうへその当時、もう30年ぐらい前でしょうか、行ったりいろいろなことがあった、そういうことも聞いております。結果としてはそこが駄目になって、今の化粧品会社が佐伯地域に誘致されたと、そういうのを聞いているところでございます。

それから先ほど町長言われたように投資意欲がなかなか湧かないというんですか、今景気が悪いところで非常に大変なことだと思いますけど、ぜひとも産業振興をするために企業誘致はどうしても必要だと思います。もちろん町内の農業だとか、そういう面もいろいろと関連して考えていく必要もあると思うんですけども、ぜひとも成功するようによろしくお願したいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

これが、以前にも質問はしたことがあるんですけど、父井原区で平成24年だったと思います、上にある山林のところに水路があります。それがせき止められて、豪雨時期に水が土と一緒に流れ、大量の土砂が出る。たしか10戸程度の住宅に土砂が流れ、被害が大きなところではその土を取るのに10万円を超える負担をされたということが起こったんですけど、その災害が補助対象にならないということで各戸には見舞金を幾らかもらった程度で非常に負担が重かったというふうなことを聞いているわけでございます。現在翻って、田土区のほうでは砂防ダムをつくったり、佐伯区の堅町急傾斜地崩壊対策事業、この砂防事業、2つ県のほうでやっていたらいいわけでございますが、その当時私も住んでおまして、たしか前の町長が来られたときに、今後区のほうと協議して対応したいというふうなことがあったわけですが、残念ながらそれがどうもできていないようでございます。その点についてぜひ要望をするべきではないかなと思っておりますので、その点についてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の御質問にお答えいたします。

父井原区の土砂災害により大量の土砂が約10戸の住宅を襲い、各戸に大きな負担を負わせたことについてでございますが、議員の御指摘のとおり平成24年7月豪雨災害において、父井原区内の山林が崩壊し、下流にある民家に土砂等が流入した被害があったことは町としても認識しておるところでございます。また、同年9月議会においても同様の一般質問があり、山や山間の道が被害を受け、結果として民家に被害が出ているが、今後の対応はどうかとの御質問の中で山については、山に関する災害対応について、民有林や個人の山林の場合、行政での復旧は基本的にできません。民有林から公の道路や水路の崩土がある場合には、緊急的に機能回復を行うことは行政で対応いたします。

例外的な措置といたしまして、山に造成等の手加えされていない自然林で、下流に民家が2戸以上または県道等主要道路に被害がある場合は、行政で事業を行うことがあります。山の管理につきましても、個人有の山は行政の関与はできないとの答弁をいたしておるところでございます。当時も現在と同様に、民有林内での山林崩壊等の対応は、所有者である個人にお願いすることが原則となっております。よろしくお願いいたします。

現在では、平成30年7月に発生した平成30年7月豪雨級の集中豪雨がないとは言い切れません。我が国でも平成23年3月の東日本大震災や各地で毎年発生する大型台風や集中豪雨の甚大な被害を受けて、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域等の指定を岡山県が調査の上行くとともに、地域住民を対象にした説明会を行っておるところでございます。

過去に被害のあった当地域においても、令和元年5月21日に土石流の警戒区域に指定されております。町といたしましても、町内に同様の指定箇所は多数あり、施設整備等のハード対策については財政事情もあることから、ハザードマップ等を活用したソフト対策を進めるとともに、今後は地元父井原区と協議を行い、内容を検討し、今後岡山県等へ山腹に対する対策工事の事業要望をしまいにしたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、西中議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 個人所有の山があり、そこからそういうふうな災害につながったのではないかと、そういう場合は対応できないということでしたが、ちょっとそこは佐伯区の堅町も、あれは個人の山があそこはあって、それが災害を起こしたように思うんですけど、その点がちょっと自分としては腑に落ちないんですけど、今あそこも擁壁をつくって、結構県費を使って災害対応工事、土木部の急傾斜地崩壊対策というんですか、というふうなことでやってるんですけど、その辺、あそことの違いというのはどうなんですか、もう一遍ちょっとその辺よく分かるように、教えていただければありがたいんですけど、お願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

堅町の場合でございますが、こちらのほうにおいても特別警戒区域のほう、いわゆるレッドゾーンの指定になされとる地域でございます。こちらのほうで県のほうの要望を行っておりまして、その部分で県のほうの採択があつて事業が進んでるところでございます。

それと、この父井原区についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、令和元年度に土石流の警戒区域に指定されております。平成24年当時はそのようなものがございませでした。これによりまして、非常に採択される可能性が高くなったということがありますので、父井原区と相談しながら県に要望等をしまいにしたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） じゃあ、その事故が起こった後の令和元年に急傾斜地に指定されたということで、昨日私もホームページで見たんですけど、まさにそういう扇状の格好をして線を引いたのが出てたんで、確かにそういう地域に指定されてるんだなと思ったのと、それがその事故が起こったときにはまだ指定されてなかったということで、今後地域から要望があり、県に採択してもらえればそれは可能であると、そういうことですね、ちょっとそこをもう一遍、確認だけです。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 令和元年に新しく危険地域に指定されているということで、今後地元と協議の上、もしそういうふうな対応ができるのであれば、県のほうに対応をできるように、町のほうの対応をよろしく願いたいと思います。

それから、3番目、最後の質問でございます。

今まで小学校の学級定員、中学校もそうなんだと思うんですが、40人学級ということでございましたけれども、国民各位の運動により、小学2年生から6年生までの5学年の間で35人学級、取りあえず小学校だけを定数改善するという、国の方針が示されました。和気町はそれより進んでいて、小学1年生は30人学級になっている。学校統合したということで、新たに藤野小学校を和気小学校として、日笠と和気、石生、各小学校を統合して新たな体制でやるということで、5年間に限り、たしか小学1年生を30人学級にするというふうなことでございましたけれども、この国の方針転換により、和気町への影響はどのようになるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼いたします。

西中議員から国の学級編制基準の変更による和気町への影響について御質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

公立小学校の学級編制を35人に引き下げる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が令和3年2月2日閣議決定され、3月10日、衆議院文部科学委員会での趣旨説明を経て審議入りいたしました。これはSociety 5.0時代の到来や多様化する子供たちの状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、少人数によるきめ細やかな指導体制を計画的に整備するものです。具体的には、現在小学1年生のみ35人、小学2年生から6年生は40人とされている一クラスの上限を、令和3年度から5年かけて小学2年生から段階的に全学年を35人に引き下げます。ただし、岡山県では小学2年生も35人を上限としており、来年度については現行と変わりございません。

一方、和気町では平成29年度から小学1年生及び2年生は30人、小学3年生から6年生は35人を上限とする独自の学級編制基準を導入し、県の基準との差異により学級数が増えたところは町費負担教員を任用し対応しているところでございます。また、統合の移行期間として平成29年度の小学3年生から6年生の学年は特別に30人学級としておりましたが、その特例措置も今年度で終了しますので、先ほど述べたように全学年において県の基準よりも5人少ない基準となっております。ここで国の改正案が可決されますと、小学3年生から6年生については段階的に国や県と同じ基準となっていく予定です。したがって、和気町への影響といたしましては、学級編制の基準は変わりませんが、町費教員の任用が必要となる可能性が徐々に下がっていくことが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 小学1年生はもう30人学級にしているということでございますね。また、小学2年生も30人学級ですか、今。ただこれを、県の基準そのままということになると、35人だから少し増えるというようなことになるんじゃないかなという感じもするんですが、そこはどんなんですかね。そこはもう町としてやっているんで、平成29年だから、今年が最後と言われたんですか、学校の統合以後の町独自の学級編制基準は、その辺の関連で35人になるんで、町費の負担を少なくすることもできるということをおっしゃったんですか、もう一遍ちょっとお願いします。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

もう一度説明をさせていただきます。

和気町が平成29年度から小1、小2につきましては30人、小3から小6につきましては35人という学級定員のほうを定めております。それともう一点ございまして、移行期間、平成29年度の統合の移行期間としまして、小学3年生から小学6年生までを30人の学級編制とするということも定めておりますが、それはあくまでもその平成29年度におった児童が卒業するまでの間というルールがございまして、平成29年度から令和2年度までが、その児童が卒業するまでは30人とすると、それは終わりますという状況でございます。

ということですから、もともとの定数、和気町独自で定めております小1、小2、30人、小3から小6まで、35人というのは変わりはありませんという状況です。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） ですから、今の基準でいくと町費の講師というんですか、それが和気小学校だとか、本荘小学校には3人か4人おるということですか、それがだんだん少なくしていけるということですかね。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

来年度の見込みですが、和気小で3クラス、本荘小で2クラス、和気町独自基準によって町費で講師を配置しております。ただ、これが国も基準を段階的に5人ずつ減らしてくるということです。それを当てはめると、和気小で1名、本荘小で1名と、2名でよくなると、和気町単独講師が2名でよくなるという状況になると考えられます。

○議長（山本泰正君） 8番 西中君。

○8番（西中純一君） 講師の数も少なくするというので、岡山県としても単県教員ということで全部県費を出す、県の給与を払う教員というのを多分私持っていると思うんですけど、取りあえず小学2年生からでしょうけど、国の基準で35人の学級にするだけの教員にしていけるということで、その単県教員を少しずつ減らしていけるんだろうと思います。ぜひとも、今後中学校はまだ40人学級なので、それが順次減らしていけるように、そしてもっと言うところ30人学級ぐらいになるように、ぜひとも改善すべきじゃないかなというようなことを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、何点が質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、脱炭素社会の実現に向けてということであります。

菅総理は、自身初の所信表明において2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするという脱炭素社会の実現を宣言いたしました。地球温暖化防止対策の国際的枠組みを定めたパリ協定では、温室効果ガスの排出量を今世紀の中頃までには実質ゼロにするという目標を掲げています。これを受けて、世界の124の国と地域が2050年までの実質ゼロを目指すことになりました。

このように世界各国が脱炭素に向けてかじを切る中、当然日本も対応が求められています。当初日本は、2050年までに2013年と比べて80%削減をするという目標を掲げ、その後今世紀後半のできるだけ早い時期に脱炭素社会の実現を目指すとしてきましたが、実質ゼロの具体的な時期を示しておらず、こうした姿勢が地球温暖化防止対策に消極的だとして国際的な批判を受けてきました。そこで、政府は国の中・長期的なエネルギー政策の方針、エネルギー基本計画の見直しをはじめ、現行の計画では2030年度に再生可能エネルギーは22%から24%へ、原子力を20%から22%へ、火力は56%程度を目指すとしていますけれども、2050年の脱炭素の達成に向けて、このエネルギー基本計画も大幅に変更される可能性があるというより、変更しなければ実現ができないと思われまます。さらに、二酸化炭素を排出しない次世代のエネルギーとして期待をされる水素の活用や、二酸化炭素を回収して燃料や化学品に活用するカーボンリサイクルという技術の研究開発なども併せて進めなければなりませんし、さらなる技術革新が求められているところです。

このように脱炭素社会の実現に向けては、経済界でも議論や取組が活発になっています。経団連は、昨年6月に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指すチャレンジ・ゼロというプロジェクトを発表して、自動車や電機、鉄鋼などのメーカーをはじめ、銀行や大手商社など多くの企業や団体が参画をしています。こうした動きとともに、私たち地方自治体においても脱炭素に向けて温室効果ガス排出ゼロの積極的な取組が重要になってきています。岡山県においても、13市町で構成をする岡山連携中枢都市圏は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を共同で行うことを宣言しました。その取組の中では、今後13市町が連携して、一斉ライトダウンキャンペーンをはじめとした啓発事業や好取組事例の共有、再生可能エネルギー推進の検討などを行うとともに、各市町でそれぞれ取組を進めていくことにしています。和気町もその構成町になっているわけですので、二酸化炭素排出実質ゼロを宣言したということになります。

そこで何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目が和気町としての具体的な取組はどのようになっているのでしょうか。12月の定例会において同僚議員の質問もありましたし、今定例会においても、先ほどの一般質問の中でも提起がされていますけれども、2015年に和気町地球温暖化対策実行計画——5か年で進めていますけれども——を策定して、今年度が最終年度になると承知しています。したがって、今年度中に今後の実行計画を策定しなければならないこともありますので、お尋ねしたいと思います。

まず、この実行計画の成果と課題についてお尋ねしたいと思います。2011年から15年の5か年間でCO₂排出を7.3%削減するというふうにその中には書かれていましたけれど、その実態はどうか、それを受けて、また2017年から今年度まで新しい計画も出されて、その中間的な実績についてお示しいただきたいというふうに思います。

それから、2点目が現在公用車はリース化を進めてきていますが、今後公用車をEV、いわゆる電気車、またあるいはPHV車などへの交換をしていく、そうした考えはないかという点です。

それから3点目が、同時に個人がハイブリッド車など、電気自動車などを購入する場合には国の経済産業省や環境省の補助制度あります。それにプラスして、和気町独自のエコカー購入補助制度をつくる考えはないでしょ

うか。

4点目として、電気自動車の充電施設の拡充をしてはどうかというふうに考えています。国や県の補助制度もございますし、和気町では御存じのように和気鶴飼谷温泉の駐車場に充電施設が1つあるだけだというふうに思っています。公用車を電気自動車に交換していくことと併せて、充電設備の拡充を考えてみませんか。まず本庁舎や佐伯庁舎に設置すること、そしてその他の拠点的な施設に順次設置をしていく考えはありませんか。

まず、その4点についてお答えをよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。

それでは、太田議員からの御質問がありました件につきまして答弁をさせていただきます。

まず、成果と課題についてでございますが、2011年度から2015年度の5年間で二酸化炭素排出量を2008年度排出量に比べて7.3%削減の目標についてですが、この計画については平成23年3月策定の地球温暖化対策実行計画事務事業編で和気町が管理する公共施設等の目標数値であり、その結果については、二酸化炭素排出量は2008年度の2,723トンから増加しており、2015年度には約1.8倍の4,959トンでした。これは目標としていた削減率7.3%を達成した場合の排出量2,525トンに対し、2,434トン多い排出量となりました。増加の要因につきましては、対象施設にクリーンセンターや和気鶴飼谷温泉が加わったことで、新たに8施設が増加したこと及び電力使用量はほとんど増加していないにもかかわらず、電力の二酸化炭素排出係数の増加に連動して排出量が増加したことが主な要因であります。対象施設を2008年度と同じ施設、排出係数も同じと想定した結果については、二酸化炭素削減量578トン、削減率21.2%の結果となり、目標を達成しております。

次に、2017年度から2021年度の中間の実績についてでございますが、今計画の目標は2013年度二酸化炭素排出量7,989トンから21%、1,674トンを削減し、6,315トンにする目標でございます。目標達成のため、和気鶴飼谷温泉のLED化、和気町体育館の照明施設のLED化及び空調設備の省エネルギー化、にこにこ園のLED化、空調設備の省エネルギー化を実施しました。また、既存の電力会社以外の電気事業者からも電気を購入することで、二酸化炭素排出係数を減少させることによる二酸化炭素排出量の削減に取り組みました。その結果、2019年度においては二酸化炭素排出量は6,298トンになり、2013年度に比べて排出量を1,691トン削減、削減率21%となり、目標を達成しております。

次に、エコカー購入補助金についてを答弁させていただきます。

経済産業省は、昨年12月、遅くとも2030年半ばまでに乗用車の新車販売で電気自動車やハイブリッド車など電動自動車100%とするとのグリーン成長戦略を発表いたしました。和気町といたしましては、国及び県の施策状況を注視するとともに、令和3年度の温暖化対策実行計画改定の中で購入補助金について検討する考えでおります。

次に、電気自動車充電設備の拡充についてでございますが、現在和気鶴飼谷温泉駐車場に設置してある充電設備は、年間842回、383時間の利用があり、1回当たりの充電時間は約30分でございます。電気自動車の普及を推進する上からも充電設備の増設は必要な事項であると考えており、国、県の補助制度を活用し、計画的に取組を行い、設置時期、設置場所等については温暖化対策実行計画に記述していきます。早期の取組ができるよう対応したいと考えております。

次に、岡山連携中枢都市圏協議会の取組について、和気町としてどのようなことを提案するかとの考えですが、先ほども御紹介のありましたように、2月に2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指すことを宣言いたしました。協議会として2021年度事業として二酸化炭素の削減に向けてライトダウンキャンペーンといったPR事業を行うほか、有識者を交えた研究会の立ち上げが検討されております。また、再生可能エネルギー

推進などの先進的取組事例を共有することになっており、和気町の先進的取組として町内全域での生ごみ分別、堆肥化事業を紹介するとともに、温暖化対策実行計画の改定において再生可能エネルギーの取組調査を実施し、広域連携ができる部分があれば提案したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。

それでは、太田議員の質問で公用車のEV、PHV車化についてという御質問に答弁させていただきます。

現在和気町の公用車はごみ収集車、配水ポンプ車、スクールバスを含めまして89台を所有いたしておるところでございます。そのうち1台がEV自動車でございます。

現在のEV車は車種も限定されており、価格も高額であることから導入がなかなか進んでない状況でございます。特に一般業務で使います軽四自動車が車両のうち65%を占めておりまして、軽四自動車のEV車は現在1メーカー、1車種のみとなっております。経済産業省、環境省の補助制度もありますが、車両の価格補助を受けても高額であり、実用性が乏しい状況でございます。経済産業省のグリーン成長戦略の中で、2030年半ばまでに乗用車新車の販売を電動車100%にするということがございます。また、電動化の難しい軽四自動車は支援策を検討していくということも言われております。こういう状況等を踏まえまして、技術の進歩、価格、実用性、状況を注視しながら検討をして、公用車の更新に臨みたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、効果の関係ですけれども、実行計画を策定したときに比べて公共施設が、その中へ入れなければいけない公共施設、クリーンセンターとか温泉なんか増えたということで、その目標はなかなか達成できてないけれども、トータルには削減ができてるということで理解しとっていいのかなと思います。

それと、公用車の関係ですけれども、確かに軽四が60%以上ということではあるんですけども、順次やっぱりこれを変えていくという方向で進めていかないと、脱炭素社会に向けてやっぱり厳しいのではないかなあというふうに思いますので、そのところは研究をしていただいて、お願いしたいというふうに思います。

あと個人が買う車への補助制度ですよね、これは現在でも結構な市町村がやっています。ちょっと御紹介をすると、岡山市、倉敷市、津山市、笠岡市、備前市、それから美咲町、矢掛町、西粟倉村というようなところが既に行っていますし、自動車だけに限らず、電気自動車の充電器も家庭に設置すると補助をするというようなことも先進的にやられて、自治体のやる気というのがよく分かるわけですけども、和気町も早いうちにそうしたことを取り組むようにしていただきたいということで、これはもう一度この点についてはちょっと答弁をお願いしたいということであります。

それから充電器、これは和気鶴飼谷温泉842回ということで使われてる方もまあまあおられるようですね。計画的に行っていくことを今後の実行計画の中に盛り込むということですので、増やしていただけるんだろうというふうに思います。国の補助もありますし、それから私は、御存じでしょうけども、これも釈迦に説法になるんですけども、一般社団法人の次世代自動車振興センターというところが、ここも補助制度を設けています。空白地帯のところと、和気町はもう空白地帯ということになりません。しかし、これは充電渋滞解消等対策事業と、そういう事業もありまして、補助金がちょっと下がるんですけども、しっかりした補助額が上限150万円から出るようになってますし、そういうようなものもありますから、これどんどん入れて、EV車を和気町の公用車として入れる、そこには充電器もあるというような形で、そういう格好で進めていただければというふうに思いますので、その個人が買った場合の補助の制度のところは、もう一度ちょっとお答えをいただきたいというふうに思います。

あと、岡本部長のほうで13市町でやってることについて、和気町としても今までやってきたエコバッグのことだとか、生ごみの処理の在り方、分別の在り方ということも共有をしたいということで、私も和気町はごみの分別をしっかりやって、本当そういう意味ではいいなというふうに思ってますんで、そこは今後も進めていただきたいということで、2点だけちょっと再答弁をお願いします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 個人への電気自動車の補助制度についてですけど、他の市町村もやっておるという状況はありますので、ちょっとひとつ内部で再度検討させていただけたらと思います。

充電設備につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように計画的に充電設備を増設していくといった形で計画させていただけたらと考えております。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 続きまして、太陽光発電と水力発電などの検討について御質問をさせていただきたいと思えます。

現在和気中学校の校舎の屋上に太陽光パネルを乗せて充電をしています。その売電の実績は、予算書によれば約11万円ということです。これは質疑のときに私させていただいたんですが、これは和気中学校の学校の電力に使用した後の余剰の電気を売電をした料金でしょうか。というのが、和気中学校はもうその太陽光で電気代金が賄えているのかなあというようなことも思ってます。そこのところをお願いしたいのと、それから本荘にこここ園にも屋根貸しをしているわけですけども、どのくらいの利益がその貸してるところからいただいているのかということをお尋ねをしたいと思えます。

2点目で、例えば本庁舎、ここの上に太陽光パネルを乗せて庁舎の電源にしたり、同時に蓄電池を設置すれば非常時にも電源を確保できるというようなことも思っていますが、現在進行中の非常用電源はこの上に乗せるようになっているんですけども、そういうことを、これディーゼルエンジンを使うということで二酸化炭素が排出をされる、非常時だけですから大した量にはならないのかもしれませんが、そういうようなこともあります。そういうのも再検討したらどうかなあというふうに思うというのが2点目です。

それから、3点目、こうした太陽光発電事業を町有施設にどんどん展開をしていくことはできないのかなあというふうに思えます。先ほどの同僚議員の一般質問でも太陽光のことが出されていますけれども、それが町独自で無理であれば、優良事業者と連携して太陽光発電事業の取組を進めていったらどうかなあというふうに思っていますので、お考えをお示しいただきたいというふうに思えます。

それから、4点目です。

和気町の地球温暖化対策実行計画によれば、住宅の太陽光発電容量の目標を2011年には800キロワットにするというふうになっています。今非住宅の太陽光発電容量については1万2,000キロワットというような計画を立てて、今後もそれを増やしていくというふうになっていますので、来年度の予算にはそうしたエコキュートなんかをつけたら補助をしましょうというようなことも提案をされていますけれども、各家庭に太陽光パネルを乗せたら幾ばくか補助をするというようなことも考えてみたらいかがでしょうか。これ4点目です。

それから、5点目、水力発電についてですけども、とりわけ小水力発電、1,000キロワット以下なんですけども、この発電設備などの考えはないかという点をお聞きをしたいというふうに思えます。水利権との関係もありますけれども、新田原井堰や田原用水などは年中を通じて豊かな水量があるわけで、そうしたところを利用してはどうかというふうなことを考えています。2003年に新田原井堰に水力発電所ということを先ほど言われていましたけれども、これは県の施設なんだろうなというふうに思っていますので、小水力発電をちょっと考えてみたらどうかというふうなことを、その5点お尋ねしますので、御回答よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） それでは、答弁のほうをさせていただきます。

まず最初に太陽光パネルの成果についてでございますが、和気中学校に設置してあります太陽光発電についてですが、発電能力50キロワット、二酸化炭素削減量は年間25トンとなっております。なお、発電した電力は主に中学校内で使用しており、余剰電力については売電をしております。令和元年度の年間総発電量は5万2,391キロワットアワーで、そのうち1万6,712キロワットアワーを売電し、売電の電気代は40万1,088円でございます。

次に、旧本荘幼稚園に設置してある太陽光発電ですが、発電能力34.18キロワット、二酸化炭素排出削減効果は17トンでございます。この太陽光発電事業は屋根貸し事業で、事業者と20年間の賃貸契約を結んでおり、賃料は毎年2万9,904円となっております。なお、年間発電総量は、令和元年度3万4,288キロワットアワーでございます。

次に、本庁舎屋上への太陽光パネルの設置についてでございますが、昨年当初予算で非常用電源装置の予算計上をさせていただく際に、本庁舎の屋上に太陽光パネルを設置し、非常時に備えてその電気を蓄電池に備えておくことも検討をいたしました。太陽光パネルで発電した電力を蓄電池で蓄える方式、ディーゼル発電方式やLPガス方式など様々な発電方式があり、それぞれ一長一短がございました。発電した際の運転時の騒音や振動については、ディーゼル発電機などの発電方式だと多少の騒音や振動がありますが、太陽光パネル蓄電池方式ではほとんどございません。また、二酸化炭素の排出量についても、太陽光パネル蓄電池方式のほうはほぼなく、その他の発電方式より優位な状況にありました。しかし、事業費では太陽光パネル蓄電池方式は約3億2,300万円と最も高額であり、ディーゼル発電機などその他の発電方式のほうが優位でした。また、減価償却制度の耐用年数についても、蓄電池が6年であるのに対し、ディーゼル発電機などの発電方式は15年になっており、ディーゼル発電機などの発電方式のほうが優位でございました。様々な項目で比較検討を行い総合的に判断した結果、太陽光パネルと蓄電池での非常用電源装置は断念をいたしました。

次に、公共施設での太陽光発電事業についてでございますが、公共施設への太陽光パネル設置についてですが、平成28年度に発電事業者と共同で公共施設12施設を調査検討し、その中で旧本荘幼稚園の屋根につきまして太陽光パネル設置が可能であったため、設置を行ったものでございます。今後、当時設置が不可能と判断した施設を含め、令和3年度に再調査を実施し、公共施設への設置の適不適を判断し、温暖化対策実行計画において計画をしたいと考えております。計画の際には費用対効果についても十分検討し、電気事業者との連携についても検討を行ってまいります。

次に、家庭への太陽光パネルの設置事業につきましては、住宅向け太陽光発電事業は2015年度107件、532キロワットから、2020年9月時点で206件、1,077キロワットとなっており、件数にして99件、発電量は545キロワット増加しており、2021年度の目標800キロワットに対し、277キロワットの超過となっております。また、非住宅向け太陽光発電事業は、2015年度144件、8,040キロワットから、令和元年度290件、3万5,020キロワットと、件数にして146件、発電量は2万6,970キロワットの増加となっております。2021年度の目標1万2,000キロワットに対し、2万3,020キロワットの超過となっております。以上のデータにつきましては、資源エネルギー庁のホームページのほうからいただいております。

各家庭への太陽光パネル設置に対する国からの補助金制度は、2014年を最後に終了しております。太陽光発電の設置費用の初期投資費用を抑えて導入しやすくするという目的で設けられたもので、設置費用が安くなったため、補助制度が終了したものでございます。

和気町独自の補助制度についての御質問ですが、国、県の動向を注視し、令和3年度においてはパネル設置の

補助金制度はございませんが、今後実行計画改定の中で検討を行ってまいりたいと思います。

次に、水力発電の件についてでございますが、和気町においては平成25年度にかんがい用水及び河川維持用水を有効活用した発電について調査検討を行いました。調査対象を日笠ダム及び矢田部地内の戸瀬池とし、検討しましたが、取水量、引込線、維持管理費用などにより導入は難しいとの結論に至っています。また、田原用水につきましては、水利権の関係で検討に至っておりません。今後水力発電につきましては、産業振興課を窓口引き続き調査検討を行うこととしたいと考えております。

次に、新田原井堰におきましては、先ほども御紹介いたしました、新田原井堰発電所が設置されまして、2003年4月から運用を開始しております。常時出力510キロワット能力を有しており、管理運営は吉井川下流土地改良区が行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 時間がなくなりましたので、再質問については個別にまた部長や関係者の方をお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな2点目です。

森林環境譲与税についてでございますけれども、これは現在和気町にも譲与税が譲与されてきてます。2019年度が170万円、今年度が340万円、来年度も340万円というふうに配分をされていますけれども、これが2024年からは国民1人当たり1,000円が課税をされると、これ住民税に合わせて課税されることとなります。

そこで、時間がなくなったんではしよりますけれども、この森林環境譲与税がどのように活用されて、課税対象者はどのくらいになるのかというのを、もう簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、2014年の調査で和気町内で収集された剪定枝などが52トンあって、これをバイオマスエネルギーに算定をすると、1世帯当たりが消費する年間の暖房だとか給湯の熱量を考えたときに27世帯に当たるといふようなことが言われています。少ない量でもそのくらいできるので、今後この森林環境譲与税と合わせて私有林の管理だとか里山の管理、整備などで発生する間伐材を利用するバイオマス発電の誘致やそうしたものの、どのように活用するかということを含めて御答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから森林環境譲与税の用途、使い道についてということと、それから森林環境譲与税のことでございます。

森林環境譲与税の使い道につきましては、森林の整備に関すること、それからその整備を担う人材の育成、確保、それから公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等に使うことになっておりまして、森林振興の広い範囲で使える財源ということになってまいります。

それから、森林環境譲与税につきましては、市町村民税の納税義務者に対しまして、個人住民税の均等割と合わせて賦課徴収するということになっておりますので、それが対象者となるということによりお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、バイオマス発電に関して、町長のほうから御答弁いただけたらと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、森林資源などによるバイオマスの発電はという御質問でございます。

実は、今和気町のまちづくりという観点から、和気町は御承知のとおり140平方キロ面積があるんですが、そのうち7割が森林ということで、その森林の大半が広葉樹ということで、この広葉樹を対象にしたバイオマス発電をやりたいという企業が申出を今していただいております、これに対して私どももまちづくりの観点からこの検討を行っております、一応今のところ企業側から申し出ておりますのは1メガワットということで、1メガワットで発電所を設置をしたい。これは、1メガワットで電気はキロ40円で売電、それから熱源の利用、このあたりを目的にやりたいということで、それで私どもとしましては、今御承知のとおり山林が荒廃しまして、山林の手入れができていないということもあります。

そこで、森林の伐採、この広葉樹の伐採をすることによって森林の手入れができる、森林の手入れができるということは結局山の手入れができるわけでございますから、山の頂上へは草が生えます。それから、マキの木は植林せんでも、またマキの木芽が出て15年ぐらいたったらまた成木になってくると、その間には4月から10月に向けてはかなりの保水能力がありますから、これは災害の防止にもつながっていく。それから、有害鳥獣の関係で草食動物は上で日が入りますと上のほうへも草が生える、そこで草食動物は山の上のほうでも餌ができるんじゃないかと、それからマキの木が新しく成木になってくるとドングリがなる、ドングリがなれば4月から10月までは水が上がりますから、木の幹を保護するために葉っぱが出ますけど、10月になったら葉っぱが落ちて、今度はドングリがそこで落ちてくる、ドングリが落ちることによってイノシシ等はドングリが餌になってくるというようなことがあります。それからもう一つは、雇用の確保にもつながるとということで、実は建設業協会の皆さん方に、もういけんなあ、これは、いけんなあ。

ほな、また機会を与えていただいて、この話をゆっくりさせてほしいと思います。

○議長（山本泰正君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 私の時間配分が不適切で、最後まで答弁いただけませんでしたけれども、里山の管理をして、いいように自然が循環できるのであればいいなというふうに思っています。今後とも、またいろんな場で御説明をお願いしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 従野 勝君に質問を許可いたします。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 私は、矢田の工業団地についてとその工業団地の誘致の状況について、誘致の状況につきましては先ほど先輩議員のほうから質問があつて、大分話があつたようですが、この点については担当課長のほうからの説明をお願いしたいと思います。

それで、まず工事の進捗状況ですが、昨年末の議会のとときに3月末には完成するというようなことを言われたんですが、現実には全然まだそういう状況でなくて進んでないと、いろんな工事が重複してあるからなかなか大変でしょうけども、そのあたりは十分に調整をしながらやっていくというような話があつたと思うんですが、どういう理由で遅れたのか、遅れた原因は何であるかと。直接あそこへ、現場へ行ってみると工事業者が非常にもう手待ちが多くて困つとんじやと、なかなか仕事が進まないんでということで嘆いとるようなことがありましたんで、どういうことだったんかなと。

それから、工事が長引きまして5月末というようなことになってくると梅雨が来るわけです。ほで、特に窯場

の住民の皆さん方は、本当に昨今の雨が非常に激しく降るものですから、あの窯場で十分大丈夫なんかというふうな心配をされてますので、その点についてもお話をいただきたいと。

それから、重複しますが、企業誘致の状況については先輩議員がいろいろと話して町長のほうも言われとったんですけども、私のほうからは工業団地をつくる、そういうことが決まって工事が始まったと、もうこの時点から企業誘致が始められなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうには私は思うわけで、団地ができて造成ができてから慌てて企業誘致をする、何かちょっと遅れとるような気がするんですが、その点はどういう状況だったのかということもお尋ねしたいと思いますので、その2点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、從野議員の御質問にお答えいたします。

矢田工業団地の整備につきましては、これまでも議会で御説明させていただいておりますように、早期完成を目指し4つの工区に分けて整備を進めてまいりました。現在全体工事も終盤を迎えており、工業団地の敷地部分、防災調整池、窯場及び排水路を含む周辺道路につきましては、12月定例会で報告いたしましたとおり年度内に完成いたします。しかし、自転車道の施工におきまして、西側の側溝と並行して岡山県広域水道企業団の水道管を埋設する計画を当初していましたが、実際業者間協議を進める上で、安全性を考慮し、西側の側溝を水道管理設後に施工することにより東側の側溝と自転車道部分に遅れが生じたことによるもので、全体の工程を調整して工期に間に合うように検討してまいりましたが、2月に入り、自転車道部分の遅れが取り戻せないことから、その部分の舗装及び附帯工事を繰り越す形となっております、全体の完成時期といたしましては5月末を予定しておるところでございます。今後につきましても、全体計画の早期完了を目指し、整備を進めてまいります。

以上、從野議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは從野議員からいただきました矢田工業団地に関する御質問のうち、企業誘致の状況につきましてお答えさせていただければと思ひます。

矢田工業団地への企業誘致の状況につきましては、現在は進出企業の公募までは行っていないという状況でございます。現在は工業団地の情報を、分譲単価を未定としている状況で和気町のホームページや岡山県の企業立地ガイドへのホームページへ掲載しているほか、パンフレットを関係窓口に設置し、周知を図っているところでございます。

具体的には、その工業団地をするに当たっての誘致活動というふうなことでございましたが、工期等がなかなか決まっていない状況の中で具体的な活動ができていなかったというのが現状でございます。大変申し訳ございません。

企業からの問合せにつきましては、具体的な企業名は明らかにはされておりませんが、企業からの問合せが岡山県や金融機関等を通じて最近少しずつではありますが件数が入り始めております。今月に入っても2件ほどの問合せがございました。コロナ禍の影響で、経済状況は芳しいものではございませんが、特に製造業においてはコロナ禍で企業製品のサプライチェーンが寸断されたというような経験を踏まえて国内回帰への流れとか拠点の分散化と、そういった流れが出てきておりますようですので、町といたしましてはこの流れをうまくつかみまして、雇用の創出、税収増、地域の活性化につながるような優良企業の誘致に結びつけることができるように、これから情報発信、情報収集に努め、岡山県とも連携し、誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今説明をもらいましたけれども、何かもう少し物足りんようなあれなんですけれども、確かに広域水道のどうのこうのという件はあったようです。しかしながら、業者が非常に多く入って、それぞれの工事の調整が十分できてなかったようなことを業者からよう聞いとんで、そういうことが原因で掘ったり、埋めたり、重複したような作業もあったとかという話も聞いとんで、今になってそういうことをどうのこうの言うたってしょうがないんだけど、十分に工事の管理というもんをされたほうがいいんじゃないかと思いますので、それと窯場のほうの工事は今年度中に済むというようなことなんで、住民が非常に心配されてますので、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それから、企業誘致の状況について、工事の完成が分からないから遅れとったというようなことなんですけど、いずれにしても工業団地を造成するに当たって、確かに真備の水害の後、いろいろ水路の状況が変わったり、いろんなことがあったと思いますけれども、いずれにしても工事の工期というのは決まってるわけなんで、それがもうある程度見えた段階で次のステップに移らなきゃいけないと思う、それが仕事だと思いますので、ぜひ、非常にもう佐伯地域の活性化に大きく寄与すると思うんで、ぜひ早急に、優良企業、優良企業といいますけれども、優良企業ってなかなかないもんですから、要はあそこの工業団地に小さかったら2社、ほんで普通だったら1社しか入れないと思いますので、そのあたり検討して、できるだけ早く企業に来ていただいて、新しい雇用を生むようなことを考えていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 次に、再任用職員の活用について、このことは人事権は町長の専任事項ですので、ああせえこうせえということじゃなくて、お願いという形で聞いていただきたいと思います。

再任用の職員の有効な活用についてお願いしたいと思っております。というのも、やはり経験豊かな35年、40年の経験を持った職員がいろんな形で、60歳から65歳までの5年間再任用という形で続いて皆さんが来るわけなんです。そうしたときに、今現在では各担当部署の脇に机をいただいて、補助的な作業をやっとられると、若いときの1年間とある程度年を取った1年間というのは、同じ1年間ですけど受ける感じが非常に違うと思うんです。だから、その5年間、皆さんに本当に有意義な5年間を過ごしてもらいたい意味でも、私は今各担当部署へ張りつけるんじゃないなくて、一つの再任用職員のグループを一つつくって、プロジェクトチームをつくってやっていけばいいんじゃないかなあと、私こっちのほうへ毎日ということはないですけど、来るようになって感じております。

特に、やはり専門的な知識を持った方もいらっしゃるし、それから専門的な知識を持ってとかなくて、やはり長年いろんな分野で経験とか知識を蓄えられた、本当に素晴らしい人材がおられると思うんです。だから、やはり町の業務の中でも通常の業務っていうのは若くてもできる、特に問題ないと、しかしながらいろんな業務の中に難しい案件があるんじゃないかと思う、そういう案件についてやはり経験と知識が必要なんじゃないですか、そういうふうには私は思うわけで、各部署いろんな業務においても卓越した知識を持った方がおられるわけで、30年、40年の経験と知識は町民の財産だと思いますので、ぜひその5年間の間を、もう役職は確かに解除されますけれども、現役並みな仕事をさせてあげたらいいなあとというふうに思うわけで、ぜひ町長の専任事項に立ち入って申し訳ないんですけども、何かそういう場を考えていただいて、若い職員を育てる意味においてもぜひ考えていただきたいなとお願いをする次第です。

○議長（山本泰正君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼します。

それでは、従野議員の再任用職員の有効活用についてということにつきまして回答をさせていただきたいと思
います。

まず、人事の考えということで要望というふうなお話でしたが、結果等についても踏まえまして回答させてい
ただきたいと思います。

こちらの再任用制度につきましては、公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に65歳へ引き上げ
られるということから、民間等におきましても多くの企業が年金受給までの間、再雇用が行われていました。ま
た、国では平成25年3月に国家公務員の雇用と年金の継続のための措置についてということが閣議決定されま
して、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再
任用をされるものとされたものでございます。地方公務員におきましても同様の措置を講じるよう国から要請が
発出されまして、本町においても平成26年度から希望者を対象といたしまして再任用制度を運用いたしてお
るところでございます。各年度4月1日ごとの再任用職員数につきましては、平成26年が1名、平成27年が2
名、平成28年が5名、平成29年が6名、平成30年が5名、平成31年度、11名、令和2年度が12名と
なっており、12名の内訳といたしましては、行政職が8名、運転員3名、調理員1名となっております。

今までの業務実績といたしましては、一般事務、設計施工管理等の業務、調理業務、資格を有する保育士業
務、保健師業務、バスの運転手業務等々がございます。業務内容等は一般職員と同様の業務に従事し、過去に得
た知識や経験を生かすことができる業務を基本といたしまして、配属先を決定いたしております。

再任用職員が長年培いました知識、経験、能力を発揮し、後進に向けて技術、ノウハウの継承ができること
によりまして、再任用職員と現役職員のお互いの能力が十分発揮されまして、効率的な活力ある組織づくりが可能
になるかと考えております。今後地方公務員の定年の引上げ問題等いろんなことが考えられますが、再任用職員
の採用は十分な配慮をしながら取り組む必要があるかと考えており、新規採用者とのバランス、組織の活力維
持、そういったことにも十分留意いたしまして、中・長期的な視点から公務の効率、能率的な運営に必要な人材
の確保として、町の特性を生かしながら多様化、高度化する町民ニーズに対応するため、行政運営に当たって
いただきたいと思います。

それとまた、再任用職員におかれましても、それぞれ在職中からやはりこの再任用職員については心構えが
始まるものと考えておりまして、以前からの肩書を捨て、今まで部下であった者、現役世代への気遣い、そう
いったことを十分再任用職員にも考え方の転換を持っていただき、今後の対応を考えていただきたいと思います
と、そういった研修も行いながら退職後も必要とされる人材、そうした人材としてそれぞれ適材適所への再任用の配置を考
えてまいりたいと考えております。

先ほど従野議員が言われましたそれぞれの部署という配置もありますが、一つの部署というふうなお話もござ
いました。そういったことについてはまた検討もさせていただきたいなど、このように思います。

以上、従野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 従野議員の再任用職員の有効活用についてという御質問でございますが、これはおっし
ゃるとおりでございます。そのあたりは十分心得ておりますし、今総務部長が答弁いたしましたように、再任
用の職員と現職の職員というのはなかなかこう、やりにくい点多々あるんですが、そうは言いながらも今ま
でのキャリアをしっかりと生かしていただいて、議会へ出す議案についても間違いがないような、そういうこともし
っかり考えていかないとやいけませんから、そのあたりはしっかりとチェックができる、そういう立場で今頑張っ
ていただいとんです。今までの再任用職員は、今後におきましても、本年は2名おりますが、2名とも本当に卓越
した才能を持った職員でございますから、十分今後の行政運営にそれぞれの立場で御協力をいただきたいと思います。

おります。おっしゃることを十分わきまえながら運用していきます。どうぞよろしく御指導をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今町長と、それから総務部長のほうから話があったんですけども、総務部長はあと僅かで再任用になる、いろいろと言葉をかみしめて話をされとったんじゃないかと思うて聞きようなんですが、いずれにしても、本当にいろんな意味でいろんな経験をした者、そういう人たちを脇役じゃなくて、ある意味主役で、確かに役職は解除されますけども、そしてそこに何人か若い職員をつけていろんな仕事をさせてやれば、一緒に、職員の教育になると思うんですよ。本当に今、こんなことを言うたら怒られますけども、若い職員の知識不足が目立つんじゃないかと思います。ぜひこういう、そういう場所を設けてやっていただければ庁舎の業務も進むでしょうし、いろんな意味で大いに役に立つんじゃないかと思います。本当に、私も一年いったらやっぱり1年が長いもんですから、脇役でぼそっと仕事をしとるとなかなか寂しいもんがあるんじゃないかと、ぜひ町長、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 企業誘致の件、それから企業の進捗状況、そして再任用職員の件、質問をさせていただきました。なかなか最後いい答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

ここで午後1時30分まで暫時休憩といたします。

午後1時23分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

本町では、現時点で4名のPCR検査陽性者が報告されていると聞いています。人権擁護の観点から、性別と大まかな年齢は報告されましたが、病状はよく分かりませんでした。重篤な状態なのか、インフルエンザ程度なのか、はたまた無症状なのか。普通病気に関して最も重要な情報であるはずの病状が、今回のコロナに関しては、PCR検査陽性者が和気町内から出る出ないかに焦点が当たっているようです。自分や家族が感染したとき、病状よりも差別が心配だという声も聞きます。本町でのPCR陽性者の重症度の内訳が分かれば教えてください。無症状者何名、重症者何名といった程度ならプライバシーの問題もないだろうと思いますので、お願いいたします。また、現在は健康を取り戻しているのか、感染者と判定されたことによる差別はなかったのかも分かれば教えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

尾崎議員の新型コロナウイルスについての御質問にお答えいたします。

昨日までの状況としましては、岡山県内での新型コロナウイルス感染者は2,589人となっております。そのうち4名が和気町にお住まいの方です。

これまでの町内の感染者4名の症状についてでございますが、陽性が判明した時点での症状といたしましては、軽症が3名、無症状が1名でございます。

また、感染判明後の状況につきましては、医療機関への入院が1名、ホテルでの療養が2名、自宅での療養が1名となっております。

また、その後の回復状況につきましては、県が具体的な情報を非公表としておりますので詳しいことはお伝えできませんが、通常の生活に戻っていると聞いております。

また、感染者やその家族などに対する差別につきましては、町のほうでそのような情報は一切聞いておりませんので、差別などの行為はなかったと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 大体分かりました。

現在は健康とのことで安心しました。軽症、無症状で重篤者がいなかったということですね、安心しました。

1年前は未知のウイルスということでしたが、もう様々なことが分かってきたはずなんです、なかなか私たちが知りたいことが報道されません。ワイドショーなどのテレビ報道を見ていると、過剰に恐怖心をあおっているように感じます。正しく恐れると盛んに言われますが、正しく恐れるには正しい知識と正しい分析が必要になります。結局のところ、インフルエンザと比べて何倍ぐらい恐ろしい感染症なのかという報道を見かけません。

インターネット上で情報を発信している専門家、言い方を変えればテレビからのお呼びがかからない専門家ですが、その人たちによると、総合的に比較してインフルエンザと比べても弱く、それほど大騒ぎするものではないとの論文が複数出ているとのこと。

インフルエンザは毎年1,000万人が感染し、医者にかかります。症状が出ても病院に行かない人もいますので、推定で毎年2,000万人が感染しているだろうと言われていています。これは国民の約15%程度が感染するということです。それによる死者は年間1万人程度と言われていています。これを本町に当てはめると、約2,000人がインフルエンザに感染するという計算になります。

コロナはそれに比べてはるかに少ない数です。現時点で、国内での累計の感染者数は約45万人ですが、その数字は感染者数ではなく、多くの無症状者を含む単なるPCR検査陽性者数です。実際に症状が出ている発症者数は、それよりもかなり少なくなります。PCR検査陽性者と感染者と発症者は別物なのに、テレビでは陽性者を感染者と報道してきました。感染率、重症化率、死亡率などを総合的に比較しても、インフルエンザと比べて極端に高いものではないようです。

感染率はインフルエンザより弱いとの報告があります。死亡者も高齢者と基礎疾患がある人が大部分で、高齢でもなく、基礎疾患もない人が死亡した例はほとんどありません。コロナの犠牲者となられた方は、コロナがきっかけとなっただけであって、仮にインフルエンザやただの風邪にかかっていたとしても、それがきっかけで亡くなられた可能性が高いと思われます。

以前の一般質問でも指摘しましたが、厚生労働省の6月の通達により、直接の死因が何であれ、死亡時にPCRが陽性であればコロナによる死者としてカウントされています。我が国において、28歳未満のコロナ死亡者は0人です。子供や乳幼児の命を奪うこともあるインフルエンザのほうが怖い。症状がきついか後遺症があるとのショッキングな報道があり、だからコロナはインフルエンザよりもはるかに怖いと思ってる人も多いようです。しかし、インフルエンザでも症状がきつい人を探せば、同様に恐怖心をあおる報道は幾らでもできます。私としては、インフルエンザと比べて極端に恐れる感染症ではないという論文を無視せず、反論するなり、報道するなりしてもらいたいと思います。これは感染症2類から5類へ変更するか、そのままかという話にもつながってきます。昨年の秋頃に5類への変更の機運があり、私は期待しましたが、実現はしませんでした。

1年前の冬、コロナが報道され始めた当初、今回の新型ウイルスは無症状の人からも感染する、だから恐ろしいと人々を不安にさせました。しかし、それから一年以上たちましたが、無症状者からの感染を示す論文は見つからないとの行政側の答弁の情報もあります。もしそれが本当なら、私たちの生活はもっと自由になります。症状がない人とは握手をしても、マスクなしでおしゃべりをして感染しないからです。1年前に未知のウイルス

と言われた頃、よく分からないはずなのに無症状者からも感染するだとか、潜伏期間が非常に長いとか脅かされましたが、その後それが本当だったのかがあまり検証されていません。というか、多くの論文は出ているようですが、マスコミは報道しようとしません。

コロナに対して対策が過剰だと考える人も少なからずいます。国内にも海外にもいます。私のような一般人だけでなく、医師、感染症の専門家、免疫学の専門家なども含まれています。その人たちの声によると、テレビではそういった専門家の意見は採用されないそうです。ある専門家はPCR検査について尋ねられ、無症状の人までPCR検査を広げるべきではないと答えたら、何度も質問の仕方を変えられ、PCR検査に対して肯定的なコメントを引き出そうとされたそうです。そういった専門家が何人もいました。テレビ報道は意図的で、正しい情報を入手しようと思えば、インターネットも併用して多様な情報にアクセスしなければならないと感じています。

結局のところ空気感染をするのかしないかもはっきりしません。テレビの情報では空気感染するといった情報が盛んに流れていました。空気感染する感染症は限られていて、結核、水ぼうそう、はしか、天然痘です。空気感染する、しないで対策は大きく変わってきます。空気感染するなら、透明マスクやフェースシールドはほとんど意味がないと思われまます。逆にしないなら、無言のときもマスクをしていることに意味はないということになるはずで、ソーシャルディスタンスもしゃべらないなら不要で、2メートル離れるのも1センチしか離れていないのも、感染のリスクは同じということになります。

マスクに関しても様々な意見があります。専門家の多くもマスクは自分が感染しないためのものではなく、人に感染させないためのものだと思います。ウイルスの大きさに比べ、マスクの目は粗く、ウイルスの侵入はあまり防げないからです。ただ、くしゃみや会話の際の唾の飛散を抑える効果はあります。もちろんくしゃみをしたり、会話で唾を飛ばす人が感染していなければ、マスクをしていてもしていても関係はありません。無症状な人が他者に感染させることがないということなら、無症状者はマスクをしなくても関係ないということになります。

日本が世界に誇るスーパーコンピューター富岳によるマスクの効果が報じられています。布マスクだとこうで、不織布だとこうで、2枚重ねだとこうだと報道しています。マスクによって飛沫の拡散が80%抑えられることと感染が80%減ることとは全く違いますが、ぼんやりとテレビを見ている私の親などは、感染が80%減るというふうに思っているようです。

皆さんが誰かとおしゃべりをしていて、おしゃべりの相手がくしゃみをしたとします。その人が手で口を押さえることもせず、顔を背けることもせず、くしゃみを顔面にもろに吹きかけられた経験がある人はいますか。いないと思います。比較をするなら、手で口を押さえ、顔を背けたときと比べて、マスクをした場合にどれだけ効果があるのかといった数値のほうが本来のマスクの効果に近いと思います。80%の効果といっても、マスクから漏れた飛沫の20%を全て吸い込むことはありませんし、ウイルスを何個ぐらい吸い込むと感染するのか、ウイルスは空気中で何秒間ぐらい生存しているのか、それらのことを曖昧にして何%というのはほとんど意味がないというふうにししか思えません。ちなみに従来のコロナウイルスに関しては、飛び出した後1メートルを超えれば水分が蒸発するために活性化を失うと言われています。新型コロナに関してもこういった研究をしてもらいたいものです。

科学者の武田邦彦先生が三重県の約2,300人の調査結果の分析をしたところ、マスクをよくしている人とマスクをあまりしていない人では、マスクをよくしている人のほうがPCR検査が陽性になる率のはるかに高いとのことでした。言い間違いではありません。マスクをしている人のほうが陽性になる率が高いとのデータです。感染症の医療現場では、マスクは毎日何度も捨てて交換するそうで、そのような使い方ならマスクも効果がありますが、マスクの交換をあまりしない場合、マスクの表面にウイルスが付着し、それが手についたりしてウイル

スが体内に入ると言われています。エアコンなどでも空気を吸う側のフィルターにはほこりが多く付着するようなもので、マスクがそういった状態になっているようです。このあたりの検証は専門家にきちんとしてもらいたいです。いかにもマスクをしているほうが感染しにくそうだといった先入観で決めつけるのではなく、きちんと統計の数字として公表してもらいたいです。

再確認ですが、マスクは人にうつさないためのものであって、うつらないためのものではありません。科学の分野では、人間の直感と実験結果が逆になることはしばしば起きます。マスクの危険性に関しては、以前の一般質問でも取り上げたとおり、酸素濃度の低下と二酸化炭素濃度の増加によって、特に若年層において知能低下の危険性や免疫力の低下も指摘されています。乳幼児においては表情が見えづらく、コミュニケーション能力の健全な発育が妨げられる危険性もあります。マスクの表面には菌がたまりやすく、内側では雑菌が繁殖しやすいと言われています。

ちなみにマスクによる子供への影響を心配した人が文部科学省にマスクの着用が新型コロナウイルス感染拡大防止に効果があるというような科学的根拠を示すような文書があったら開示してくださいと求めたところ、そのような文書はないとの回答があったようです。その影響かどうか分かりませんが、その1か月後の2月19日に新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂についてという通知があり、ソーシャルディスタンス、新しい生活様式、常時マスクの推奨などが削除されています。一日も早く元どおりのマスクなしの学校生活、友達と手をつないだり、給食のときにおしゃべりをしたり、大きな声で合唱したりする今までどおりの普通の学校生活が戻ってくるように願います。

ウイルスは1個付着しても感染するものではありません。ウイルスや菌には最小発症必要数というものがあります。コレラ菌だと100万個で発症すると言われています。ノロウイルスはたった100個でも発症する場合がありますと報告されています。新型コロナに関しては、専門家の間では恐らく10万個程度ではないかと言われているようです。

頻繁に手をアルコールで殺菌するために、手が荒れるということをよく聞きます。15秒間の流水の手洗いで菌やウイルスの量は100分の1になるそうです。石けんをつけるとさらに減ります。仮にコロナが10万個で発症するなら、手を洗って10万個以下にすればいいわけです。ゼロにする必要はありません。というか、ワクチンの考え方、免疫力の考え方からいうならば、ふだんから薄くウイルスに曝露されている状態のほうがむしろ抵抗力がついてよいとも言えます。

手には常在菌、常に存在する菌と書きますが、その常在菌によって手の表面が守られています。当たり前のことですが、私たちは菌や微生物と共存しています。それらもまとめて敵視するのはどうかと思います。手が荒れるというのは、身体が発する危険注意信号ではないかと思います。世の中が殺菌だ、除菌だと言い始めてから、花粉症などのアレルギー症状が急増してきました。私たちの身体の実に9割は細菌や微生物だと言われています。コロナウイルスをゼロにするのではなく、発症に必要な数よりも下回るようにするのが現実的で効果的だと思います。

変異種も出てきて怖いといいますが、変異種に関しては感染力は若干強いものの、毒性は弱いと言われています。ウイルスの特性として、感染力が強いものは毒性が弱く、毒性が強いものは感染力が弱くなります。それは、ウイルスの生存戦略によるものです。

後遺症も盛んに報道されるので心配ですが、統計的にインフルエンザとして比較してひどくないという海外の論文もあります。テレビが恐怖をあおるように取り上げ、さも多くの人が後遺症で悩んでいるかのように報道されますが、当然ながらインフルエンザでも後遺症が出ることもありますし、その数も新型コロナよりも明らかに低いということでもありません。インフルエンザの何倍も警戒が必要とは言えないと思います。それに、後遺症という生涯にわたってその症状が消えないような印象も受けます。

追加質問ですが、コロナを軽視しているわけではありません。過剰な対策によるデメリットも考慮する必要があり、そのバランスを適切にするべきで、私は現在の対策が毎年のインフルエンザに比べてあまりに過剰だということをちょっと指摘しています。

次の質問をします。

インフルエンザと比較してどれくらい危険なのか、空気感染をするのか、無症状者からの感染の可能性はあるのか、マスクの有効性はどれくらいと考えられるのか、何個ぐらゐのウイルスで発症すると考えられているのかと、こういった疑問がありますので、分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

日本感染症学会の資料によりますと、新型コロナウイルスは季節性インフルエンザと比較して、重症度、致死率共高いとされています。新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は人工呼吸器など集中治療が必要となるため、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されており、高齢者や基礎疾患を有する方では重症化のリスクが高いと言われています。また、新型コロナウイルスは症状が出ていない発症2日前から感染力を持つ可能性があると言われておりますので、症状が出てから感染のピークを迎えるインフルエンザとは違い、気づかないうちに感染が拡大する可能性が高いという点があります。

新型コロナウイルスの感染は、一般的には飛沫感染と接触感染と言われておりますので、感染者がせきなどの飛沫により他人にうつさないようにするため、感染の拡大を防止するためにはマスクの着用は非常に有効な手段であると考えています。感染している方がマスクを着用することで、感染していない方のウイルスの吸い込みを7割以上抑えることができるという研究結果もあります。どの程度のウイルスを吸い込むと発症につながるのかという御質問にはお答えできませんが、ウイルスの量を抑えることが確実に感染リスクの低下につながると考えられますので、それぞれがお互いに距離を取ってマスクを着用することが大切であると考えております。

以上のことから、現在広く使用できる特効薬がない中、医療崩壊を防ぎ、住民の生命を守るためには現在の感染防止対策を継続していく必要があると考えております。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） そうですね、一般的に言われていることに近いと思います。

重症度、致死率が高いということですが、仮にそれが2倍とか10倍とか——10倍ということはないと思うんですが——高いとしても今の社会全体の対応の仕方はインフルエンザの100倍ぐらゐの対応をしてるんじゃないかなというふうに個人的には思っております。バランスが必要なんではないかなあというふうに思っております。

空気感染はしないだろうということですね。それから、マスクの有効性もあるにはあるということですね。そのあたり、また統計的な数字でいろいろ見ていたり、それからマスクをしてるだけじゃなくて、小まめに替えるとか、洗うとかというようなことも訴えていく必要があるんじゃないかなというふうに考えました。

正しく恐れることが必要だということですね。メディアの情報に振り回されずに、自分で考えるということも必要じゃないかなというふうに考えます。

このような私のような考え方はまだ少数派ではありますが、世界医師連盟の12万人の医師も声を上げていますし、我が国でもWe R i s eという医師と科学者を中心とする団体も活動していて、私たちは両方の意見を聞いて判断すべきではないかなというふうに思っております。

このように言いますと、あなたの意見よりもテレビの専門家の意見のほうが正しいに決まっているというふうに言われたりするんですが、感染症の専門家やウイルスの専門家はその専門家であって、その知識が正しいとは思いますが、致命的に統計学の知識はないと言わざるを得ません。感染が広まっている時期は感染者のグラフが

等比級数に伸びていきますので、どのぐらいの勢いで伸びているかを知るには対数グラフの目盛りを用いて比較します。そうすると曲線だったグラフがほぼ直線になります。そして、その傾きが急か緩やかかでその勢いを判断します。昨年春頃欧米のグラフは急な傾きでしたが、日本のは傾きはそれよりも緩やかでした。そして、欧米でロックダウンをし始めると、その傾きは少し緩やかになりました。ちょうど日本のグラフの傾きと同じぐらいになりました。しかし、日本の場合、外出の自粛をしたり、緊急事態宣言を出しても傾きは変わりませんでした。つまり統計学的には、我が国の自粛は効果がなかったということです。勉強をサボっていて成績の悪い人が10点上げるのは比較的容易ですが、努力をしている人がさらに努力しても、5点を上げるのも困難です。最初から成績がよかった日本は、努力の割には効果が出なかったのです。

今回の首都圏の緊急事態宣言の延長に関しても、統計学に基づく判断はされませんでした。緊急事態宣言を出した県と出さなかった県を比較して、前者のほうが減り方が顕著であれば宣言の効果があったということですし、差がなければ効果がなかったということです。専門家も政治家もワイドショーも、そうした分析はしません。緊急事態宣言を出す、出さないでその影響を受ける飲食店やその利用者は多いのに、その論拠を示さず、感覚で判断しているようです。

私が印象に残っているのは、昨年6月12日の吉村大阪府知事の専門家会議での姿です。ウイルスの専門家の宮沢孝幸准教授の感染のピークアウトは緊急事態宣言による自粛のものではないという指摘と、それに続いての大阪大学の核物理研究センターの中野貴志教授のデータを見る限り関係はなかったという言葉に驚いていました。中野の教授は物理学者で、純粋にデータだけから判断し、結論を導き出したと思われませんが、吉村知事のえっという驚きの姿が思い出されますが、その後も残念ながら統計学に基づいた判断はされていないようです。

私たちは統計学をきちんと学んでいません。数学で少し学びますが、入学試験にもめったに出ないようで、実生活に密着しているにもかかわらず、あまり重視されていないようです。だます側は統計学の知識を使ってだましてきます。数字やグラフで印象操作をしてきます。首都圏での緊急事態宣言では飲食店がターゲットにされましたが、統計によると感染の大部分は家庭内と職場や施設内で発生しており、飲食店での感染は全体の数%からせいぜい10%程度です。普通に考えれば、その10%をゼロ%にしても、たったの10%しか減りません。陽性者にどこに行きましたかと聞いて、一番思い浮かべやすいのは飲食店でしょうから、最も感染経路として引っかけやすい、実際はもっと低いと思います。

Go To トラベルの利用者から累計131人の感染者が確認されたということから、Go To トラベルが批判されました。しかし、Go Toの利用者は3,138万人で、感染率は僅か0.0004%にすぎません。相関関係に関しても、十分に注意しないとだまされたり、間違った対応をしがちです。海水浴場では水難事故の発生件数と海水浴場でのアイスクリームの売上数には正の相関関係があります。つまり、アイスクリームの売上げが多い日は水難事故の件数も多いのです。少し考えれば分かりますが、暑い日は海水浴客も多くなり、暑いのでアイスクリームの売上げも増えるということです。それをアイスクリームの売上げが多いと水難事故も多いんだから、水難事故を減らすためにはアイスクリームの販売を禁止すればよいと結論づけて、アイスクリームの販売を禁止しても何の解決にもなりません。幾ら感染症の専門家でも、統計を正しく読むことができれば、何の役にも立たないどころか、害悪でさえあります。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 我が国でも新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。今後ワクチンを接種したいと希望する町民も多いと思います。また、逆にワクチン接種に対して消極的というか、及び腰というか、不安に思ってる町民も少なくないと思います。神崎議員からの同様の質問もありましたし、配付資料もありましたので、大体分かりましたので、最初の質問は省略したいと思います。

私個人としては、できればワクチンを接種したくないと考えています。私のように今回のワクチンに関して不

安を抱く町民の不安解消になれば、もしくはワクチンを打つか打たないかの判断材料になればと思い、質問します。もちろん公的な立場でもありますので、打つのが望ましいということであれば打たせてはいただくつもりでおります。

今回のワクチンは、メッセンジャーRNAワクチンと呼ばれる従来とは違うタイプのもののワクチンです。私たちが今までワクチンと呼んでいたものは、生ワクチンと不活化ワクチンでした。生ワクチンとは弱毒化したウイルスを生産して免疫をつくらせるもので、不活化ワクチンとはウイルスや細菌の病原性、毒性を完全になくしたものを製剤として免疫を発するものです。

通常ワクチンの開発には長い年月がかかります。しかし、今回のワクチンと呼ばれるものは非常に短期間で開発されました。今回のワクチンはワクチンの定義に当てはめれば、ワクチンとは呼べません。厳密に定義するとワクチンではなく、新薬ということになります。しかし、新薬だというと動物実験もしていないし、長期毒性の検証も短期毒性の検証もしていないので、新薬というわけにはいきません。なので、ワクチンということにして承認を急いだのではないとも言われています。

予定されているファイザー社製ワクチンは、有効率は95%とされています。この95%という数字は、次のような計算によります。約2万名の参加者にワクチンを投与し、ほぼ同数の群にプラセボを投与しました。プラセボというのは偽薬、つまり何の効果も副反応もないものです。その結果、プラセボの群では162人が発症したのに対し、ワクチンの群では8人しか発症しなかったという結果が出ました。ワクチンによりその差の154人が発症しなかったということですから、162と154の比率で95%の有効率という計算です。

しかし、別の見方もできます。偽薬の群の約2万人中162人しか発症しなかったということは、ワクチンを投与しなくても発症しない確率は99.3%だということです。ワクチンを打った群は99.9%発症しないということですから、発症しない確率が0.7%改善するということです。僅か0.7%の改善に対して、副反応はどれだけ出るかわかりません。副反応が0.7%をはるかに下回らなければ、ワクチンを打つ意味がありません。計算上たった0.7%にしかならないのは、日本の特殊な事情によります。欧米では日本の100倍ほどの感染拡大をしているからです。もし欧米が日本のような状況だったら、恐らくみんなマスクを外して日常生活に戻ることでしょう。日本は欧米に比べて2桁程度も低いのに、医療崩壊だとか自粛期間の延長だとかをやっています。欧米の人もニュースで日本の感染者や死者が少ないことは知っていますが、日本人がみんなマスクをして自粛していることは知らないようで、それを知ると驚くそうです。

先日60代の女性の医療関係者がワクチンを接種した3日後に亡くなりました。くも膜下出血が死因とのことですが、ワクチンとの因果関係は分からないとされています。アナフィラキシー症状の報告も多数あります。コロナに関しては、死因が何であれPCR検査で陽性であればコロナによる死者としてカウントするのに、ワクチン接種後に亡くなったのは原因がはっきりしないとしてカウントしないというのは御都合主義ではないでしょうか。

日本だけでなく、全世界的にコロナの死者数はかなり膨らまされているようです。とはいえ、欧米では日本に比べて数十倍以上の感染者や死者が出ているのは間違いなさそうです。PCR検査の開発者であるキャリー・マリス博士は、PCR検査はRNウイルスの検査に使ってはならないと警告し、使い方によっては誰でも犯人にすることができるかと述べています。

報道はほとんどされていないようですが、先月PCR検査のCt値が変更されました。PCR検査は唾液などに含まれるウイルスの遺伝子の断片の特定部位を取り出して、それを2倍にし、4倍にしと倍々に増幅させます。それを何回繰り返すかというのがCt値です。意外なことに、そのCt値はまちまちです。適正値は35以下と言われていますが、日本では40から45で、台湾では35です。日本のCt値は国立感染症研究所の定めですが、民間では基準がないため、50サイクル回してるといふところもあります。日本や欧米のような高い基準で

はたった数個のウイルスでも検知されるため、PCR検査の大部分が無症状であることも納得できます。

Ct値が高過ぎるという問題は早くから指摘されていました。WHOは今年の1月20日にやっとそれを認め、宣言を出しました。その2日後、厚生労働省もCt値を30から35の範囲に引き下げようとの通達を出しました。これにより陽性者が減ることになります。WHOが声明を出したタイミングを考えると、世界中でワクチンが打たれ始めたタイミングと一致します。

こういうことを言うと陰謀論だと言われそうですが、ワクチンによって感染者数——本当はPCR検査陽性者数ですが——それが減ったと思わせるためではないかと疑いたくなります。ワクチンを製造する製薬会社は莫大な利益を手に入れます。テレビに出る専門家の多くは製薬会社からの多額の謝礼金を受け取っています。テロップに〇〇大学医学部特任教授などと書かれていますが、ファイザー社からウン万円というような情報も加えてほしいと思います。

陰謀論のように聞こえるかもしれませんが、もちろん信じるか信じないかはあなた次第です。残念ながら、世界は陰謀に満ちています。陰謀論という言葉は、陰謀を企てている側がそれ以上詮索されないための決めつけの言葉であり、それを暴こうとしている側の信頼度をおとしめるための言葉として利用されることもあります。今回のコロナ騒動を見て、マスコミも盛んにコロナの怖さをあおり、ワクチンこそが救世主だ、だからみんなでワクチンを打てと言いたげです。

ワクチンに関しても行政が率先して、ぜひ打ちましょう、みんなで打ちましょうと積極的にPRするのか、打ちたい人に対して情報提供活動のみをするのかが気になります。私としては後者、つまり打ちたい人に対しての情報提供のみでいいと考えていますが、どうなのでしょう。市町村ごとに接種率が何%とかで比較され、低いと評価が下がったりすることがあるのでしょうか。

岡山市ではホームページ上などで本人の同意が必要、他者に接種を強要しない、接種していない人を差別しないといった注意喚起をしています。積極的に推奨した場合、重篤な副反応が発生した場合、行政の責任が問われることにもなりかねません。未知のワクチンに対して怖がっている人や不信感を持っている人もいますが、そういった人の意思は尊重されるのでしょうか。形式的には尊重されていても、実際は同調圧力で逆らえないというようなことはないのでしょうか。

質問に移りますが、ワクチンを打つか打たないかの本人の意思は尊重されるのか、接種の際の同意書のようなもので意思確認などがされるのか、同調圧力を軽減するために医療機関などをお願いするのか、接種を拒否した人が不利益を受けるような心配はないのかといったことにお答えください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

ワクチンを打つか打たないかについての本人の意思は尊重されるかということの御質問でございます。

新型コロナワクチンの接種は、対象となる皆様に受けていただくよう接種勧奨を行っていますが、接種を受けることは努力義務であり、強制ではございません。接種を受ける方には、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解していただいた上で、自らの意思で接種を受けていただくことになっておりますので、受ける方の同意なく接種が行われることはございません。ワクチン接種の予診票にも接種を希望するという事で署名を自署する様式になっております。

また、職場の周りの方などに接種を強制したり、接種を受けない方への差別的な扱いが起こることのないよう、住民の皆様にも御理解をいただく必要がありますので、その点につきましては広報誌や町のホームページ上で啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 推奨するが、努力義務であり、強制はないということで、その点は安心しました。あとそれから、打つということに同意するというような署名欄もあるということで、そのあたりでも安心はいたしました。

もちろん積極的に受けたいという方は受けていただけたらいいんですけども、中には物すごく心配されてる方もいらっしゃると思いますので、そういった方が本意でないのに打たないといけないというようなことがないように願います。

そして、あるジャーナリストが60代の女性看護師がワクチン接種の3日後に死亡したという報道の後に、6人の看護師にインタビューしたところ、全員そのタイミングもあって怖がっていたそうです。しかし、断ることができない雰囲気があるというふうなことを言われてたそうで、そういうことがないように願いたいと思います。

ワクチンによってコロナが早く収束しまして、それから子供たちもマスクから解放されたいいなあと願っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで演台の消毒のため、2分程度休憩を取らせていただきます。

午後2時10分 休憩

午後2時11分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番 山本 稔君に質問を許可いたします。

5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私からは、2つの質問を予定いたしております。

まず、1つ目でございます。町道の補修ですが、今まで聞いたところによりますと、町道の補修は区長とかからの要望で悪いところを直すということで行っていたと思います。危険なところや傷んだところがあるにもかかわらず、まだ直っていないところは結構あると思いますが、そこら辺は要望の年次計画とかで、まだ要望は聞いているが直っていないんだということもあると思います。

私が気になるのは、北山方のほうに上がるのに急傾斜地というんですか、道の脇のところに落石防止のネット等張ってあります。それが古くなって穴が開いたり、それからワイヤーが緩んで、これで大丈夫なのかなあと危惧しております。日笠のほうに同じようにネットがあるんですが、日笠のほうはそのネットが二重になったり、下のほうはしっかり固定されていたりして、北山方線と比べしっかりしているように思われました。ですから、こういうところを、危険な箇所をしっかりと認識して直していただきたいと思うのが私の質問の趣旨でございます。

昨日でしたか、あそこの溝に芝が詰まっております、芝が詰まったら水が舗装の上を流れて舗装が大変傷むんですが、昨日業者の方が取る作業をされておりました。それで、そのことは一安心でしたが、去年は私も芝をちょっと軽トラに2段ほど取って、これはもう2段ほどじゃあ全然終わらんと、4トン車1杯ぐらい取らんと終わらんなあと思いましたので、昨日は頼んで業者が来てやっていたようでございます。こういうことから、落ち葉等はもう決まって落ちるものですから、一年に一遍大体何月、落ち葉が落ちてもう落ちなくなった頃から大体期間を決めて毎年のごとくですからやっていただきたいなと、こういうことをしていただけたらどうでしょうかということでお聞きしたいと思います。

それから、今までも若干傷んでいる道とかは町のほうから補修材をいただいて直しております。直しているん

ですが、その補修材がきれいに直らないので、道がでこぼこしております。私もいただいて自分で直すんですが、なかなか固まらないし、ほんで固まっても真っすぐならないのでこぼこしております。また、大きい車等通ったらまた割れたりしますので、そういうところは町のほうもよく見て計画的にやるんだと思いますが、そこら辺をしっかりと計画を持ってやっていただくのかどうか、そこら辺のことをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の町道のり面に設置している落石防止ネットが老朽化しているが、補修や取り換えはするのかについてでございますが、落石の危険性がある町道のり面には落石防止ネットを設置する等、道路の安全な通行が確保できるように努めているところでございます。昨年度には町道室原線で落石があり、今後も危害が及ぶおそれが高いことから落石防止ネットの施工を行いました。町道に落石防止ネットを施工している箇所は、このほかに町道南山方奥塩田線に落石防止ネットが施工しておりますが、議員の御質問のとおり、老朽化しているのが実情でございます。点検等を実施し、構造物の機能に100%効用が認められない場合、もしくは放置すると危害が及ぶと予測される場合には、補修や取り換えを検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の町道の補修は悪くならないと補修しないのかについてお答えいたします。

町道の補修は、道路の陥没等緊急性が高いものは職員においてアスファルト合材で補修を行いますが、規模が大きければ道路維持工事として舗装業者で対応しております。町道の補修の基準といたしましては、既に改良工事が完了している道路で、その効用を維持するもの、未改良道路で部分的に施工を行うことにより効用の増大が図れるもの、未改良道路で原状を復旧するもの、防災上供用の安全確保のため緊急に対応するもの、全体計画がある道路でその一部に該当しないもの、このような基準により町道の補修を行っております。

議員からの御質問趣旨を受け止め、安全な通行を確保できるように道路パトロールを実施し、落石防止対策等積極的に安全管理に努めてまいりたいと考えております。御理解をよろしくをお願いいたします。

以上、山本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、ちょっとお聞きしたいんですが、道路パトロールをして危険箇所の把握に努めていると言われていますが、年にどのくらいの感じで見回りをされているのか、町道の全路線を点検するとかなりの延長数になると思いますが、あまり悪くならないところは大体もう把握できていると思います。一方、もう古くなって、これ悪くなるようなところはやっぱり頻繁に行かないと分からない、それから交通量の多いところは何回も行かんとやっぱりいつどういうふうになつるか分からないというのがあって、そのパトロールはこういうふうな計画でやっているのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

都市建設課といたしまして、パトロール班というものはございません。その代わり都市建設課におきましては農林事業、林野事業、様々な事業がございます。それぞれ現場を持っております。その現場へ行く便にそれぞれ気になるところを確認したり、様々な道路を通ったりして、職員によって確認しているというのが現状でございます。また、各区長におかれましても生活道でございますので、各区長からもこのようなことになってますよというような情報をいただきますので、それについても対応してるというのが現状でございます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 大体パトロールは現場に行く道中に行っているということで、今回りんご園のほうには職

員が1名剪定等で行っていると思います。そこら辺で、その南山方線のほうは毎日通っていると思うので、どこら辺が悪いかわかると思いますので、そこら辺でしっかりと把握していただきたい。

それから、公共バスのほうが運行されておりますので、バスの方もその悪いところ等を把握できると思いますので、そこら辺からの聞き取り等をして悪いところを早急に直すような方法でやるということはどうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

当然職員からの情報も上がってきております。議員おっしゃられるとおり、職員からの情報によりましても対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

業者でございますが、クロネコ及び郵便局、生協とも協定を結んでおります。そちらのほうからも情報が入ってくるという形になっておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） それでは、なるだけ早急に危険箇所を取り除けるように努力していただきたいと思えます。

それでは、2つ目の質問ですが、今回の議会でも提出されておりますが、ロマンツェのほうの補助金が出ております。ロマンツェの運営のほうは、今コロナ禍でほとんどお客がいないという状況で続いていると思います。聞いたところによると、最近ちょっと合宿等で使われる予定があるということでほっとしております。ロマンツェには、キャンプサイトがあるんです、10張り近く張れるようなキャンプサイトがありますが、そのキャンプサイトの情報等がロマンツェのホームページのほうに載ってないので、今回和気美しい森等はキャンプ等人気で結構来られてるように思いますが、あそこはもう皆無、近頃来てないと思います。

ですから、情報の発信もありますし、それからコロナが終わった後、今までも経営状態がいいとは言えませんので、ロマンツェ自体の外観等は町のほうで補修をしていただいていたきれいになっておりますが、あと関連して、あそこへお客さんに来ていただくために、ドローンの広場等はできるようで、ドローンをしに泊まりで来られる方もおられるかも分かりません。

今あそこには温室があります。温室等を貸しておりますが、ぶどうをつくっておられるんじゃないかと思えます。あそこら辺を元に戻していただいて、お客の少ない冬にイチゴをつくって、そこにお客を集めるというようなことも考えられますし、私が常々言っております岡山理科大学の山本先生が山で海水魚を飼うというのを研究されております。そういうことがありますので、あそこのコンベンションホール、屋根つきの屋内競技場があるんですが、そこにそういう施設、それからプール使わなくなって放置しております。そこももう水の循環等もその機械が動けば使えるんじゃないかと思えますので、前も言いましたが、そういうのを活用して、よそにない珍しいことをしたら来てくれるんじゃないかと常々考えておりますので、天体観測のいい望遠鏡もロマンツェの上にあります。そういうこともあるんで、活用してくださいとはお願いしたんですが、まだ活用されるような方法は聞いておりませんので、そこら辺の活用方法。

それから、あそこは温泉、——温泉というより冷泉かよう分らないです——温泉と呼ばれる単純アルカリ泉かなんかで、温泉ということになっておりますので、そういうところもやはりコマーシャル、宣伝をしないと分からない。よその人が来て、合宿等に来てお風呂に使うんですが、あそこを温泉だと知らずに入って、上がったら温泉だって、わあ、びっくりしたというようなこともあります。

それから、あそこの熱源、昔はロマンツェの横にありました温水器というんか、太陽光熱の集光で水を温めて

温泉に利用するというようなことを計画していたんですが、今はほとんど使われておりません。ですから、お風呂に、あそこは3階にお風呂があるんですが、くみ上げるのにかなり料金が要ることなので、ふだん営業するのにいつもくみ上げると大変お金が要って何しょんか分からんということがあります。そういうところもありますので、太陽光をあそこら辺にパネルをつくって、その太陽光パネルで得た発電エネルギーを使って上にポンプアップするような方法が取れるんじゃないかと思っておりますので、これからのロマンツェの経営とか使用の環境の整備をしていただきたいなと思っております。こういうことで質問をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（山本泰正君） 総務事業部長 今田君。

○総務事業部長（今田好泰君） それでは、ロマンツェ運営の補助はということの御質問にお答えをさせていただきます。

御質問のロマンツェは、昭和56年1月に総合福祉センター三保高原ロマンツェとして建設されまして、昭和58年に、先ほどお話がありましたたわだ公園天体観測所、ほかにはテニス用のナイター施設、野外ステージ等が整備されました。昭和61年以降、公園名称を佐伯ファミリーパークに決定しまして、全天候のテニスコート、メルヘントイレ、オランダ風車等が整備されまして、町営プールがオープンいたしました。平成2年以降、ログハウス、多目的広場が完成、平成7年には、先ほどもお話がありましたリフレッシュセンター展望の湯、平成9年にはコンベンションホールが完成しまして、現在に至っております。

開設当初は町の直営で運営を行っていましたが、バブルの崩壊や近隣への温泉施設のオープンなど時代の流れは変革し、取り巻く環境は非常に厳しい状況を迎えました。平成4年頃からは家族滞在型など営業方針の転換を行いまして事業の建て直しを図りましたが、集客、収益の向上には至りませんでした。このようなことから、平成16年7月から指定管理を導入しまして、平成17年7月には施設名称が営業方針とのギャップがあることから、新名称三保高原スポーツ&リゾートに変更し、事業展開を図り、運営を現在は行っております。その後の運営補助について、現状は管理業務基本協定書に基づきまして、平成25年度から毎年250万円の指定管理料を支払い、運営経費の補助を行っております。

御質問の補助金以外の応援ですが、先ほど申し上げました指定管理料のほかには、管理者の意向に沿うように修繕計画を作成しまして、老朽化した施設の更新、修繕を支援しております。そのほか、今年度はコロナ対策として展望風呂の換気設備改修を行っております。また、本年4月からドローン愛好家をターゲットとしたドローンパークをオープンする計画で、屋外の多目的広場と室内のコンベンションホールを会場として、現在整備を行っております。このドローンパークによりまして、新規顧客の獲得と宿泊につながる相乗効果を期待しているところでございます。

今後、議員の先ほどの御意見もございましたが、公園内の遊休施設となっている町営プール、また先ほどありましたキャンプサイトなどの利活用や国道374号矢田地内、旧宇野バス停から三保高原スポーツ&リゾートまで3か所の展望台で眺めのよさを十分堪能できる4キロの三保高原ハイキングコースについて環境整備を行い、アウトドア派の誘客も前向きに取り組んでまいります。

ロマンツェの予約状況ですが、今月末にはロマンツェ本館へ2泊3日で高校のフットサル部、1泊2日で少年サッカーチーム、約30名ずつ2団体の予約が入っておると聞いております。コロナ禍の中、観光、宿泊事業は非常に厳しい状況下にありますが、今後においても継続支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） インターネット等で調べて来られる方が結構ありますし、それから今ロマンツェのお客さんは今まで使われた方、リピーターがかなりのウエートを占めてると聞いております。新規のお客を取るため

には、やっぱりインターネット等でいかにそのロマンツェの景色がいいかとか、そういうことを宣伝して集客に努めるのがいいんじゃないかと思っております。管理人はどう思っておられるか聞いてないんですが、あその温泉からの眺めはすごくいいです。ですから、そういうふうな写真を撮って載せるとか、それから秋にはりんごもあるし、それから春にはいろんな花が咲きます、これもう少ししたらコブシの花が咲いて、白い山の模様が出てくるようなこともありますので、四季折々のその環境がどういうふうであるか、もう知らない人が多いので、やっぱり多くの人にそういうふうなことを伝えて、来てもらわないといけませんので、そういうことを伝えるようにインターネットのホームページのほうを改良していただきたいと思います。そちらのほうはどうでしょうか。

○議長（山本泰正君） 総務事業部長 今田君。

○総務事業部長（今田好泰君） 議員から貴重な御意見いただきました。

ホームページのリニューアルについて、前向きに取り組んでまいります。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ちょっと一緒に言えばよかったですけど、私が前々から言っておりますその岡山理科大学の先生の山で、魚を飼うと、まだ軌道に乗ってないのもうかるか、もうからんかよう分らんのですが、もうかる魚の種類を研究して飼ってもらうというようなことになっておりますし、先生と話をして、ぜひ別キャンパスということであそこを提供するんで使ってくださいというようなことはできないかと考えるんですが、そこら辺ちょっと話を聞いてみたりすることは考えていただけないでしょうか。

○議長（山本泰正君） 総務事業部長 今田君。

○総務事業部長（今田好泰君） 先ほどの淡水魚の件は、昨年度産業建設部のときに私もお聞きしまして、りんご園の遊休施設、プールとかコンベンションホールとか、それがいいか悪いかはそのときは判断してなかったんですが、実際、スポーツ&リゾート、広大な面積がありますし、今使っていない施設もございます。先ほどのお話は、一度研究をさせていただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） しっかり研究して、これからロマンツェもしっかりと町外から集客できるようにお願いして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日19日は休会とし、22日の午前9時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後2時40分 散会

令和3年第2回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 令和3年3月22日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和3年3月22日 午前9時00分開議 午前10時03分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 從野 勝
4番 神崎 良一 5番 山本 稔 6番 居樹 豊
7番 万代 哲央 8番 西中 純一 9番 安東 哲矢
10番 当瀬 万享 11番 山本 泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 2 号 第 2 次和気町総合計画基本構想の策定について	原案可決
	議案第 3 号 新町建設計画の変更について	原案可決
	議案第 4 号 令和 2 年度和気町一般会計補正予算（第 8 号）について	原案可決
	議案第 5 号 令和 2 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 6 号 令和 2 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 7 号 令和 2 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 8 号 令和 2 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 9 号 令和 2 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 0 号 令和 2 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 1 号 令和 2 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 2 号 令和 2 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
	議案第 1 3 号 令和 2 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
	議案第 1 4 号 和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 5 号 和気町立体育館条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 6 号 和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
	議案第 1 7 号 和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 8 号 和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 1 9 号 和気町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第 2 0 号 和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第21号 和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第22号 和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第23号 和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第24号 令和3年度和気町一般会計予算について	原案可決
	議案第25号 令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算について	原案可決
	議案第26号 令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について	原案可決
	議案第27号 令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
	議案第28号 令和3年度和気町介護保険特別会計予算について	原案可決
	議案第29号 令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について	原案可決
	議案第30号 令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
	議案第31号 令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
	議案第32号 令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算について	原案可決
	議案第33号 令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
	議案第34号 令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
	議案第35号 令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算について	原案可決
	議案第36号 令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について	原案可決
	議案第37号 令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算について	原案可決
	議案第38号 令和3年度和気町上水道事業会計予算について	原案可決
	議案第39号 令和3年度和気町簡易水道事業会計予算について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第40号 和気町道路線の認定について	原案可決
日程第2	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長（山本泰正君） 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、11名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長（山本泰正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長（山本泰正君） 日程第1、議案第2号から議案第40号までの39件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長（居樹 豊君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第2回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案7件につきまして、去る3月15日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告いたします。

まず、議案第2号第2次和気町総合計画基本構想の策定についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第3号新町建設計画の変更についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第4号令和2年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、本庁舎非常用電源設備事業の現状と完成時期の質疑に対し、現在機器の製作中であり、9月末の完成を目指しているとの答弁がありました。

同委員から、今後は事業内容、方式について、よく研究してから議会に提案してほしいという意見がありました。

また、他の委員から、以前、公用車を電気自動車に買い換えて非常用電源の確保ができないか検討してはどうかと伝えているが、検討はされたのかとの質疑に対し、バッテリー、電気自動車とも庁舎の非常用電源としての活用は難しいが、技術の進歩に合わせて研究したいとの答弁がありました。

次に、議案第14号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

利用料金については、200円で乗り放題にしてはどうかとの質疑に対し、地域公共交通会議において、様々なニーズを的確に判断したいとの答弁がありました。

次に、議案第15号和気町立体育館条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、料金の体系についての質疑に対し、エアコン使用は大きな大会での使用を想定しており、複数の団

体が使用する場合は、その団体に協議してもらおうとの答弁がありました。

次に、議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、ふるさと納税の返礼品に新しい品目は追加しないかとの質疑に対し、今後はお米に力を入れていき、プロモーションも工夫していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第30号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、貸付人数と貸付額についての質疑に対し、昭和41年から平成6年まで、貸付件数は201件、貸付額は約4億8,000万円、うち約8,600万円、42件の滞納があるとの答弁がありました。

その他の項目ですが、山間部を運行するバスの小型化を検討してもらえないかとの意見があり、町長から、自宅から停留所までは共助で支えてほしいと考えているとの答弁がございました。また、他市町でも電動カーを利用している事例もあるので、今後、研究していきたいという答弁がございました。また、町内のタクシー業者からの厳しい意見もあるので、難しいところではあるが、町民の生活を確保することは考えているとの答弁がありました。

以上、簡単ですが、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第2号、議案第3号、議案第14号、議案第15号及び議案第30号の5件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第2号、議案第3号、議案第14号、議案第15号及び議案第30号の5件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第2号第2次和気町総合計画基本構想の策定について、議案第3号新町建設計画の変更について、議案第14号和気町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号和気町立体育館条例の一部を改正する条例について、議案第30号令和3年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。5件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第2号、議案第3号、議案第14号、議案第15号及び議案第30号の5件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第2回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案32件につきまして、去る3月16日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果について御報告いたします。

まず、議案第4号令和2年度和気町一般会計補正予算（第8号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第5号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第6号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第7号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第8号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第9号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第11号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について、特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第12号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第13号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第16号和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第17号和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、現在の子育て支援センターの活用はどうなるのかとの質疑に対し、放課後児童クラブが使用するよう考えているが、外の遊具等も含めて、有効に活用していくと答弁がありました。

次に、議案第18号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第19号和気町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第20号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、6か月に1度くらいは検討委員会を開くようになっているが、条例によって開催頻度がなぜ違うのかとの質疑に対し、今回の改正で町と施設が密に連絡取って実施する旨の答弁がありました。

議案第21号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もな

く、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第22号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、身体拘束の定義とは何かとの質疑に対し、身体的にその人の意思に反して拘束することであるが、各施設において、適正な手続や記録がなされていると認識している。随時、現地確認を行うなど、チェック体制も整えたいとの答弁がありました。

次に、議案第23号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

すみません、先ほどの議案第21号ですが、ちょっと読み忘れがあったので、もう一遍申し上げます。

議案第21号についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、それぞれの事業所において検討委員会を開催するという事になっているが、町への報告はどの質疑に対し、指導監査等もあるので、職員も出向いて関わっていくと答弁がありました。

すみません、次に参ります。

議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、不育治療支援補助金の内容はどの質疑に対し、60万円の支援費が出ている。補助率は2分の1、補助上限30万円で、2件の申請を見込んでいる。今年度は1件の申請があったと答弁がありました。

また、同委員から、令和3年度から染色体検査について国から補助があるのではとの質疑に対し、国、県で2分の1の補助がスタートすると答弁がありました。

また、他の委員から地球温暖化防止対策実行計画策定内容についての質疑に対し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す内容になっており、再生可能エネルギーについても検討する内容であり、業者については、環境面に特化した業者にプロポーザル方式で行うと答弁がありました。

同委員から、家庭の省エネ対策加速化事業の対象についての質疑に対し、高効率給湯器と蓄電池については、県の補助事業の中で件数の多いものを選定したと答弁がありました。

また、同委員から、農地費の測量設計業務のため池の工事は含まれているのか、また耕地事業の内容はどの質疑に対し、長溝池の工事が含まれている、耕地事業は日笠上水路など、13の事業の予算を提出していると答弁がありました。

また、同委員から、和気美しい森管理費の詳細と有害鳥獣駆除の捕獲実績はどの質疑に対し、管理委託として297万円、環境整備費50万円等である。また、令和元年度の捕獲頭数は、イノシシ732頭、鹿1,037頭、カラス233羽、通年では猿が7匹、タヌキ12匹、キツネ6匹となっていると答弁がありました。

また、同委員から、藤棚の改修について、工期を短くできないかとの質疑に対し、初年度に材料を購入し、区画ごとに進めていきたいと答弁がありました。

また、同委員から、吉井川DMOは解散したのかとの質疑に対し、赤磐市、瀬戸内市と協議した結果、国の補助金がなくなるので、各市町の負担は難しく、協議会組織は継続するが、一時休止とすると答弁がありました。

また、他の委員から、地球温暖化対策補助金についての質疑に対し、和気町の協働事業でスタートしており、各地区での温暖化対策の出前講座やグリーンカーテンの推進を行っているとの答弁がありました。

次に、しゅんせつ残土処分場整備事業についての質疑と答弁について御報告いたします。

働区の委託料の内容はとの質疑に対し、測量のための費用だと答弁がありました。日笠上区予定地において、過去に災害は発生したのかとの質疑に対し、過去にやませが出たことはあったが、災害が発生したことはないと言っているのと答弁がありました。地区民への説明はしたのかとの質疑に対し、地元の区長と数名の地権者には説明しているが、区民には説明していない。まずは議会で議決をいただいてから進めるべきだと考えている。予算を議決後に丁寧に説明したいと答弁がありました。

また、地方債について、一般単独事業債を予定しているが、もっと有効な起債はないのかとの質疑に対し、今後しっかり研究していきたいと答弁がありました。議会は適地かどうか判断する材料として、地元の同意が判断になると思う。働区は総会を実施しているが日笠上区は実施していない。進め方をそろえるべきではないのかとの質疑に対し、働区は県が詳しく調査しているが、日笠上区は詳細な調査をしていないので、予算を認めていただいた後、詳細な調査を行い、地元の説明したいと答弁がありました。

次に、議案第25号令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、医療費が高いので、医療費を抑制するために様々な事業を行っているのかとの質疑に対し、一般会計において予算化している成人病の原因として口腔的要因もあることから、そして口腔機能の増進が成人病予防に関係しているとのことから、歯科健診を予算化したと答弁がありました。

また、他の委員から、来年度、基金を全額取り崩すが、その後は保険税の引上げを行うのかとの質疑に対し、医療費は保険税で賄うのは原則である。来年度はコロナの影響により保険税の減少を見込んでいるので、その状況にもよるとの答弁がありました。

次に、議案第26号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第27号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第28号令和3年度和気町介護保険特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第29号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第31号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第32号令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第33号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、庁用車の購入について、購入とリースの基準はないのかとの質疑に対し、明確な基準はないが、有効な財源があれば活用していると答弁がありました。

次に、議案第34号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第36号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算についてであります。特に意見も

なく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第37号令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、予備費があるのになぜ一般会計繰入れをするのかとの質疑に対し、一時借入金を想定しており、事業終了後にはきちんと精算すると答弁がありました。

次に、議案第38号令和3年度和気町上水道事業会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第39号令和3年度和気町簡易水道事業会計予算についてであります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第40号和気町道路線の認定についてあります。特に意見もなく、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

付託案件以外のその他の項目で、佐伯の工業団地の排水について、もともと遊水池だったが大丈夫なのかとの質疑に対し、水の方向が変わっているため負担が少なくなっていると考えていると答弁がありました。

また、矢田区の総代会において、工業団地下流の排水について不安を持っているといった意見が出され、既存データでは排水計画の検討資料として活用できないため、再調査が必要と認識しているとの報告がありました。

また、12月議会で提出された請願についての進捗状況の報告を求めたことに対し、用地購入の話を進めていたが、一部の方にはまだ御理解がいただけていない。地元区と一緒に対応していると答弁がありました。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告とします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第4号は討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第4号令和2年度和気町一般会計補正予算（第8号）について採決をします。

議案第4号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第4号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号から議案第9号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第16号から議案第23号までの16件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第5号から議案第9号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第16号から議案第23号までの16件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第5号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第6号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について、議案第7号令和2年度和気町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第3号）について、議案第8号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第9号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第11号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第12号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第4号）について、議案第13号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第16号和気町子どもひろばの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第17号和気町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、議案第18号和気町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第19号和気町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第20号和気町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号和気町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第22号和気町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号和気町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上16件に対する委員長の報告は、原案可決であります。16件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号から議案第9号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第16号から議案第23号までの16件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第24号令和3年度和気町一般会計予算に対する反対討論がありますので、討論をさせていただきます。

まず、ドローンについて、720万円ほど、委託料ですか、予算がついていたと思います。これが3年目ということで最終年で、決まっていたというふうな事業だからしょうがないという理屈もあるわけですが、私は反対であります。ドローン事業開始の時点で問題があったということですが、ドローンそのものに反対ではございませんが、かつて今回も利用しようとするFDDI社の代表取締役が町長の御息がおられました。今は取締役は替わっていると言われても、取締役だったということは事実であります。そのことによって、私は地方自治法違反ということが濃厚だということに思っております。包括連携協定というものがありますが、和気町の事業にいろいろ協力して下さるということに思えないというふうに思います。災害時の物資販売や薬の配達というふうなことを言われても、実証実験だけであり、技術が完成したら和気町で即実行できると、そういうふうな契約にはなっていないと思います。また、和気ドームのリフォームの予算も、大森前町長の専決処分を実施していますし、そういうことで、これは議会で何ともできなかったと、反対しても押し切るというふうな姿勢でございました。このドームの利用料金も、営利企業であるのにもかかわらず、規定を破って町民並みの格安の料金で利用をさせております。今予算で800万円程度でも問題であります。また、しゅんせつ残土置場の事業であります。和意谷地区は問題ないと思いますが、日笠上区は住民合意もまだできていませんし、4,400万円の設計費と950万円の土地取得費は問題であります。残土置場がぜひ必要とのことでありますが、現在、備前市の八木山に残土置場が既にあるのではないのでしょうか。あるいは、三石と和意谷で当面は残土置場は間に合うのではないのでしょうか。話ができていない土地所有者も地権者もおられるということですが、塩漬けになって不要な土地が残らなければというふうに危惧をしているところであります。

また、大國家の文化財の補助金は、本来7,000万円がいいものが、今回の1,080万円というのを認めていくと、最終的に1億1,889万6,000円ほどの高額になります。

また、町は人権事業をしているわけですが、隣保館管理費1,674万円、人権啓発推進費1,359万円及び集会所管理費191万円は、合計していきますと3,225万円余りの予算でございます。この人権予算、差別解消を目指すというふうには言っておりますが、この事業により差別が残ることになるのではないかと思います。

以上、理由を述べまして、反対討論といたします。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから議案第24号令和3年度和気町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第24号は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第24号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号から議案第29号まで、議案第31号から議案第34号まで及び議案第36号から議案第40号までの14件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第25号から議案第29号まで、議案第31号から議案第34号まで及び議案第36号から議案第40号までの14件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第25号令和3年度和気町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号令和3年度和気町国民健康保険診療所特別会計予算について、議案第27号令和3年度和気町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第28号令和3年度和気町介護保険特別会計予算について、議案第29号令和3年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、議案第31号令和3年度和気町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第32号令和3年度和気町駐車場事業特別会計予算について、議案第33号令和3年度和気町公共下水道事業特別会計予算について、議案第34号令和3年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第36号令和3年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計予算について、議案第37号令和3年度和気町地域開発事業特別会計予算について、議案第38号令和3年度和気町上水道事業会計予算について、議案第39号令和3年度和気町簡易水道事業会計予算について、議案第40号和気町道路線の認定について、以上14件に対する委員長の報告は、原案可決であります。14件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第25号から議案第29号まで、議案第31号から議案第34号まで及び議案第36号から議案第40号までの14件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告をいたします。

令和3年第2回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案2件につきまして、去る3月17日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告いたします。

議案第10号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、収入が減少しているが、予備費が増加した理由は何かとの質疑に対し、年度途中であり、2月、3月の締めができていないので、一時的に予備費に計上していると答弁がありました。

次に、議案第35号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、観光事業債を活用するようになってきているが、公共事業における特別減収対策企業債も活用してはどうかの質疑に対し、調査してできるだけ有利な起債を活用したいと答弁がありました。

他の委員から、部門ごとの管理をどのようにしているのかとの質疑に対し、それぞれの部門にも職員が対応できるようにしていると答弁がありました。

また、同委員から、購入する食材の原価を下げる必要があるのではないかとの質疑に対して、岡山市場の価格を参考に入札を実施していると答弁がありました。

他の委員から、職員数の減少の原因は何かとの質疑に対して、4月に異動した職員1名と今年度末に退職者が1名いるとの答弁がありました。

また、同委員から、外部のアドバイザーを入れて改善計画を作成すべきではないかとの質疑に対して、今後も改善を行っていき、コロナが収束すれば収支が均衡となるように努力したいと答弁がありました。

他の委員から、旅行代理店斡旋手数料とネットサーバー使用料は何かとの質疑に対して、旅行会社のサイトからの申込み手数料とサーバー使用料であると答弁がありました。

他の委員から、産業振興課に配属され、実際には温泉で勤務している実態が見受けられるが、勤務している会計で給与を支払うべきではないかとの質疑に対し、観光事業の担当ということで、産業振興課に配属していると答弁がありました。

他の委員から、会計年度任用職員の経費に超過勤務手当の予算がないのはなぜかとの質疑に対して、温泉特別会計の会計年度任用職員は全員パートタイムであるので計上していないと答弁がありました。

付託案件以外のその他の項目で、温泉で結婚式ができないのかとの質疑に対して、過去には神社で結婚式をして、温泉で披露宴をしたことがあった。温泉でも対応はできると答弁がありました。

また、他の委員から、昨年の経営改善計画に具体的な実行はあるのかとの質疑に対し、厨房の人数を変更したり、宿泊フロアを調整したりするなど、人件費の抑制に努めている。また、今後は日曜市を開催し、集客に努めたいと答弁がありました。

また、同委員から、地方公共団体金融機構から無料でアドバイザーを派遣する事業があるが、活用しないのかとの質疑に対し、研究すると答弁がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告とします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第10号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第10号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

議案第10号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

8番 西中君。

○8番（西中純一君） 議案第35号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算に対して反対討論がありますので、討論をさせていただきたいと思えます。

昨年度、令和2年度の和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算の繰越金が2,886万円あるということで、それを入金して、一般会計からの繰入れはしなくても運営できる、そのようなことがこの予算に出ておりますが、現下のウイルスの感染状況や国民経済の厳しさ、消費税10%に上げたということもあって、国民経済の厳しさというものは、安易に和気鶴飼谷温泉の営業改善ができるようなものではないと思えます。大変な努力が必要であります。昨年、温泉の経営改善計画を出されておりますが、あの改革というのは経営改善に結びつくような抜本的な実践に結びつくような改革案は示されなかったし、今回の質疑の中でも、経営の最高責任者である町長の営業に対する目標や管理計画、温泉改革の考えが示されておられません。このまま進んでいけば、また年度途中で一般会計からの大幅な繰入れの予算が示される、そういうことは目に見えているというふうに私は思います。令和2年度は今のところ8,000万円ほどの赤字経営になるようでございますが、令和3年度も確実に和気町民に負担をかける結果になりはしないかと危惧をしているものであります。ぜひとも本当の意味の実践に結びつく経営改革のめどが出されるような予算作成を、今後の補正予算とか、そういうものの作成を促すためにも、この予算には反対をさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号令和3年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第35号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本泰正君） 起立多数です。

したがって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和3年第2回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました諮問2件、基本構想1件、計画変更1件、補正予算10件、条例制定1件、条例改正9件、当初予算16件、道路認定1件につきまして、慎重に御審議、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

今議会におきまして、いろいろ御議論と御指摘をいただきました今後の行政運営等につきまして、これまでの成果等の検証を行いまして、評価結果を十分踏まえながら、行政運営並びに諸事業の検討をいたしまして、引き続き効率化に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、首都圏の1都3県に出されておりました緊急事態宣言は昨日で解除されました。緊急事態宣言は解除はされましたが、第4波に警戒いたしておりまして、外出自粛や営業時間短縮、イベント等の人数制限を当面継続して要請していくこととなっております。和気町といたしましても、町民の皆様の健康をお守りするため、新型コロナウイルス感染症に対する警戒を継続し、引き続き万全を期して臨んでまいりたい。なお、本会議でもお話を申し上げましたが、感染状況によっては、PCR検査等の実施等、対応を考えていかせていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。

本町の春の風物詩であります藤まつりにつきましても、国や岡山県の状況、他市町のイベント開催状況などを基に、関係者の皆さんと十分調整をして判断をさせていただきたいと考えておりますので、いま少しお時間をいただきたいと思います。

ワクチン接種対策につきましては、3月10日に和気町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターを開設いたしまして、3名のオペレーターにより町民からの様々な相談に対応いたしております。庁内25名の職員で構成する対策チームでございますが、ワクチン接種が開始され次第、速やかに医療機関に対し支援ができるよう、4月6日から順次リハーサルを実施してまいります。

ワクチンの接種スケジュールでございますが、予定では4月12日の週から、県内の一部高齢者施設の入所者から接種が始まりまして、一般の高齢者への接種は、接種券を5月9日までにお手元に届くよう発送する予定でございます。県内統一の5月10日から受付開始、5月17日から各医療機関で接種を開始するスケジュールで統一するよう調整を行っているところでございます。このスケジュールでいきますと、高齢者の接種完了は8月上旬頃となる見込みでございます。正式には、3月24日に開催されます岡山県ワクチン接種体制確保協議会、これで決定される予定でありますので、接種スケジュールが決まり次第、町民の皆様にも周知することといたしております。

終わりにになりましたが、議員の皆様方におかれましては、どうぞ健康には十分に御留意をされ、ますます町政発展のために御活躍されますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

今期定例会は、令和3年度を迎えるに当たって最も重要な当初予算をはじめ多くの案件が審議されました。審議の過程においては、常に長時間にわたる活発な議論が繰り広げられ、議員の皆様、並びに執行部の皆様には、さぞかしお疲れのことと拝察をいたします。

執行部におかれましては、新型コロナウイルスの脅威の中、町民の安全のために感染予防対策に鋭意取り組まれていること、深く感謝申し上げます。議会といたしましても協力してまいります所存でございます。よろしくお願いたします。

また、議員各位におかれましても、健康には十分注意され、常に住民の目線に立った議会活動に邁進していただき、町政発展のために皆様方の一層の御協力と御努力をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

これを持ちまして令和3年第2回和気町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでした。

午前10時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月22日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 安 東 哲 矢

和気町議会議員 当 瀬 万 享

和気町議会議員 尾 崎 智 美